



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
電話 03-5344-1100(代表)
<https://www.nenkin.go.jp>





挑戦と改革

—お客様サービスの一層の向上のためデジタル化を推進—

公的年金事業に関する業務運営を適切に行うことにより、

公的年金制度に対するお客様である国民の皆さまの信頼を確保し、

国民生活の安定に寄与するという当機構の使命を果たしていくためには、基幹業務のさらなる推進とともに、お客様サービスの一層の向上にもっと貪欲に、さらなる高みを目指して取り組み続けることが重要です。

また、社会のデジタル化の動向を踏まえつつ、お客様の利便性向上、業務の効率化・正確性の確保の観点から業務処理のオンライン化(デジタル化)を一層進めなければなりません。現状に満足せず、お客様サービスの一層の向上のために、第4期中期目標期間のその先の将来的なビジョンを見据えながら、「挑戦と改革」を進める気概を持ち、業務に邁進してまいります。

日本年金機構 理事長

大竹和彦

1959年生まれ。岐阜県出身、東京大学法学部卒。
2011年農林中央金庫常務、2015年農林中央金庫専務、
2021年(株)農林中金総合研究所取締役会長、
協同住宅ローン(株)取締役会長、
2024年(令和6年)1月から現職。

TOP MESSAGE

理事長から国民の皆さんへ

日本年金機構の令和6年度の
主な取り組み実績について教えてください。

「無年金・低年金を防止し、制度の公平性を維持し、正確に給付する」という業務を通じ、わが国社会の国民生活の安心と安定を確保することが当機構のミッションです。

組織一体となって社会経済インフラとしての役割を果たし、国民の皆さまの信頼を得るという決意のもと、第4期中期目標期間の初年度となる令和6年度においては、組織目標を「更なる高みへの挑戦—信頼され続ける組織であるために—」としました。

この組織目標の達成に向け、「基幹業務の安定的かつ着実な推進」、「年金制度改革等の事項に係る円滑かつ着実な対応」、「デジタル化への積極的な対応」、「安定的な業務運営を支える組織作り」を重点取り組み施策と位置づけ、各種取り組みを推進してきました。おおむね所期の目標を達成したと思っています。

〈基幹業務の安定的かつ着実な推進〉

【国民年金の保険料収納対策】

無年金・低年金の発生防止を図るために、機構本部、年金事務所が一体的に取り組みを推進するとともに、在留外国人の増加等の社会環境の変化も踏まえ、地域の関係機関等と連携した制度理解の促進の取り組みを強化しました。令和6年度における現年度納付率は78.6%(13年連続で上昇)、最終納付率は84.5%(12年連続で上昇)となりました。



【厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策】

厚生年金保険等の被保険者として適用されるべき方々の適用漏れを防止することにより、その方々の年金権を守るべく、国税源泉徴収義務者情報等を活用した未適用事業所の適用促進対策に取り組み、令和6年度の目標を上回る約8.3万事業所、約14.6万人を加入指導により適用しました。また、適用事業所に対する事業所調査についても、令和6年度の目標を上回る約12.1万事業所、約647万人について調査を実施し、延べ約9.8万事業所への指摘・約5.7万人の新たな被保険者の適用を行いました。

【厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策】

コロナ禍を脱し、新たな成長軌道にあるわが国経済の中で、各適用事業所の状況を踏まえながら、法令の趣旨に則った徴収対策を行うことが重要です。公正かつ公平で安定的な保険料収納を目指し、効果的な徴収対策とともに機構本部と年金事務所が一体となった適切な債権管理を実施し、厚生年金保険料の収納率は98.9%となりました。

【年金給付・年金相談】

年金制度を実務として適正に運用し、年金給付の正確性の確保およびお客様サービスの向上を促進するため、年金事務所等の体制整備を進めるとともに、事務センターで実施していた年金証書等の作成・発送業務の

機構本部への集約等の執行体制の再構築を引き続き進めました。

また、令和6年6月から一部のお客様を対象に老齢年金請求書の電子申請の運用を開始、令和7年3月には対象範囲を拡大する等、年金給付業務のデジタル化を推進しました。

厚生年金の支給開始年齢引き上げスケジュールの関係で老齢年金請求が増加する令和8年度に向けて、安定的な窓口体制を維持することが重要となります。このため、年金相談職員(無期雇用職員)の確保等に取り組みました。

加えて、年金相談の予約率90%以上(令和6年度の平均予約率:91.9%)の維持、予約のないお客様についても平均待ち時間30分未満で対応するなど、引き続き、お待たせしない窓口相談体制を維持しました。

【年金制度改正等の事項に係る円滑かつ着実な対応】

令和7年年金制度改正*に対応するため、厚生労働省年金局と連携して、機構における事務処理およびシステム構築について着実に検討を進めました。

また、令和6年10月施行の短時間労働者の適用拡大にあたり、適用拡大の対象となる可能性のある事業所(約5.4万事業所)に対して、原則すべて訪問等による事前の制度説明を行い、適正な届出が行われるための取り組みを実施しました。

*令和7年6月20日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布

〈デジタル化への積極的な対応〉

さらなるお客様の利便性向上と、正確・迅速かつ効率的な事務処理の実現を目的としたサービスのオンライン化の取り組みを推進しました。

事業所向けサービスについては、資本金1億円超の事業所および被保険者51人以上の事業所に対する電子申請利用の個別勧奨を引き続き実施するとともに、被保険者50人以下の事業所に対する利用勧奨や、電子申請利用環境の整備に向けた新たなソフトウェア開発の検討等を進めました。この結果、主要7届書の電子申請の割合は73.9%と前年度以上となったほか、資本金1億円超の事業所と被保険者数51人以上の事業所を合わせた電子申請利用割合は88.3%に達しました。

また、「オンライン事業所年金情報サービス」について、GビズIDに加え、電子証明書をお持ちの事業主や社会保険労務士の方も利用できるように機能追加を行い、令和6年度末の利用件数は11.5万事業所と、前年度末の4.9万事業所から大きく増加しました。

個人向けサービスについては、年金給付業務における電子申請対象届書の拡大を進めたほか、国民年金保

険料免除申請書等の電子申請サービス等の利用を促進し、前年度を上回る電子申請割合となりました。また、ねんきんネットを経由していくつでもメールのようにやりとりのできる相談サービスについて、海外にお住まいの方や身体等に障害がある方を対象に試行実施を開始しました。

〈安定的な業務運営を支える組織作り〉

職員に安心して働いてもらう職場環境も重要です。仕事と生活の両立ができ、健康で意欲をもって働ける職場環境を整備する観点から引き続き働き方改革を推進し、職員一人あたりの月平均時間外労働時間を令和5年度比で1時間25分減少させるとともに、令和7年4月の所定労働時間の見直しに向けて必要な対応を行いました。

また、新入構員の半数以上が女性です。性別や年齢、障害の有無等を問わない活躍の推進に引き続き取り組み、令和7年4月における女性管理職比率は19.1%と、令和7年度末目標である18%を前倒しで達成しました。

第4期中期目標期間の2年目となる令和7年度の取り組みについて教えてください。

当機構の令和7年の組織目標は「挑戦と改革—お客様サービスの一層の向上のためデジタル化を推進」としました。

現在、わが国は総人口や生産年齢人口の減少局面にありますが、その一方で、厚生年金保険の被保険者数は、高齢就業者数の増加、被用者保険の適用拡大、外国人の増加等を背景に増加傾向を維持しており、当機構における適用・徴収業務の対象となる公的年金の被保険者総数はこの10年間、ほぼ横ばいで推移しています。加えて、近い将来の65歳以上人口の増加・高止まりにより、老齢年金請求件数などの大幅な増加も見込まれます。

こうした当機構を取り巻く社会環境下において、引き続き、複雑な年金制度を実務とする機関として、適切に業務運営を行っていくためには、デジタル化の一層の拡充による業務の正確性・効率性、お客様サービスの向上を図りつつ、「いつでも・どこでも・どなたでも」をキーワードにお客様チャネル(接点)の再構築を進め、業務プロセスの改善等の各種改革に着手していかなければなりません。

組織目標の達成に向け、現状に満足することなく、その先の未来の組織としてのるべき姿を見据ながら、全役職員がそれぞれの役割に即し、「業務処理のオンライン化の推進」「お客様チャネルの再構築」「基幹業務の更なる推進」「柔軟で多様な働き方の実現」の重点項目について取り組み、「すべての届書の向こう側には人々の生活(人生)がある」という緊張感を維持し、業務に邁進してまいります。



年次報告書2024

CONTENTS 目次



TOP MESSAGE 理事長から国民の皆さまへ
挑戦と改革—お客様サービスの一層の向上のためデジタル化を推進—

1



第1章

取り組み状況の全体像と
今後の施策がわかる

部門別令和7年度 重点取り組み施策

p.6

| | |
|--------------|----|
| 統括管理部門 | 7 |
| 統括管理部門(特命担当) | 9 |
| 人事・会計部門 | 11 |
| 事業企画部門 | 13 |
| 事業管理部門 | 15 |
| 事業推進部門 | 17 |
| 年金給付事業部門 | 19 |
| システム部門 | 21 |

第2章

基幹業務の取り組みがわかる

令和6年度の 取り組み

p.24

| | |
|----------------------------|----|
| 国民年金の適用促進に向けた取り組み | 25 |
| 国民年金保険料の納付率向上に向けた取り組み | 27 |
| 厚生年金保険・健康保険などの適用促進に向けた取り組み | 31 |
| 厚生年金保険・健康保険などの保険料徴収の取り組み | 35 |
| 年金給付業務の取り組み | 39 |
| 年金記録問題への取り組み | 43 |
| 年金相談の充実に向けた取り組み | 45 |
| 公的年金制度に対する理解促進への取り組み | 48 |
| お客様サービス向上の取り組み | 49 |
| 内部統制システムの有効性確保に向けた取り組み | 51 |
| 個人情報の保護に関する取り組み | 55 |
| 令和6年度の取り組み実績 | 57 |

第3章

機構組織と年金制度の基礎

日本年金機構と 公的年金制度

p.62

| | |
|--------------------|----|
| 日本年金機構について | |
| 概要／位置づけ／体制 | 63 |
| 基本理念と運営方針／業務 | 65 |
| 公的年金制度について | |
| 公的年金制度を支える土台／年金の種類 | 67 |
| 歴史 | 69 |

第4章

知りたい情報集

資料編

p.72

| | |
|--------------------|----|
| 役員の紹介 | 73 |
| 役員の報酬および職員の給与 | 73 |
| 人事・労務関連データ(令和6年度) | 74 |
| 財務関連データ(令和6年度) | 75 |
| 業務関連データ(令和6年度) | 76 |
| 数字で見る年金 | 77 |
| 「わたしと年金」エッセイ | 79 |
| 年金相談のインターネット予約のご案内 | 81 |
| 年金についてのお問い合わせ先 | 82 |

[コラム①]ねんきんネットのご案内 23 [コラム②]日本年金機構のホームページ 54
[コラム③]外国人へのさまざまな対応 61 [コラム④]地域年金展開事業 71

年次報告書(アニュアルレポート)の発行について
平成22年1月の設立以来、毎年度、業務運営の状況や目標の達成状況などについて、国民の皆さまにわかりやすく発信することを目的として発行しています。今年度版は、令和6年度の取り組みとあわせて、令和7年の重点取り組み施策についても編集しておりますので、ぜひご覧いただきますようよろしくお願いします。

取り組み状況の全体像と今後の施策がわかる

第1章

部門別 令和7年度 重点取り組み施策

日本年金機構本部の部門担当
理事から令和7年度の重点取り
組み施策について紹介します。



統括管理 部門

統括管理部門は、機構全体の安定的な運営を統括する、いわば「司令塔」の役割を担っています。その主要な業務は、経営方針や中期・年度計画の企画立案をはじめ、組織改廃、定員管理、広報、予算・決算業務、組織横断的な課題への対応など多岐にわたります。特に近年は社会のデジタル化の進展に対応し、「ねんきんネット」を軸としたオンラインビジネスモデルの環境構築、利用促進に注力してきました。現在は、将来のわが国社会環境の変化を視野に入れつつ、多様なお客様のニーズに応える柔軟な相談体制等の構築を目指し、お客様とのチャネル(接点)のあり方の見直しを検討しています。



副理事長(統括管理部門担当)
樽見 英樹

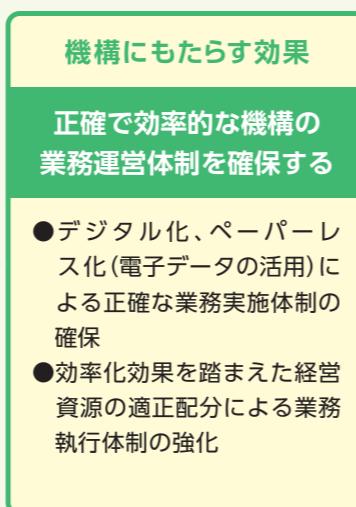
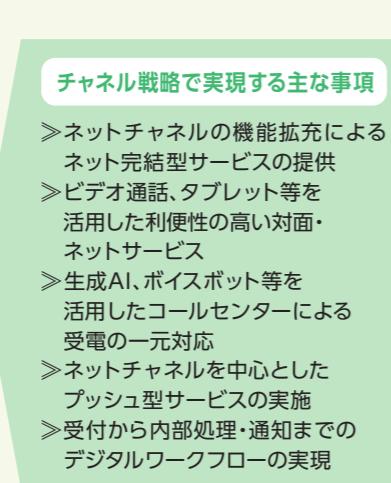
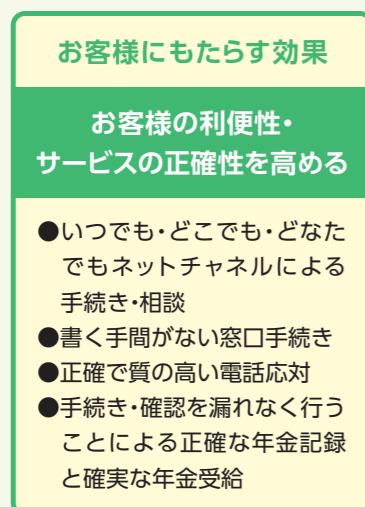
令和7年度の重点取り組み

いつでも・どこでも・どなたでも、正確・安全・便利な年金サービス

わが国は、総人口や生産年齢人口の減少が進行していく一方で、年金受給者や老齢年金請求件数等の増加が見込まれます。また、人々の働き方の多様化等による厚生年金保険被保険者の増加や、外国人の増加等も見込まれています。このような状況に的確に対応し、「制度を実務に」という機構の基本コンセプトの下、機構の果たすべき役割を着実に果たしていく必要があります。

公的年金制度は、国民の皆さんにとって将来の生活の基盤となる重要なものです。当機構の仕事の根幹は「国民の皆さんのがんばること」であり、お客様第一にわかりやすい情報発信、正確な説明を行うとともに迅速な事務処理を実現することがチャネル戦略の目的です。

当機構が取り組むチャネル戦略では、お客様に便利にかつ安心して制度を利用していただけるよう、お客様との接点である各チャネル(窓口や電話等)を設備するとともに、ネットや新技術の活用による事務処理における正確性の向上や効率化といった業務運営面においても改善を図っていきます。



オンラインビジネスモデルの推進

お客様の手続き負担の軽減と機関内部の事務処理の効率化等を図る観点から、お客様からの届出や照会、機関からの通知や情報提供に関するオンラインサービスの拡充と利用促進に取り組んでいます。事業所からの主要7届書※の電子申請の割合は、23.9%(令和元年度)から73.9%(令和6年度)まで上昇したほか、お客様ご自身の年金情報の確認や手続きがオンラインで行える「ねんきんネット」ユーザー数は、1,356万人(令和6年度)と増加しています。

※主要7届書:資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届

主要7届書の電子申請割合



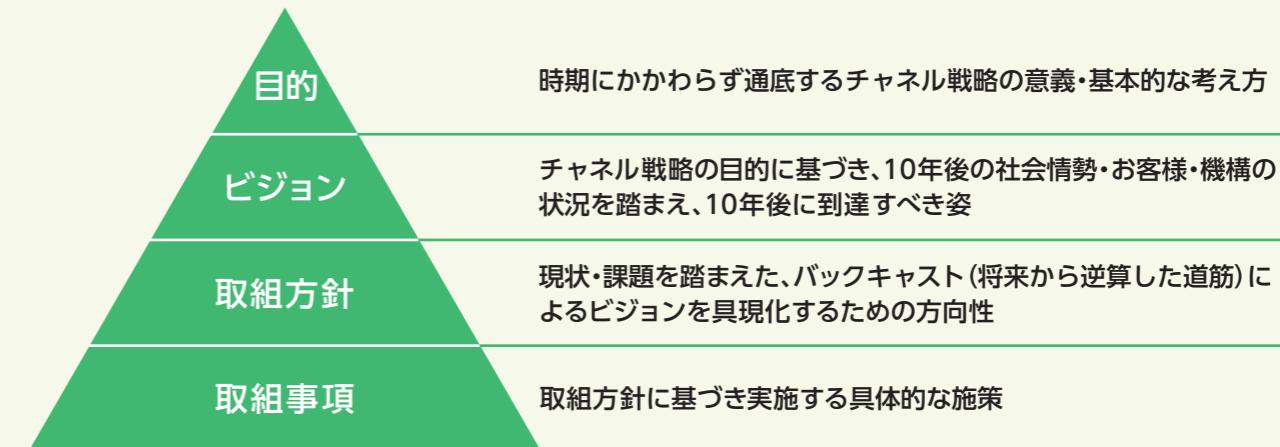
ねんきんネット利用者数



チャネル戦略の検討状況

(1) チャネル戦略の検討と構成

今後さらにオンラインビジネスモデルを推進し、お客様サービスを充実させるためには、当機関とお客様との接点であるチャネル全体の将来像を明確にし、各チャネルを効果的に連動させることが必要です。当機関のチャネル戦略は、その意義や、10年後に到達するべき姿(=ビジョン)を明確にしたうえで、組織全体が共通認識をもって具体的な取り組みを進めていくため、目的、ビジョン、取組方針、取組事項の4つのレベルで内容を明確にしながら検討しています。



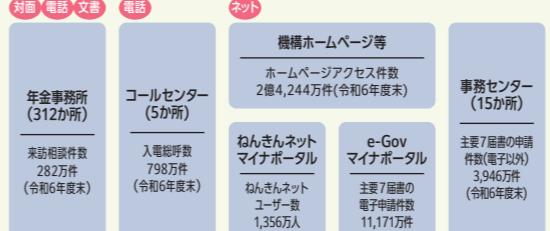
(2) チャネル戦略のビジョン

基本的な考え方(10年後のお客様と当機関のかかわり方)

将来的には大部分のお客様が電子行政サービスを活用されることが見込まれることから、ネットチャネルを使いやすいものとし、各種手続き等がネットで完結することを予定しています。一方で、お客様のニーズを踏まえ、一定の対面チャネルを維持しつつ、そこにおいても内部事務処理におけるデジタル化により利便性・正確性を向上させることが必要です。ネットチャネルを中心としたサービス体系やワークフローの電子化による効率化分は、今後増加する業務への対応やお客様サービスの向上に必要な経営資源として再配分していきます。

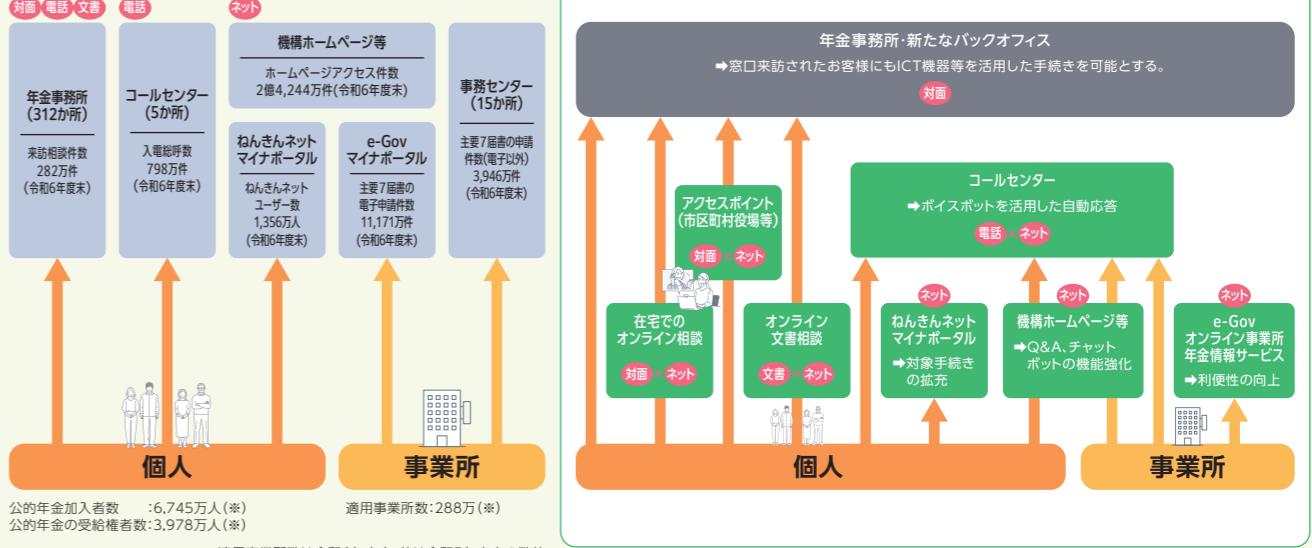
現状

- 年金事務所による
対面チャネル
電話チャネルが中心
- ネットチャネルの機能には制約が多く利用も限定的



ビジョン(将来像)

- ネットで完結するサービス体系の構築、ネットと対面の適切な融合により、お客様の利便性とサービスの質を向上
- 対面チャネル等においてもデジタル技術の活用により、利便性・正確性を担保



統括管理 部門 (特命担当)

年金制度はお客様の信頼の上に成り立っており、年金制度の業務運営を担う当機構は、その信頼に応え続けなければなりません。特命担当として、この重責を果たすため、各リスクセグメントに応じたリスク管理やコンプライアンス確保に取り組んでいます。特にお客様の年金権の侵害につながる事務処理誤りに関しては、モニタリング等を踏まえ、業務処理マニュアルの改正やシステム改修を行うなど、削減に向けた取り組みを徹底し、事務処理の正確性の確保に努めています。これらの取り組みを継続的に推進することにより、強固なガバナンス体制を構築し、信頼に応え続けられる組織を目指します。



統括管理部門(特命)担当理事
安藤 誠

令和7年度の重点取り組み

1. 内部統制システムの有効性確保

機構の内部統制については、理事会の統括の下、「内部統制システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、業務の適正性確保に向け、以下の取り組みを行っています。また、それらの取り組みにあわせて、リスク管理の三線防御体制^{*}の実効性・効率性を高めるための取り組みを進めます。

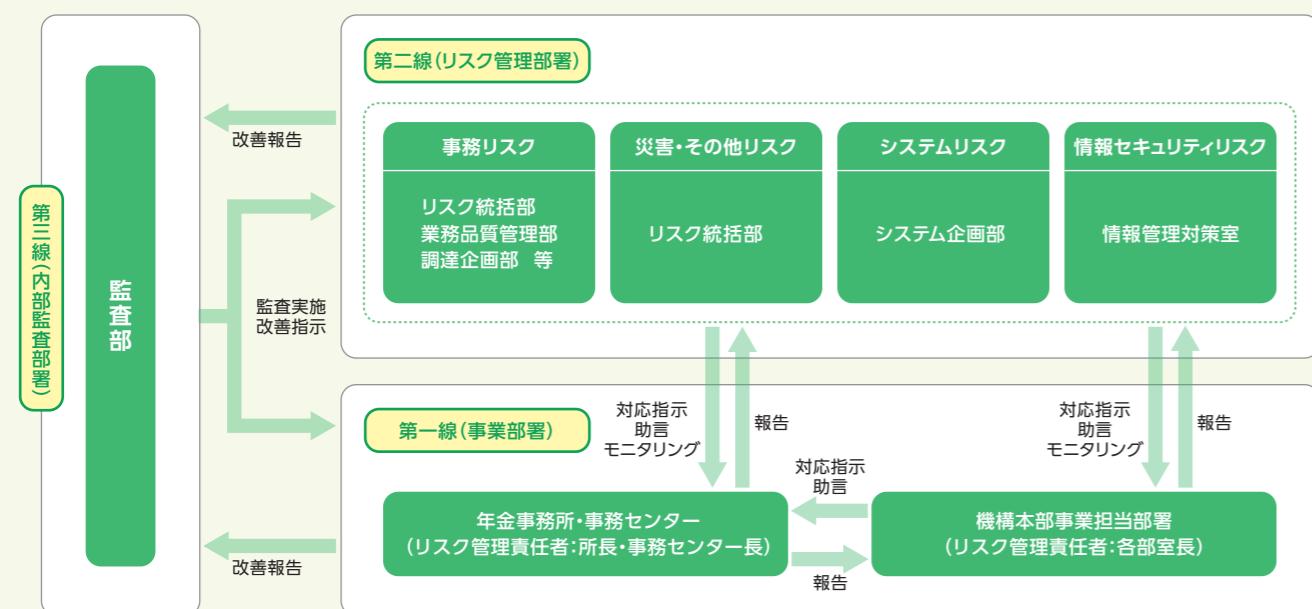
*: 機構においては、三線防御体制を以下のように位置づけています。

第三線: 第二線に対するリスク管理体制の整備・運用状況の有効性に関する監査を行う部署(監査部)

第二線: 第一線のリスク管理のルールを定め、ルールの遵守状況をモニタリングし、リスクへの対応を行う部署(リスク統括部、業務品質管理部、調達企画部、情報管理対策室、システム企画部、コンプライアンス部等)

第一線: リスクオーナーとして、事業を行う部署(年金事務所、事務センター、機構本部事業担当部署)

三線防御体制の全体像(イメージ図)



2. 事務処理の正確性の確保

事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるため、事務処理の正確性の確保が必要です。以下の取り組みにより、事務処理誤りの削減を目指します。

(1) 事務処理誤りの早期発見、発生時の対応および再発・未然防止等に向けた取り組み

① 事務処理誤りの早期発見

- ・日報や事務処理誤り報告等のモニタリングを精緻に行い、事務処理誤りを早期に発見・対応するとともに、役員等への報告、個別対応を速やかに行ってています。

- ・事務処理誤りの月次公表、年次公表を適切に行うとともに、事務処理誤りについての点検・分析を徹底することで、同種の事案の早期発見を図り、再発・未然防止に向けた取り組みに反映させています。
- ・機構に寄せられた「お客様の声」について、事務処理誤りにつながる事案がないかという観点で点検しています。

② 事務処理誤り発生時の対応

- ・事務処理誤りを発生させた部署は、リスク部門等関係部署に直ちに報告するとともに、進捗管理を徹底しての早期完了、機構本部・拠点共同での発生原因の調査・分析および再発防止策の策定を行います。
- ・リスク部門は、役員等への報告、関係部署との原因の追加調査および再発防止の対応にかかる機構本部各部門への指示を行います。

(2) 事務処理誤りの削減に向けた取り組み

事務処理誤りの発生原因等の調査・分析結果を踏まえ、機構内報による事務処理誤り事例の周知、研修の実施、事務処理手順の見直しによる業務処理マニュアルの改正およびシステム改修等に取り組みます。

事務処理誤りの発生状況(令和7年3月末時点)

| 発生年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 917件 | 722件 | 650件 | 528件 | 348件 |

3. リスク管理とコンプライアンス確保の取り組み

以下の取り組みにより、リスク管理とコンプライアンスの確保を図ります。

(1) リスク管理

「事務リスク」、「システムリスク」、「情報セキュリティリスク」および「災害その他リスク」について各セグメントに応じリスクアセスメント等を活用したリスクの把握および再発・未然防止を図ります。

① 事務リスクへの対応

日報や事務処理誤り報告等の点検により、リスクを早期に把握し、把握したリスクに対する対応方針・対応状況の確認および事務処理誤りの原因等の分析を行い、関係部署と連携・情報共有するなど、必要な対応を行っています。

② システムリスクへの対応

過去事例の分析を踏まえた再発防止策の活用等により引き続きシステム障害の再発・未然防止を図っています。

③ 情報セキュリティリスクへの対応

外部専門家による情報セキュリティリスク分析評価および脆弱性診断等の結果等について、定期的にリスク管理委員会へ報告するとともに、把握したリスクに対する対応方針、対応状況について確認し、必要な対応を行っています。

④ 業務継続計画(BCP)の見直し等(災害その他リスクへの対応)

災害等の非常時における年金支払いの継続について、これまでの機能強化や体制整備を踏まえ、発災時に迅速な対応ができるよう引き続き準備や訓練、マニュアルの改善等を行い、継続的に運用面の精緻化を図っています。

(2) コンプライアンス確保

役職員に対し、ケーススタディを活用した実効性のある研修(随時)、機構内報等での情報発信(毎月)を行うとともに、コンプライアンス自己点検(毎月)、コンプライアンス意識調査(年1回)を継続的に実施しています。

人事・会計 部門

人事・会計部門は、当機構の正確かつ安定した年金制度の運営を支えるための取り組みを継続的に進めています。具体的には、人事面では、採用から研修、労務管理等の人事ライフサイクル管理を一貫して担い、「働き方改革」の推進を通じて、職員が仕事と生活を両立しながら意欲的に活躍できる環境の整備に取り組んでいます。また、会計面では、業務の円滑な遂行を支えるべく、調達管理の適正化や施設・設備の計画的な整備等に取り組んでいます。



人事・会計部門担当理事
立田 英人

令和7年度の重点取り組み

1. 働き方改革・女性活躍の推進

(1) 働き方改革の推進

職員が仕事と生活を両立させ、意欲をもって働く職場環境を確立するために働き方改革のさらなる促進の取り組みを進めます。育児・介護休業法等に基づく各種休暇制度について、引き継ぎ制度の周知および取得促進に取り組みます。

① 仕事と生活の両立ができる職場環境の確立

- 多様な働き方（フレックスタイム制等）について、社会情勢動向等を把握し、機構の業務形態に合わせ機構本部の一部で試行実施を検討する。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画により、職員が安心して仕事と子育ての両立ができる職場を目指し、育児休業取得促進、育児休業から復帰しやすい受け入れ体制の整備に取り組む。
- 子育てをしやすい職場環境の整備のため、子の看護休暇の要件の見直しを行なう。
- 育児・介護休業法の改正にともない、育児休業等に関する個別周知・意向確認等の実施を拡大する。また、介護休業に関しても同様に個別周知・意向確認等を適切に実施する。

男女別の育児休業取得状況

| 年度 | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|-----------------|-----------------|---------|---------|---------|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 |
| 育児休業取得率* | 97.67% | 75.23% | 96.49% | 76.19% |
| 育児休業平均取得日数 | 411.86日 | 103.90日 | 419.51日 | 134.05日 |
| 内訳 | 育児休業を取得した職員数 | 168人 | 82人 | 165人 |
| | 本人（配偶者）が出産した職員数 | 172人 | 109人 | 171人 |
| 本人（配偶者）が出産した職員数 | 84人 | | | |

*:育児休業取得率=育児休業を取得した職員数／本人（配偶者）が出産した職員数

分母が当該年度の出産者数、分子が当該年度の育児休業の取得者数として集計しているため、出産した年度と育児休業を取得した年度にずれが生じることがあります

② 時間外勤務の縮減

- 令和7年4月から所定労働時間を国家公務員と同じ7時間45分に見直し。この見直しにより、年金事務所の始業時刻と開所時刻が同時刻になるため、時間外勤務の増加や拠点運営に影響が生じないようにすることが重要。
- ノーカンパニーの徹底、一斉退社の促進などの取り組みを推進することにより、定時退社しやすい環境を整備し、時間外勤務の縮減を図る。
- 時間外勤務が一定時間を超えた職員の健康状態を把握し、必要に応じて上長による面談や業務の軽減など、健康障害防止の推進を図る。
- これまでの時間外勤務時間の実績を踏まえ、管理職の時間外勤務時間については月平均18時間以内、一般職については月平均10時間以内を目指す。

時間外勤務の状況（職員一人あたりの月平均）

| 年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減 |
|------|---------|---------|---------|
| 機構全体 | 10時間44分 | 9時間19分 | ▲1時間25分 |
| 内訳 | 管理職 | 15時間30分 | 13時間32分 |
| | 一般職 | 8時間57分 | 7時間53分 |
| | | | ▲1時間4分 |

(2) 女性活躍の推進

令和7年4月時点における機構の女性職員の割合が約40%であることを踏まえ、女性が活躍できる組織体制の構築や職場環境の整備は機構にとって必要不可欠です。今後の組織を安定的に運営するためにも、女性の一層の定着と活躍を推進すべく、以下の取り組みを実施します。

- 女性管理職の一層の登用および主要ポストへの配置を拡大する。
- 第4期一般事業主行動計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）では、女性管理職比率の目標を令和7年度末に18.0%と定めていたが、令和7年4月時点で19.1%となり、前倒しで達成した。今後も研修等により管理職を目指す意識の醸成を図り、女性管理職比率の向上を進める。
- 出産や育児等のライフイベントを踏まえた女性の定着に資する人事制度の見直しを検討する。
- 次世代の管理職を育成するため、クラス別研修や健康管理研修を引き続き実施するとともに、性別等を問わず能力を発揮でき、さらなる組織活性化につながる研修内容の充実・強化を図る。
- 母性健康管理の休暇等、各種休暇について取得しやすい環境を作るため、研修や機構内報による制度周知と取得促進を着実に進める。
- 男性の育児休業取得率については、第4期一般事業主行動計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）における、令和7年度末目標80%を上回るよう取得促進に取り組む。

女性管理職比率

| 令和3年4月 | 令和4年4月 | 令和5年4月 | 令和6年4月 | 令和7年4月 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 14.6% (413人) | 15.3% (430人) | 16.4% (463人) | 17.4% (490人) | 19.1% (527人) |

※()内は女性管理職数

2. 人材の確保・育成等

(1) 優秀な人材の確保

令和8年（2026年）新卒採用について、内定者との積極的な接触を図り、組織理解を深めるとともに、新卒採用の安定的確保を図ります。

令和9年（2027年）新卒採用については、新規採用者の採用予定数を安定的に確保するため、機構で働く魅力がより伝わるよう新卒用ホームページや採用パンフレットの職員紹介、仕事紹介ページを充実させつつ、公的年金業務の意義について積極的に説明し、新卒採用の安定的確保につながる母集団形成を図ります。

職務経験者を即戦力として確保するため、中途採用（社会人経験者採用）について、より効果的な採用活動を行い、必要な経験者採用数を確保します。

(2) 人材の育成

階層別研修について、職責に求められる役割を果たす人材を育成するための研修を実施しています。特に、新入構員には基本的な知識・スキルを習得する研修をよりていねいに実施します。業務別研修については、カリキュラムの充実を図り、全職員を対象に実施します。また、高い専門性が求められる分野（年金給付、徴収、調達、システムおよび情報セキュリティ）の研修については、外部講師、外部機関を活用する等、各分野の最新の動向を踏まえた研修に積極的に取り組みます。

(3) 高年齢者層の活用

60歳を超える職員の経験や能力を活かすため、以下の取り組みを行います。

- 正規職員の定年退職者については、これまでの知識・経験を活かした業務役割を担うとともに、従前の単年度雇用のエルダー職員制度から5年間の継続雇用とする新たな制度として、令和7年4月にシニア職員制度を導入。
- 65歳以降の雇用期間を拡大する仕組みとして、正規職員から定年再雇用された職員の雇用期間満了後、当該職員の知識・経験を活用し、病気休職者が発生した拠点へ赴き業務支援を行う体制を構築し実施する。

事業企画 部門

事業企画部門は、公的年金事業の業務運営に関する企画業務の中核として、年金制度改革等に関する事業の企画・調整、年金記録の正確な管理と年金記録問題対策に関する企画・調整など、幅広い事業を統括しています。令和7年度においては、特に、令和7年年金制度改革を円滑に実施するための事務処理の整備とシステム構築等を着実に進めています。また、その他の法改正や税制改正を踏まえた事務の実施についても、関係機関と連携・調整しながら必要な対応を行っています。



事業企画部門担当理事
和田 康紀

令和7年度の重点取り組み

1. 年金制度改革等への対応

(1) 年金制度改革への対応

令和7年6月20日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布されました。各改正項目について、施行時期を踏まえた実施計画を策定したうえで、事務処理の整備、システム構築および体制の整備等の準備を着実に進めています。

令和7年年金制度改革にかかる主な改正事項

①被用者保険の適用拡大等

- ・短時間労働者の適用要件のうち、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。(令和9年10月)
- ・常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。(令和11年10月)
- ・適用拡大にともない、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。(令和8年10月)

②在職老齢年金制度の見直し(令和8年4月)

- ・老齢厚生年金の支給停止となる収入基準額を51万円(令和7年度価格)から62万円に引き上げる。

③遺族年金の見直し(令和10年4月)

- ・18歳未満の子のない20~50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これにともなう配慮措置として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度および有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。

④標準報酬月額の上限の段階的引上げ(令和9年9月)

- ・標準報酬月額の上限について、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる。

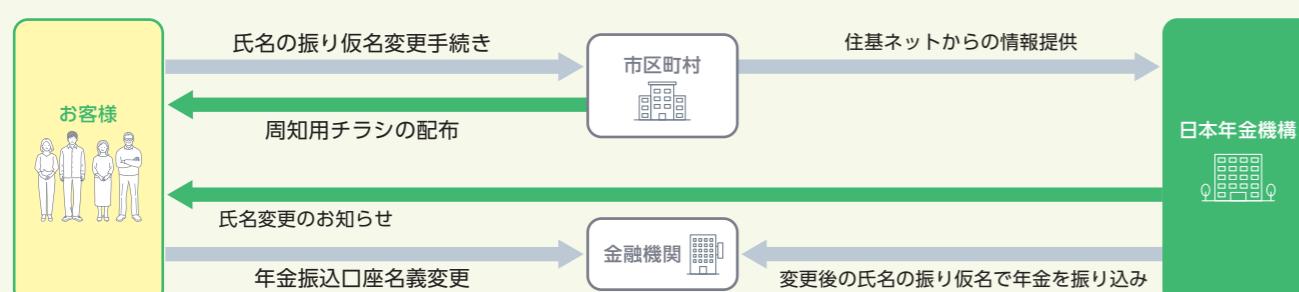
⑤その他

- ・子にかかる加算額の引き上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。(令和10年4月)
- ・再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内には脱退一時金を請求できないこととする。(公布から5年以内)

(2) 番号法改正等への対応

①戸籍法改正への対応

令和7年5月26日以降、戸籍等への記載事項に氏名の振り仮名が追加されることにともない、「氏名の振り仮名」が変更された場合は、その情報が当機構に連携され、年金受給者情報等が修正されます。このため、年金の支払いに影響を及ぼさないよう、チラシの配布や氏名変更のお知らせ案内の送付など、周知・広報を適切に行ってています。



②公金受取口座への対応

令和7年6月から公金受取口座登録法^{*}の改正に基づく年金の振込口座の公金受取口座への登録が開始されたことにともない、年金請求時に公金受取口座の登録意思の確認を行うとともに、事務処理を着実に実施します。また、既存の年金受給者の年金振込口座情報を公金受取口座として登録する事業が予定されていることから、お客様へ送付する意向確認書の作成・発送や照会対応、書類の受け付け等の一連の事務処理体制の整備等準備を着実に進めています。

*:預貯金口座について、給付金などを受け取るための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録する制度です。改正により、年金請求手続きの際に年金受取口座として申請した預貯金口座を公金受取口座として登録申請ができるようになりました。

(3) その他の制度改正への対応

①子ども・子育て支援法への対応

令和6年6月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことにともない、各改正項目について事務処理の整備、システム構築およびわかりやすい周知広報等を順次行います。

- ・子ども・子育て支援特別会計の創設(令和7年4月施行)
- ・子ども・子育て支援金制度の創設(令和8年4月施行)
- ・国民年金育児免除制度の創設(令和8年10月施行)

②税制改正への対応

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除等の見直しが令和7年12月1日に施行されることから、老齢年金にかかる所得税の源泉徴収額の再計算を行い、令和7年12月の年金支払い時に精算(還付)を行うため、関係機関と連携し、事務処理の整備、わかりやすい周知広報およびお客様からの照会対応等を適切に実施します。

令和7年分の所得税の源泉徴収と還付イメージ



③諸外国との社会保障協定への対応

令和7年12月の日・オーストリア社会保障協定の発効に向け、国内事務の整備やわかりやすい周知・広報を進めるとともに、年金事務所等において適用証明書交付申請書にかかる事務および相手国年金の代理受理を適切に実施します。

2. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止

(1) 年金記録の確認等の対応

当機構では、旧社会保険庁時代に発生した年金記録問題の対応について、未統合記録の解明を図るために取り組みを継続して行ってきました。引き続き、ねんきん定期便および「ねんきんネット」を活用した年金記録の確認の呼びかけ、「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」等に未回答の被保険者に対する記録確認のお知らせ送付、お客様からの年金記録に関する申し出等に対する確認の徹底等を進めています。

(2) 年金記録の正確な管理等の実施

基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行う取り組み等により、年金記録の正確な管理を実施しています。基礎年金番号とマイナンバーの紐付けについては、新規の資格取得届が提出された際に確実に確認を行うほか、市区町村、事業主への協力依頼や、ご本人への個人番号登録届の提出勧奨に引き続き取り組みます。

事業管理 部門

事業管理部門では、国民年金の適用・保険料収納、厚生年金保険、健康保険、船員保険にかかる適用・徴収に関する具体的な事務の企画・立案や制度運営の調整を担っています。令和7年度も、国民年金の適用促進と収納対策に加え、制度改革とともに厚生年金保険等の短時間労働者への適用拡大や、公平・公正な保険料徴収の推進に取り組みます。また、外国人加入者の増加を踏まえ、公的年金制度の内容や手続きに関する周知、制度理解に向けた各種対応にも取り組んでいます。



事業管理部門担当理事
駒木 賢司

令和7年度の重点取り組み

1. 国民年金の適用・保険料収納の取り組み

(1) 制度周知および制度理解の促進

- 地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)から提供される住民基本台帳情報などを活用して、20歳になった方、海外から転入された方、厚生年金保険の資格を喪失された方等への確実な適用を進めています。
- 機構ホームページやSNS等を活用した制度案内の充実、若者向けの年金セミナーの実施など、制度理解の促進等を進めています。

(2) 保険料収納対策

- 年金受給権を確保するため、機構全体および年金事務所ごとに行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進し、現年度の納付率を14年連続で向上させることを目指します。また、若年層や免除対象層、短期・長期末納者層などの未納者の属性(年齢・所得・未納月数など)や地域の状況等に応じ、きめ細かい対策を進めています。

- 現年度納付率については、令和6年度実績から1.0ポイント程度の伸び幅を目指す。
- 過年度1年目納付率・最終納付率については、80%台半ば(前年度実績以上)を目指す。

- 無年金や低年金の防止に資するよう、任意加入制度・追納制度の周知の充実と勧奨等を進めています。
- 安定的な納付につながるよう、口座振替や前納制度の利用促進を図るとともに、多様化するお客様のニーズを踏まえながら、マイナポータルを利用した口座振替、インターネットバンキングやスマホ決済アプリによる納付など、保険料を納めやすい環境の整備とその周知等を進めています。

国民年金保険料の年齢別現年度納付率(令和6年度分保険料)

| 20歳～24歳 | 25歳～29歳 | 30歳～34歳 | 35歳～39歳 | 40歳～44歳 | 45歳～49歳 | 50歳～54歳 | 55歳～59歳 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 80.4% | 67.1% | 69.4% | 74.4% | 78.0% | 79.7% | 80.9% | 82.8% |

2. 厚生年金保険・健康保険等の適用・保険料徴収の取り組み

(1) 適用対策

国税源泉徴収義務者情報により把握した適用調査対象事業所について、引き続き、雇用保険被保険者情報等を活用して効果的な対策を講じ適用を進めます。特に、5人以上の従業員を雇用している蓋然性が高い事業所については、最優先で取り組み、令和7年度末までの適用を目指します。また、令和7年度は、事業所調査において、電子データ確認による調査手法の拡大など、新たな手法を取り入れながら適用の適正化に向けて取り組んでいます。

(2) 保険料収納対策

経済情勢などに応じた取り組みを迅速かつ柔軟に実施し、事業所の実情に即した適正な納付計画の策定と履行管理により、着実な保険料収納を確保してきました。令和7年度においても、行動計画を策定し、機構全体として厚生年金保険・健康保険等の保険料収納率について、新型コロナウイルス感染症拡大前(令和元年度)の徴収実績への回復を見据え、前年度と同等以上の水準を確保することを目標としています。また、安定的な収納確保のため、口座振替の促進にも重点的に取り組んでいきます。

厚生年金保険料収納率の推移

| 年度 | 令和元年度(最高年度) | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 収納率 | 実績 | 99.1% | 97.5% | 98.3% | 98.5% | 98.7% |
| (対前年比) | | — | ▲1.6% | 0.8% | 0.2% | 0.2% | 0.2% |

3. 外国人増加に向けた対応

日本に在留する外国人の数は、令和4年度末より過去最多を更新し続けており、令和6年度末には、10年前の平成26年度末比で約1.8倍にあたる約377万人に達し今後も増加が見込まれています。こうした状況も踏まえ、厚生労働省等と連携して外国人に対する公的年金制度の周知や収納対策等に取り組んでいくことが重要になっています。

在留外国人の推移

【出典】出入国在留管理庁ホームページより抜粋



【参考】外国人人口
○令和7年1月1日現在^{*1}
総人口約1億2,433万人のうち約368万人(総人口に占める割合…約2.96%)
○令和2年(2020年)^{*2}
総人口約8,700万人のうち約939万人(推計)(総人口に占める割合…約10.8%)

*1: 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント」

*2: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」出生中位(死亡中位)推計

このため、中長期的な観点も踏まえながら、外国人に着目した対応を重点的に進めており、(1)インフラ整備、(2)関係機関との連携体制の再構築、(3)地域における戦略的対応の3つを柱とした取り組みを実施しています。

(1) インフラ整備

J-LIS情報を活用して海外から転入された方を早期に把握するためのシステムを整備し、適用勧奨や職権適用を行っています。今後の外国人の増加も見据え、外国人に対する制度の周知や各種手続きを進めるうえで必要となる基盤を整備していきます。

- 機構ホームページに「外国人向け特設ページ」を設け、SNS等も活用した情報発信の充実
- 年金事務所での窓口や訪問対応等に活用できる翻訳ツールの段階的な整備
- 適用勧奨状、各種リーフレット等の英語翻訳や多言語化を順次進め、機構ホームページの「外国人向け特設ページ」に掲載
- 外部有識者と連携して、わかりやすい日本語を活用した案内リーフレットの作成など

(2) 関係機関との連携体制の再構築

市区町村、出入国在留管理庁、自治体国際化協会(CLAIR)をはじめ、企業、教育機関、外国人技能実習機構(OTIT)など、外国人と関係のある各種機関との連携を各地域で幅広く構築して、より効果的な対策を進めています。

- 市区町村に対し、外国人の転入における制度周知、住民登録担当窓口と国民年金担当の連携を依頼
- 自治体国際化協会(CLAIR)に対し、地域国際化協会へ連絡協議会を活用した制度周知を依頼
- 外国人技能実習機構(OTIT)に対し、監理団体へメールマガジンを活用した制度周知を依頼
- 各年金事務所を通じて地域国際化協会や監理団体に対し制度周知にかかる協力を依頼など

(3) 地域における戦略的対応

地域の特性を踏まえた好取り組み事例を収集・展開し、効果的な取り組みを促進していきます。

事業推進部門

事業推進部門は、国民年金や厚生年金保険等の業務運営や年金相談業務など、基幹業務の実務を担う機構の最前線であり、全国の年金事務所等では、中期・年度計画に基づく事業目標の達成に向け、日々着実に取り組みを推進しています。令和7年度は、これらの基幹業務の実績向上につなげるため、「地域年金展開事業」を推進し、セミナーや説明会の開催、年金委員の活動支援等を通じて制度の普及・啓発に重点的に取り組んでいます。また、お客様のご意見・ご要望を踏まえ、窓口対応や情報提供の質的向上にも継続して取り組みます。



事業推進部門担当理事
草刈 俊彦

令和7年度の重点取り組み

1. 公的年金制度に対する理解の促進

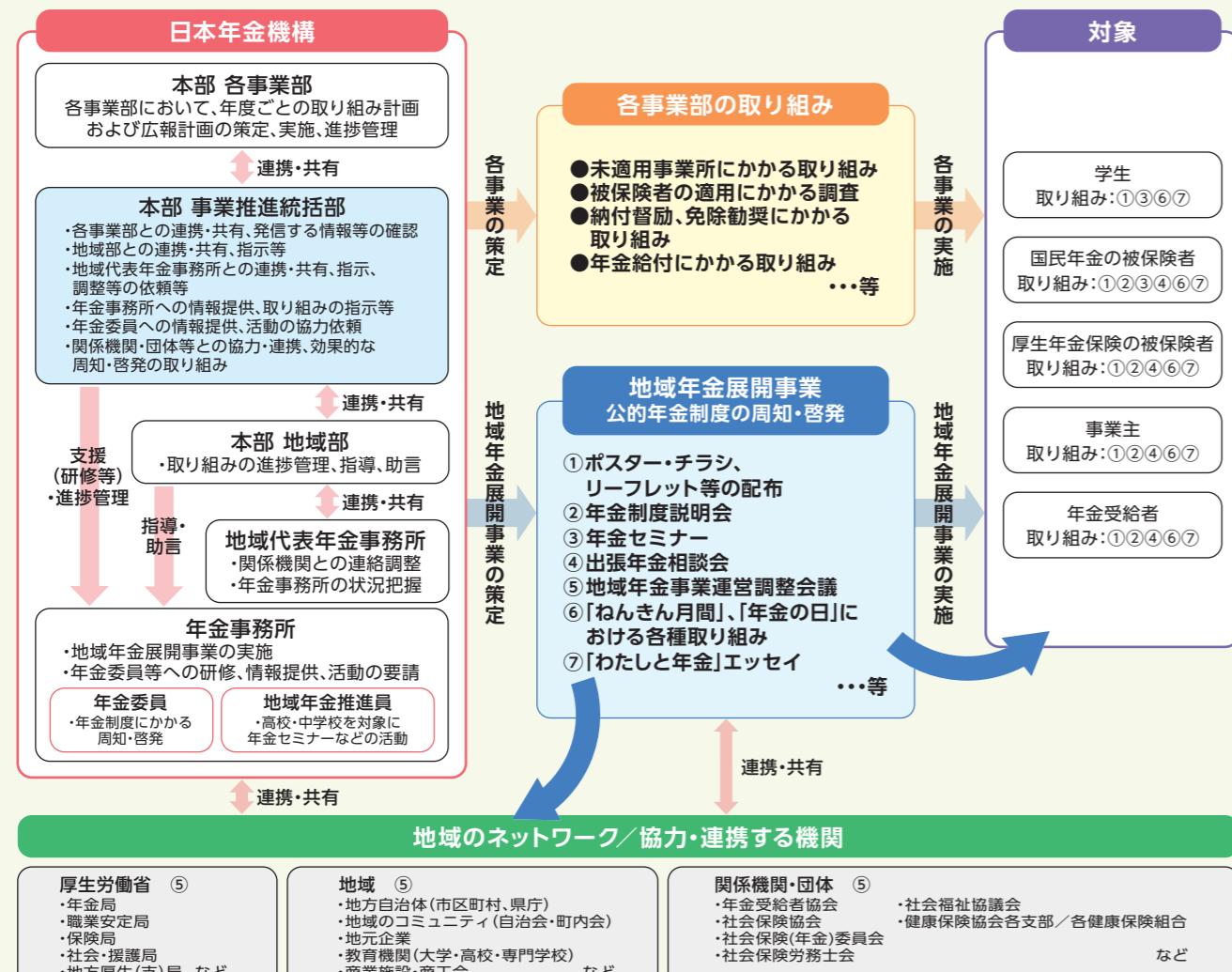
年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、地域、企業、教育などさまざまな場において、年金制度の普及・啓発活動を行う「地域年金展開事業」を推進しています。なお、実施にあたって、全国共通の情報と地域の実情に応じた情報を組み合わせ、より充実した活動を促進します。また、広報については、機構ホームページ等を活用した情報提供を積極的に行います。

(1) 年金セミナー・年金制度説明会等の充実

①年金セミナー等の実施

- 制度改正を含む公的年金制度の理解を一層深めるため、教育関係機関や企業等における年金セミナーおよび年金制度説明会を実施します。また、結果を検証し、実施内容の充実を図ることで参加者の一層の拡大を図ります。
- 特に、年金制度改革にともなう適正な届出の励行に向け、事業所担当者に対する制度・事務手続き説明会の充実を図ります。また、外国人を対象とした年金制度の周知・啓発を図ります。

地域年金展開事業(イメージ図)



②質の向上

- ・厚生労働省と連携しつつ年金セミナーや年金制度説明会等で使用する教材を整備し、受講者に応じたセミナー等においてさらなる質の向上を目指します。また、各種制度に特化した説明動画の作成を進めます。
- ・若手職員を中心とした講師の育成を推進するための施策を検討・実施します。

(2) 年金委員に対する活動支援の強化

①年金委員活動の活性化の取り組み

年金委員の活動に必要な情報を機構本部から毎月発信するとともに、年金委員の活動内容の把握に努めます。また、地域型年金委員については、拠点ごとに連絡会を開催し、組織的活動の活性化を図ります。

②新規委嘱に向けた取り組み

機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報するとともに、企業、市区町村、年金受給者協会等への働きかけを強化し、引き続き年金委員の委嘱拡大を図ります。

(3) 「ねんきん月間」と「年金の日」における取り組みの充実

「ねんきん月間」(11月)および「年金の日」(11月30日<いいみらい>)の取り組みにあたっては、公的年金制度の周知・啓発につながる各種事業を集中的に実施し、公的年金制度への理解を深めます。

(4) 関係団体との連携

市区町村、官公庁、教育関連団体、事業主団体、社会保険労務士会、年金受給者協会、外国人支援・交流団体等の各団体と連携し、効果的な普及・啓発活動を推進します。

地域年金展開事業の取り組み事例



「年金」をテーマにしたポスターコンクール



「将来の夢」をテーマにした絵画展

2. コールセンターでの年金相談

令和6年度の実績を踏まえ、全ダイヤル合計および各ダイヤル別でも原則として応答率70%以上を確保するとともに、さらなるサービス品質の向上を図ります。また、外国人の増加傾向を踏まえ、引き続き年金事務所、コールセンター、市区町村において、11か国語による通訳サービスの提供に取り組みます。さらに、利用状況や年金事務所等からの意見・要望を踏まえ、必要に応じ、利用時間の拡大や対応言語数等の見直しについて検討します。

通訳サービス(11か国語)を利用した年金相談

| | |
|------|--|
| 対応言語 | 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語 |
| 利用時間 | <p>【英語のみ】月曜日(週の第1営業日) 8:30~19:00 火曜日から金曜日 8:30~17:15 第2土曜日 9:30~16:00</p> <p>【英語以外】月曜日から金曜日 8:30~17:15</p> |

*第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日~1月3日は通訳サービスを利用できません。

年金給付事業 部門

年金給付事業部門では、厚生年金保険や国民年金における老齢・遺族・障害年金などの給付に関する企画・立案および調整を担い、正確かつ適正な給付の実現を使命としています。令和7年度は、令和8年度に見込まれる老齢年金の請求件数増加への備えとして体制整備を進めるとともに、利便性・効率性・正確性の向上を目的とした電子申請の利用促進にも重点的に取り組んでいます。また、年金事務所等の安定的な窓口相談体制の構築にも継続的に取り組んでいます。

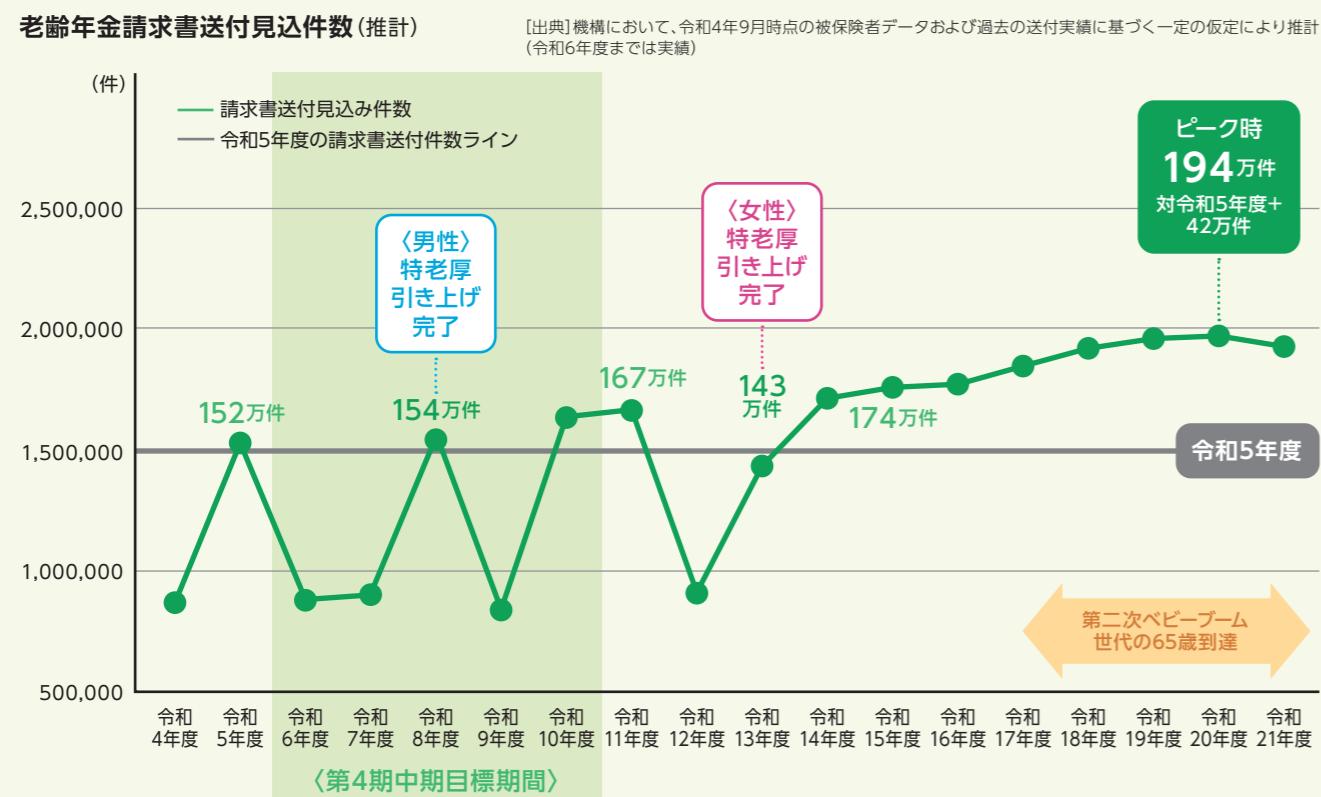


年金給付事業部門担当理事
渡辺 理恵

令和7年度の重点取り組み

1. 正確な年金給付の実現に向けた体制強化

年金給付・年金相談の業務量に特に大きな影響を与えるのは、老齢年金の請求件数です。受給開始年齢到達者に事前送付する老齢年金請求書の送付件数は、特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引き上げ完了(男性:令和8年度、女性:令和13年度)後、第二次ベビーブーム世代(昭和46年~49年生まれ)が老齢年金受給開始年齢(65歳)に到達するまで増加を続けます。その結果、ピークとなる令和20年度の老齢年金請求件数は、令和5年度比で約1.3倍に達すると見込まれています。老齢年金の相談・請求件数が増加する令和8年度以降も安定した窓口体制・審査体制を維持するため、年金事務所、事務センターおよび中央年金センターの組織体制・人員体制の整備を進めています。



(1) 年金事務所におけるお客様相談室の体制整備

男性の特別支給の老齢厚生年金にかかる支給開始年齢の引き上げ完了にともない相談件数が増加する令和8年度に備え、年金給付業務を支える専門人材(年金給付専門職や年金相談職員等)の確保や相談ブース増設等の対応を行っています。

(2) 年金給付業務に従事する職員の育成

制度と実務に精通した職員の育成のため、各拠点に対する上席年金給付専門職による実践型研修および巡回指導を継続して実施します。

2. 年金給付業務のシステム化の推進

(1) 電子申請の利用促進

- マイナポータル、「ねんきんネット」を活用した簡易な電子申請の利用促進を図るための取り組みを進めます。
- 令和7年3月に対象者を拡大した老齢年金請求書等の簡易な電子申請について、お客様アンケート等によるニーズの把握・分析を踏まえ、機構ホームページやリーフレット等の見直しを適宜行うことにより、お客様への効果的な周知・広報を行う。
- 扶養親族等申告書の簡易な電子申請について、前年度におけるお客様の声などを踏まえ、わかりやすい周知・広報を行い、さらなる利用者の拡大を図る。

電子申請対象者にかかる届書の受付件数(令和7年3月末)

| 届書名 | 開始年月 | 受付件数 | 内 電子申請受付件数 ()内は電子申請割合 |
|---------------|------------------|----------|---------------------------|
| 老齢年金請求書 | 令和6年6月 令和7年3月 | 24,294件 | 2,797件(約11.5%) |
| 受取機関変更届 | 令和7年1月 | 119,439件 | 2,583件(約2.2%) |
| 65歳裁判請求書(ハガキ) | 令和7年1月 | 266,168件 | 25,309件(約9.5%) |
| 年金生活者支援給付金請求書 | 令和7年1月 | 2,965件 | 182件(約6.1%) |

電子申請件数(電子申請割合)

| 届書名 | 令和6年3月末 | 令和7年3月末 | 増加件数 |
|----------|------------|------------|----------------|
| 扶養親族等申告書 | 26万件(3.8%) | 48万件(7.2%) | +22万件(3.4ポイント) |

(2) 電子申請の対象範囲拡大

今後の年金請求書等の電子申請の対象範囲拡大に向けた業務要件の検討を進めます。

(3) 通知のオンライン化の推進

年金受給者に紙で送付している通知書について、電子送付の対象に追加するための業務要件の検討を進めます。

(4) 内部事務のデジタル化の推進

電子申請で提出された老齢年金請求書等を正確かつ効率的に処理するため、受付後の申請書の画面審査・電子決裁機能の構築を進めます。

3. 「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」への対応状況

令和7年6月11日に厚生労働省から「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」が公表されました。当該報告書の内容を踏まえた対応について、当機構では7月以降順次取り組みを開始し、8月下旬までに運用状況の改善を実施してきたところです。対応状況等につきましては、機構ホームページに掲載しております。

システム部門

システム部門では、業務の安定的な遂行を支えるべく、情報システムの企画・開発・運用・保守を一体的に担っています。近年は、日々の確実な運用・保守に加え、デジタル化を前提とした新たな業務体系への対応にも注力してきました。令和7年度も、セキュリティの確保を前提に、制度改正や業務要件に応じたシステム開発を着実に進めるとともに、利便性向上や業務の効率化・標準化に資するシステム基盤の構築にも継続して取り組んでいます。



システム部門担当理事
鳴内 博美

令和7年度の重点取り組み

社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発

デジタル化を前提とした新たな業務体系・システム構築の実現に向け、社会保険オンラインシステムの計画的な見直しを進めるとともに、社会保険オンラインシステムの適切かつ確実な運用や、制度改正・業務改善に対応した開発を行います。

また、社会保険オンラインシステムのうち、記録管理・基礎年金番号管理システムについて、業務の見直しとあわせて、段階的にシステム刷新（フェーズ1、フェーズ2）に取り組んでおり、年金業務システムの構築を進めています。

（1）フェーズ1への対応（各種届出等の電子化、ペーパーレス化等のシステム開発（平成29年1月～順次稼働））

フェーズ1では、経過管理・電子決裁システム、電子申請システム、個人番号管理システム、情報連携システムを開発しました。これにより、記録の正確性の確保、電子申請の利用促進による届書のオンライン化、内部処理のデジタルワークフロー化による事務処理の効率化、個人番号を活用した情報連携の推進などに取り組み、所期の効果を着実に実現してきました。引き続き、事務処理の効率化などさらなる効果の拡大を目指すとともに、システムの安定的な運用のため、機構本部の事業部門とシステム部門が連携して取り組みます。

[これまでの取り組み]

行政手続きのデジタル化・情報連携を実現する新たなオープンシステムを開発

届出・申請のオンライン化・事務処理のデジタル化

- 約98%の届書処理に対する事務手続きをデジタル化
- 電子申請による健康保険の資格取得届等にかかる平均処理日数を3日から0.5日まで短縮

J-LIS、他省庁との情報連携

- 住所・氏名変更届出を不要化（約500万件/年）
- 添付書類の不要化（約6500万件/年）

（2）フェーズ2への対応（システムのオープン化＆政府最大級のデータの完全移行等）

フェーズ2では、年金業務システムの中核部分を構築する大規模なシステム開発および現行の記録管理・基礎年金番号管理システムからの移行を実施する開発工程を確実に進め、国民の皆さまの年金記録を安全かつ確実に移行させることを最優先として、令和5年度から着手した開発について、開発の進捗や品質等を適切に管理しながら推進しています。

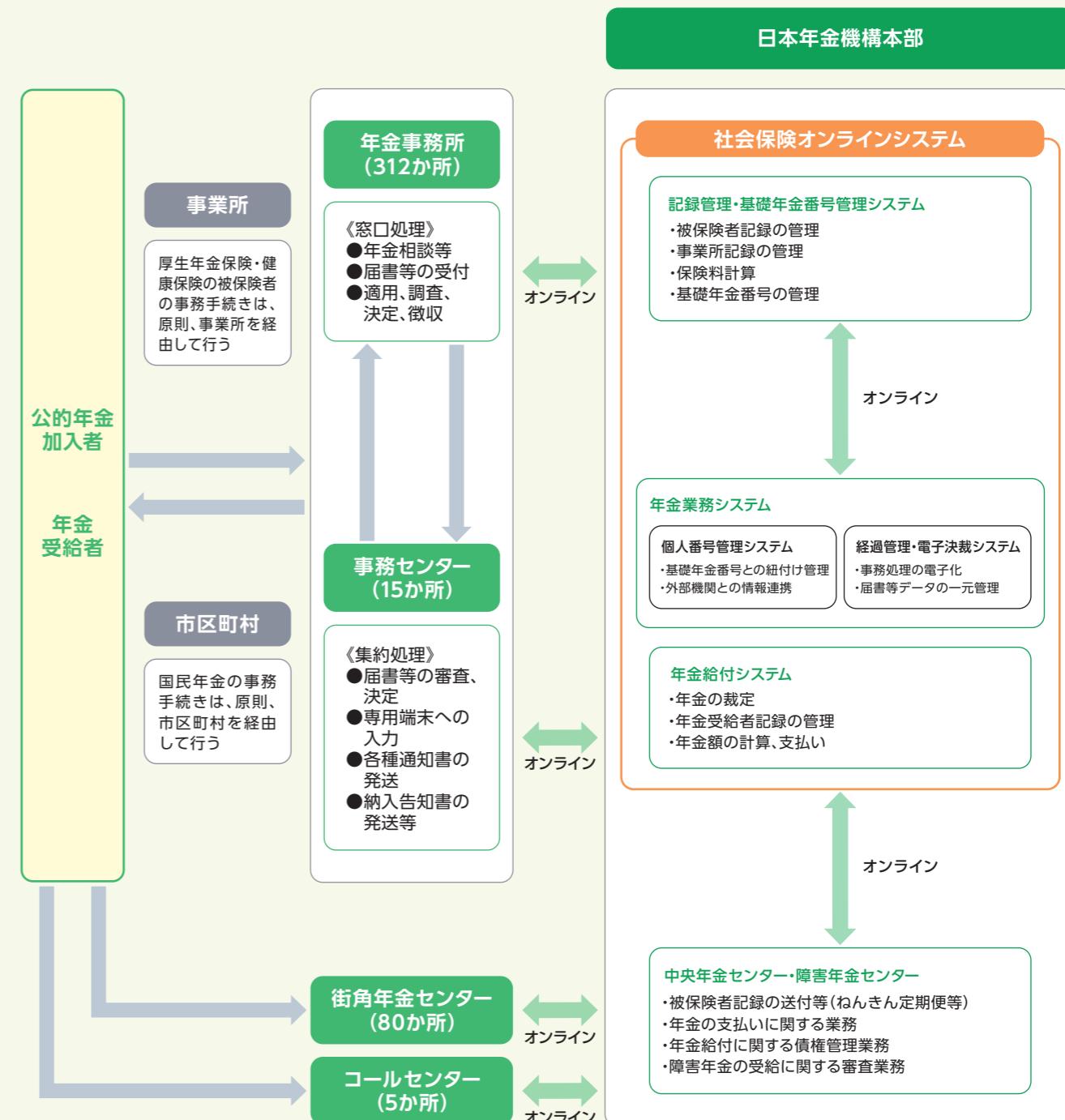
（3）現行システムへの対応

基幹業務を安定的かつ円滑に進めるため、機構本部の事業部門と連携しつつ、令和7年度においては以下の取り組みを行います。

- ①年金制度改正等への対応として、国民年金被保険者の育児期間免除措置にかかるシステム開発などを進めます。
- ②業務改善等の取り組みとして、コールセンターにおける応答率70%以上の確保および年金事務所との連携強化等を実現するためのシステム更改などを行います。

日本年金機構の業務とシステム

公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、被保険者および年金受給者の記録を管理しており、機構本部と年金事務所および事務センターをオンラインで結び、年金事務所や事務センターは、それぞれの機能の特性（窓口処理・集約処理）を活かして事務処理を実施しています。



窓口に行かなくていいので便利!

ご自宅で 24時間いつでも パソコン・スマホで

詳しくは
機構ホームページ
をご覧ください



「ねんきんネット」をご活用ください!

マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータル経由でのご利用が便利です。

年金記録が いつでも確認できます!

- 年金の加入月数
- 資格取得・喪失年月日
- 月ごとの納付状況
- 厚生年金加入期間中の
標準報酬月額、賞与額
- 国民年金保険料の
追納可能な月数および金額
- 持ち主不明記録の検索

年金見込額の試算、 年金請求等の手続きも!

- 年金見込額の試算
働きながら年金を受け取る場合や年金の受給開始を遅らせた場合、早めた場合など、さまざまな条件に合わせた試算ができます。
- 年金請求の手続き
マイナポータルとの連携により、老齢年金の請求書(一部の方)、受取機関変更届、扶養親族等申告書等の電子申請ができます。

国民年金手続きの 電子申請ができます!

- スマートフォンで簡単に、
24時間365日いつでも申請可能
- 処理状況や申請結果が確認可能
- 申請方法等について機構ホームページで動画を公開中

通知書をオンラインで 受け取れます!

- 源泉徴収票・控除証明書の電子送付
e-Taxでの確定申告に利用できる公的年金等の源泉徴収票や国民年金保険料控除証明書の電子データの受け取り・申し込みができます。
- 通知書(電子版)の確認
ねんきん定期便・年金額改定通知書・年金振込通知書・支給額変更通知書など

「ねんきんネット」で文書相談が可能になりました。

現在、海外にお住まいの方や身体等に障害がある方を対象に令和7年1月より試行実施をしています。

対象となる方の例

- 海外在住のため、時差があり、電話での問い合わせが難しい
- 難聴のため、電話での会話が難しい
- 身体障害があり、年金事務所に行くことが難しい

STEP 1

- マイナポータル経由で
「ねんきんネット」にログイン
- ①スマートフォン等からマイナポータルにログインする
 - ②トップ画面の「年金」から「ねんきんネット」へログインする

STEP 2

- 「ねんきんネット」で
相談内容を入力
- ①「ねんきんネット」トップ画面の「年金相談のご案内」を選択
 - ②「ねんきんネットで文書相談」の「新しく相談する」から相談内容等を入力する

STEP 3

- 「ねんきんネット」で
回答内容を確認
- ①後日、当機構から回答完了のメールが届く
 - ②「ねんきんネットで文書相談」の「相談・回答内容を確認する」から回答を確認する



第2章

令和6年度の 取り組み

基幹業務の取り組みがわかる

年度計画に基づいて実施された
日本年金機構の取り組み状況を
ご報告します。



国民年金の適用促進に向けた取り組み

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方に加入する義務があり、引き続き未加入者の解消に努めていく必要があります。

(1) 確実な適用の実施

計画

- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から提供される住民基本台帳情報を基に、海外から転入された方などを早期に適用する仕組みを構築し、適用を確実に実施する。
- 20歳になった方のうち、国民年金第1号被保険者(自営業や学生など国民年金加入者)に該当する方に対し、速やかに職権による適用を実施する。
- 特定技能外国人(在留資格「特定技能第1号」または「特定技能第2号」により日本に滞在する外国人)とその家族のうち、未加入者に対する届出勧奨と、届出がない場合の職権による適用を確実に実施する。
- 厚生年金保険の資格を喪失された方など、国民年金加入の手続きが必要な方に対し、届出の勧奨と資格取得などの手続きを確実に実施する。

取り組み状況

●海外から転入された方を早期に把握し適用を実施

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から提供される本人確認情報に基づき、海外から転入された方などを早期に把握するためのシステムを稼働しました。このシステムにより把握した年金制度に未加入の方への届出の勧奨を毎月行い、令和6年度末までに2.0万人に対して職権による適用を実施しました。

●20歳になった方の適用を速やかに実施

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から提供される本人確認情報を活用して把握した、20歳になった方のうち国民年金第1号被保険者に該当する方(99.0万人)全員に対して速やかに適用を実施しました。

●未加入者のうち節目年齢者への適用を実施

公的年金制度に未加入で、節目年齢(34歳・44歳・54歳)になった方1.9万人に対して、職権による適用を実施しました。

●特定技能外国人などの適用を実施

出入国在留管理庁から提供される情報に基づき、特定技能外国人などの年金制度の加入状況を確認し、国民年金第1号被保険者に該当する方550人に対して、職権による適用を実施しました。

●厚生年金保険の資格を喪失された方への適用を実施

・厚生年金保険の資格を喪失された方など国民年金加入の手続きが必要な方に対しては、届出が必要となつたときから2か月後に、届出の勧奨を行いました。また、勧奨を実施してもなお届出がない方114.9万人に対して、職権による適用を実施しました。
・国民年金第2号被保険者(会社員や公務員など厚生年金保険加入者)の資格喪失後の職権による適用についてシステムの効率化を図り、従来5か月をした処理を4か月で行うことを可能にしました。

●国外転出者の調査を効率化

海外への転出者について効率的な調査ができるよう、出入国在留管理庁と連携して国外転出情報の照会方法の統一化を図りました。これにより、1日あたりの照会上限件数が増加し、住所が不明な被保険者の実態を早期に把握することが可能となりました。

計画

(2) 制度周知および制度理解の促進

- 若年層の納付率向上に向け、若年層向け年金セミナーなどを実施するとともに、20歳になる月の前月に、前納制度や口座振替およびクレジットカードによる納付を案内する。
- ハローワークと連携し、雇用保険説明会における国民年金加入の手続き勧奨や、失業特例免除制度の説明などの取り組みを推進する。

- 市区町村職員向けの研修を実施し、市区町村と連携した国民年金の加入手続きの改善を図る。また、マイナーポータルを利用した手続きなど、市区町村と連携して適正な届出を促進する。
- 厚生労働省と連携し、出入国在留管理庁および外国人支援・交流団体などの連携体制の構築を検討する。
- 効果的なチラシ・パンフレットおよびSNSや機構ホームページなどを活用し、制度案内を充実させる。特に外国人に対しては、多言語やわかりやすい日本語を用いたパンフレットなどを活用し、日本の年金制度の周知を図る。
- 国民年金産後免除制度について、市区町村、関係機関および民間企業と連携し、さらなる周知を図る。

取り組み状況

●若年層向けセミナー・制度説明会を開催

・大学などで年金セミナーを3,460回実施し、年金制度の周知や学生納付特例制度の周知および申請促進を図りました。
・20歳になる方を対象に、制度への理解向上を目的としたオンラインによる制度説明会を実施(298回開催、参加者3,876人)しました。

●納付勧奨により20歳到達者の納付率が向上

20歳になる月の前月に、前納制度や口座振替およびクレジットカードによる納付の案内を送付しました。また、市区町村の協力により電話番号が収録できた方2.8万人に対して、電話による制度の案内を実施しました。この結果、20歳到達者の納付率は73.0%(対前年度比+1.3ポイント)となりました。

●ハローワークとの連携により国民年金加入などの手続きを促進

・ハローワークが実施する雇用保険説明会で、離職者に対する国民年金加入の手続きや、失業を理由とする特例免除制度について周知を行い、届書や申請書を配付して届出を促進しました。
・全国のハローワークに協力を依頼し、国民年金の加入手続きおよび免除申請などの電子申請の周知を図りました。

●市区町村職員向けの研修を実施

国民年金事務に携わる市区町村担当者を対象とした研修資料の改善・拡充を行い、研修を1,385回(集合1,271回、オンライン114回)実施し、担当者の知識向上を図りました。

●出入国在留管理庁ホームページに案内を掲載

外国人に制度を正しく理解していただけるよう、出入国在留管理庁のホームページに掲載されている「生活・就労ガイドブック」に、国民年金の加入などについての説明を掲載しました。

●若年層や外国人に向けた制度周知

・チラシ・パンフレットなどの配布に加え、国民年金制度の概要や納付のメリット、納付方法、学生納付特例制度などをわかりやすく説明した動画を機構公式X(旧Twitter)に掲載しました。
・外国人に向けて、多言語のパンフレットを配布するとともに、機構ホームページに、わかりやすい日本語を用いた年金制度のQ&Aを掲載しました。

●民間企業にも産前産後免除制度の周知を依頼

市区町村や関係機関および民間企業に対して、産前産後免除制度の周知を依頼しました。また、乳幼児向けの商品を販売する民間企業と連携し、制度周知ポスター・デジタルサイネージの掲示などに向けた調整を行いました。

国民年金保険料の納付率向上に向けた取り組み

公的年金制度は、現役世代が納める保険料から高齢者などへ年金を支給する「世代間の支え合い」(賦課方式)の仕組みです。制度を正しく機能させるには、国民年金保険料の納付率向上を図ることが重要です。令和6年度の現年度納付率は78.6%と13年連続向上、最終納付率は84.5%と12年連続向上となりました。

(1) 保険料収納対策の計画策定と実行

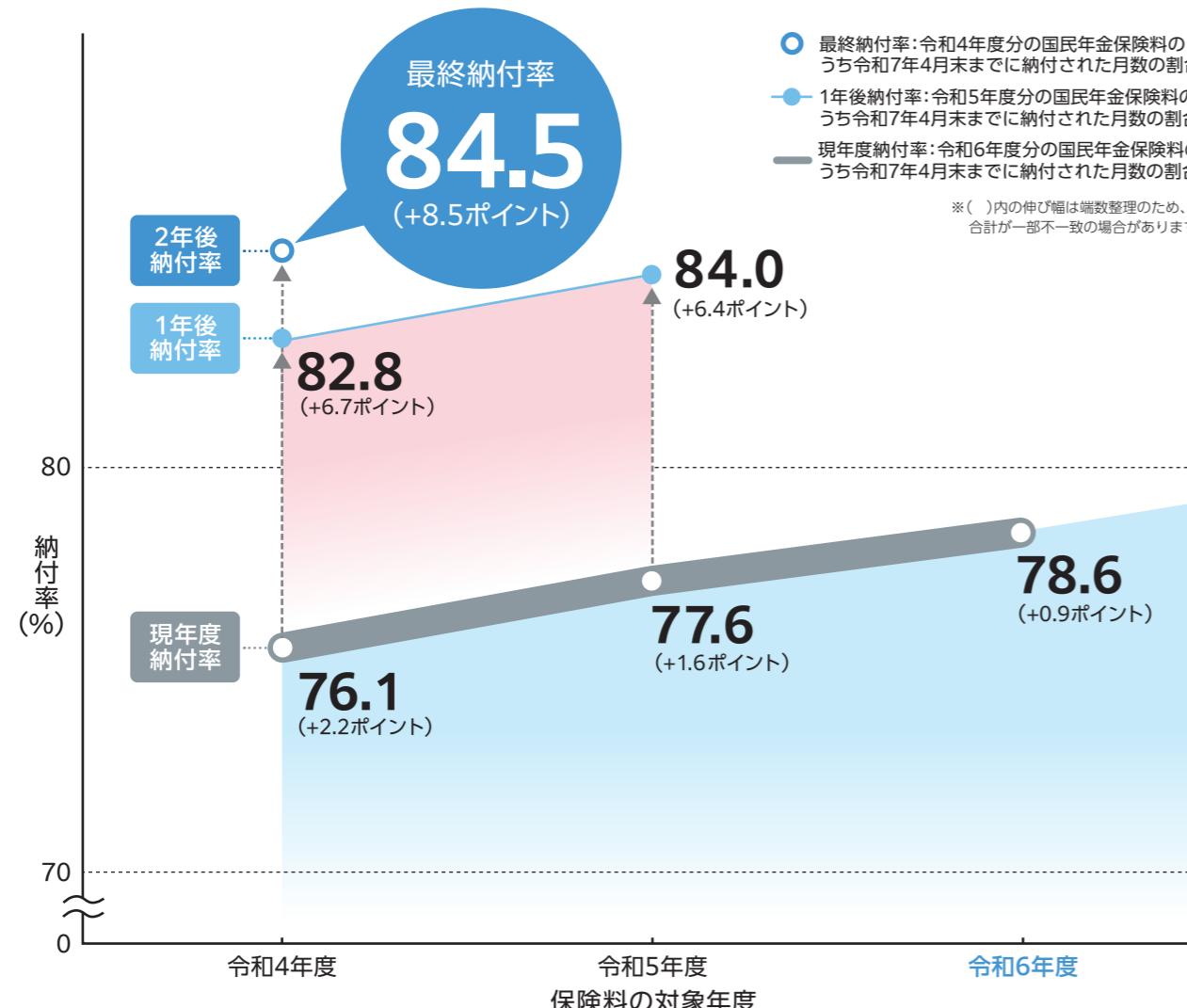
計画

- 国民年金保険料の納付率のさらなる向上を目指し、以下を目標とした行動計画を策定する。
 - ・令和6年度分保険料の現年度納付率は、前年度実績を上回る納付率を確保する。
 - ・令和5年度分保険料の令和6年度末における納付率と、令和4年度分保険料の令和6年度末における最終納付率は、ともに80%台を確保する。
 - ・口座振替およびクレジットカード納付の実施率は、前年度を上回る水準を確保する。

■納付率の状況(令和6年度)

国民年金保険料は、「現年度納付率(その年の納付率)」「1年後納付率」「最終納付率(2年後納付率)」の実績を算出します。国民年金保険料は、2年さかのぼって納付できるため、各年度の最終的な納付率は、2年後の「最終納付率」をもって確定します。

- 令和6年度の現年度納付率は前年度+0.9ポイントの78.6%となり、13年連続の向上
- 令和6年度の最終納付率は平成24年度の最終納付率(平成22年度分保険料)から12年連続の向上
- 統計を取り始めた平成16年度の最終納付率(平成14年度分保険料)以降、最高値



取り組み状況

●納付率の目標を達成し、持続的に向上

現年度納付率は、前年度納付率+0.9ポイントの78.6%となり13年連続で向上しました。また、令和5年度分保険料の1年後納付率は+6.4ポイントの84.0%、令和4年度分保険料の最終納付率は+8.5ポイントの84.5%となり、12年連続の向上となりました。

●口座振替・クレジットカード納付の利用を促進

令和6年3月より口座振替のお申し込みをインターネットからでも可能とし、口座振替およびクレジットカード納付の利用促進に努めました。その結果、口座振替およびクレジットカード納付の実施率(利用者数の割合)の合計は41.5%となりました。

●保険料を納めやすい環境づくりを推進

納付書に印字したバーコードをスマートフォンの決済アプリで読み取ることで納付する仕組みの周知に努めた結果、若者を中心に利用者が拡大しました。さらに、ねんきんネットから、インターネットバンキングなどをを利用してPay-easy(ペイジー)納付ができる仕組み(納付書によらない納付)を開始しました。

■納付方法別の納付月数(現年度保険料)

| 年 度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|----------------|----------------|
| 口座振替 | 2,917万月(31.4%) | 2,876万月(31.5%) |
| クレジットカード | 587万月(6.3%) | 618万月(6.8%) |
| インターネットバンキング | 663万月(7.1%) | 633万月(6.9%) |
| スマートフォン決済アプリ | 225万月(2.4%) | 339万月(3.7%) |
| コンビニエンスストア | 2,108万月(22.7%) | 2,057万月(22.5%) |
| 金融機関窓口等 | 702万月(7.6%) | 647万月(7.1%) |
| 合計 | 7,202万月(77.6%) | 7,170万月(78.6%) |
| 納付対象月数 | 9,278万月 | 9,127万月 |

※()内は各年度の納付対象月数に占める割合

(2) 若年者への対応

計画

- 20歳になる方に対する事前のお知らせとして、本人だけでなく世帯主に対しても国民年金制度の概要や納付のメリットを訴求するパンフレットを送付する。
- 未納者には年金制度の有用性を訴求する専用の文書を送付するとともに、連帯納付義務者である世帯主に対しても訴求する納付督促を実施する。

取り組み状況

●若年者に焦点を当てた施策を実施

20歳になった方に国民年金制度を理解していただくため、納付方法や学生納付特例制度の手続きなどをわかりやすく説明する動画を機構公式X(旧Twitter)から発信しました。また、学生納付特例制度を広く周知するため、大学などにリーフレットの設置やポスターの掲示に加え、広報誌や学生向けポータルサイトを活用した制度周知を依頼しました。この結果、20歳になった方の納付率は73.0%(対前年比+1.3ポイント)と前年を上回りました。

●20~25歳までの未納者への納付督促を実施

若年層の納付率のさらなる向上を目指し、新たに未納となった20~25歳の方に対して、納付を督促する専用のリーフレットと納付書を送付しました。

(3)長期未納者への対応

計画

- 24か月未納者の属性(年齢・所得など)の分析を行い、未納者の解消に向けた対策に取り組む。

取り組み状況

●50歳台の未納者の納付意欲を喚起

24か月未納者のうち、無年金、低年金となることが見込まれる50歳以上の方には、納付意欲を喚起するため、今後保険料を納付した場合に増える年金額などをお知らせする文書を特別催告状に同封しました。

●未納者の属性を分析し実情に応じた対策を実施

未納者の属性(年齢・所得など)を分析し、過去の納付実績や免除の提出状況など、未納者の状況に応じたきめ細かな取り組みを実施しました。その結果、24か月未納者は72.1万人(対前年比▲7.1万人)となりました。

(4)地域の実情を踏まえた対策

計画

- 大都市圏の未納者数の多い年金事務所のうち納対率の伸び率が好調な年金事務所の分析を行い、低調な年金事務所に対して収納対策を指示する。
- 納付率が低い状況にある沖縄県の無年金者および低年金者の増加防止に向けて、必要な体制整備と支援策を講じてきたことにより、納付率が着実に向上していることを踏まえ、継続した取り組みを実施して、さらなる納付率の向上を目指す。

取り組み状況

●年金事務所の体制強化により納付率が向上

大都市圏などの未納者数の多い年金事務所については、体制の強化を行うとともに、機構本部による進捗管理などの効果的な取り組みを継続した結果、現年度納付率は77.9%となり、前年度から1.6ポイント向上しました。

●沖縄プロジェクトの継続により納付率が向上

令和元年度に発足させた「沖縄プロジェクト」において、引き続き沖縄県内の各市町村と連携を図りながら、電話や戸別訪問による納付督促などを実施しました。その結果、沖縄県における現年度納付率は71.3%となり、前年度から0.2ポイント向上しました。

(5)強制徴収の着実な実施

計画

- 控除後所得が300万円以上かつ7か月以上保険料を滞納している場合は、全員を強制徴収対象者と位置づけたうえで、納付の状況などを踏まえつつ最終催告状を確実に送付する。また、督促状を送付してもなお自主的に納付しない方については、財産の調査および差押えなどの滞納処分を実施する。
- 対象者に対する着実な徴収と債権管理および機構本部における進捗管理などの徹底を図る。

取り組み状況

●未納が解消されない方に対する強制徴収を確実に実施

度重なる納付督促を実施しても未納が解消されない方(所得300万円以上、未納期間7か月以上)16.8万人に対して最終催告状を送付しました。それでもなお自主的に納付しない方については、着実に滞納処分を実施しました(差押えは2.7万件)。

■国民年金保険料収納対策の概念図

未納者※1

※1:国民年金保険料について1か月以上未納を有している方

市区町村からの所得情報を確認

(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収対象※2・納付督促※3対象

※2:所得が300万円以上で、かつ国民年金保険料の未納期間が7か月以上ある方で、度重なる納付督促を実施しても未納が解消されない方

※3:納付期限までに保険料の納付がされていない場合に、文書送付や電話、戸別訪問により自主納付を促す行為。

納付督促の実施(質の向上/効率化)

| 年 度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|
| 文書 | 3,657万件 | 3,875万件 | 3,826万件 | 4,150万件 |
| 電話 | 2,102万件 | 1,944万件 | 1,873万件 | 1,904万件 |
| 戸別訪問 (面談) | 229万件 | 423万件 | - | - |

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施(不公平感の解消と波及効果)

| 年 度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--------|----------|----------|----------|
| 最終催告状 | 2,117件 | 189,009件 | 176,779件 | 168,456件 |
| 督促状 | 15件 | 133,476件 | 102,238件 | 99,962件 |
| 財産差押 | 46件 | 12,784件 | 30,789件 | 26,797件 |

○最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数です。

○納付督促の外部委託

| 年 度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 文書 | 848万件 | 1,027万件 | 972万件 | 903万件 |
| 電話 | 2,068万件 | 1,918万件 | 1,841万件 | 1,877万件 |
| 戸別訪問 | 223万件 | 409万件 | | |
| 合計 | 3,139万件 | 3,354万件 | 2,813万件 | 2,780万件 |

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していません。

免除・納付猶予対象※4

※4:一定の要件に該当するときに、第1号被保険者本人が申請し承認を受けることで、厚生労働大臣が指定する期間について、保険料の全額または一部の納付義務が免除または猶予される方

免除・納付猶予の周知・勧奨

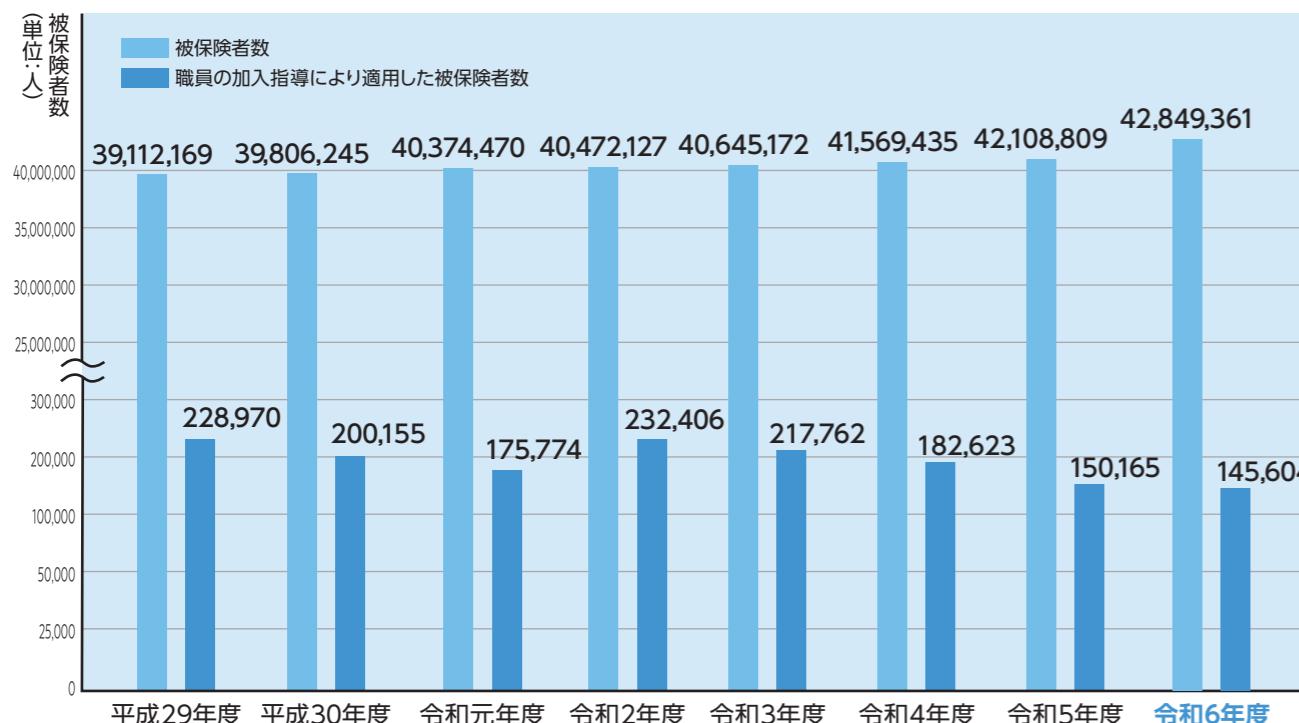
免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み)を周知・勧奨し、年金受給権確保と年金額増額を図る。

令和6年度の取り組み

厚生年金保険・健康保険などの適用促進に向けた取り組み

厚生年金保険・健康保険は、常時従業員を使用する法人の事業所と、従業員数が常時5人以上の個人事業所(一定の業種を除く)に加入義務があります。日本年金機構では、国民の皆さまの安心・安全な暮らしのための国民皆保険制度の堅持、事業主負担の公平性確保などのために、適用すべき被保険者がいる事業所への計画的な適用促進対策を実施しています。

■取り組み状況



※1：適用調査対象事業所とは、従業員を雇い給与を支払っている事業所として国税庁から情報提供を受けたもののうち、機構が保有する情報において厚生年金保険などに適用されていない事業所です。

(1)未適用事業所の適用促進対策

計画

- 国税源泉徴収義務者情報を活用した取り組みを進め、未適用事業所は着実に減少してきたが、令和6年度も継続的に取り組みを実施し、未適用事業所のさらなる解消を目指す。
- 令和6年度行動計画策定時に、5人以上の従業員を雇用していることが考えられる法人事業所については、令和6年度末までの適用を目指し、最優先で取り組む。加入指導を行っても適用に応じない場合は、立ち入り検査を実施する。それ以外の法人事業所についても、引き続き加入指導を推進する。
- 目標の達成に向けて、機構本部が各年金事務所の進捗管理・指導を行うとともに、定期的に機構本部と年金事務所合同の会議を開催し、行動計画の達成を目指す。

取り組み状況

●加入指導により約8.3万事業所を新たに適用

国税源泉徴収義務者情報を活用した文書・電話・訪問などの加入指導による新規適用事業所は約6.4万事業所となり、法人登記簿情報などを活用した新たに設立された法人への早期の加入指導の実施結果と合わせて、約8.3万事業所、約14.6万人を適用。その結果、令和5年度末時点では約16.2万事業所であった適用調査対象事業所数は、その後に新たに判明した事業所と合わせ、令和6年度末時点では約14.9万事業所まで減少しました。

●最優先の適用調査対象から659事業所を適用

5人以上の従業員を雇用していることが令和6年度当初に把握できた適用調査対象事業所2,223事業所のうちの659事業所を適用。その結果、適用済みや適用対象外と判明した事業所などを除いた対象事業所数は、264事業所まで減少しました。

■5人以上事業所の取り組み状況

| | 令和6年4月時点の対象事業所数 ^{※2} | 加入指導による適用事業所数 | 適用済みまたは適用対象外とした事業所数 ^{※3} | 適用基準を満たす者がいない事業所数 | 令和7年3月末時点の対象事業所数 ^{※4} |
|-------------|-------------------------------|---------------|-----------------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 被保険者5人以上事業所 | 2,223事業所 | 659事業所 | 310事業所 | 990事業所 | 264事業所 |

※2:令和6年3月末時点の国税源泉徴収義務者情報に基づく推定などにより把握した事業所のことです。

※3:法人登記情報により解散または閉鎖となっていることを確認した事業所や現地調査などにより事業実態がないと判断された事業所のことです。

※4:令和6年4月以降に判明した事業所は含まれません。

●困難性の高い事業所に加入指導を実施

困難性の高い61事業所について、機構本部の特別法人対策部が所管して加入指導を実施し、32事業所、62人を新たに適用しました。

●目標達成に向けて進捗確認を徹底

機構本部から年金事務所に対して、毎月の適用対策会議で進捗確認を行い、PDCAサイクルに基づいた取り組みを実施しました。

(2)事業所調査による適用の適正化対策

計画

- 適用漏れの防止および届出の適正化を推進するため、数値目標や優先度を設定した行動計画を策定し、効果的・効率的な事業所調査を実施する。
- 令和6年10月までは、短時間労働者の適用拡大^{*5}について、該当する事業所に対して訪問などによる事前の周知を引き続き行う。10月以降は、短時間労働者の適用拡大の対象となる可能性のある事業所に対して調査を実施する。

*5: 令和6年10月から短時間労働者の加入要件が拡大され、厚生年金保険の被保険者数が51人以上(令和6年9月までは101人以上)の企業などで働く短時間労働者は健康保険・厚生年金保険の加入対象となりました。

取り組み状況

●12万事業所、被保険者数647万人への調査を実施

令和6年度は、10万事業所および被保険者498万人を目標に取り組んだ結果、それぞれ目標を上回る数の事業所調査を実施しました。

■事業所調査実施状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 調査事業所件数 | 234,321 事業所 | 242,793 事業所 | 167,899 事業所 | 123,164 事業所 | 120,944 事業所 |
| 調査被保険者数 | 3,173,728 人 | 9,983,365 人 | 6,985,197 人 | 5,197,945 人 | 6,466,029 人 |
| 調査により適用した被保険者数 | 19,725 人 | 27,252 人 | 30,998 人 | 41,524 人 | 56,726 人 |

●短時間労働者適用拡大の対象事業所を調査

令和6年10月施行の短時間労働者適用拡大の対象となった50,700事業所のうち、35,896事業所に対して事業所調査を実施しました。

●優先度を設定した効率的な調査を実施

調査対象となるきっかけにより事業所を選定して、調査の優先度を設定し、効果的・効率的に事業所調査を実施しました。

●厚生年金未加入の特定技能外国人341人を適用

出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人およびその帯同家族の情報を活用し、厚生年金保険への加入状況を確認しました。さらに、令和6年12月末現在までに在留資格「特定技能」の資格を持つ38,726人のうち、適用事業所での勤務実態があるにもかかわらず厚生年金保険に未加入の341人が勤務する事業所に対して、加入の勧奨を実施し、すべて適用しました。

(3)厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (厚生年金特例法^{*6})への対応

計画

- 年金事務所は、厚生年金特例法の事務処理マニュアルに従って、特例納付保険料の納付勧奨などを確実に実施し、進捗管理の徹底を図る。

●勧奨の実施により4,190件(4.6億円)が納付

地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正と認めたもの、および年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した4,545件、特例納付保険料5.6億円について、納付勧奨を実施しました。その結果、4,190件、4.6億円が納付されました。

*6: 被保険者から厚生年金保険料を源泉控除(天引き)されていたにもかかわらず、事業主が年金事務所に対して、保険料納付も被保険者の資格関係等の届出も行っていたことが明らかでない事案について、年金の保険給付の対象とするための年金記録訂正を行います。また、事業主は時効(2年間)消滅後であっても、納付すべきであった保険料を任意で納付することができますとし、当機構がその納付を勧奨します。

取り組み状況

厚生年金保険・健康保険などの保険料 徴収の取り組み

厚生年金保険などの保険料徴収対策については、社会情勢や事業所の個々の実情などに柔軟に対応しながら、収納率は毎年高い実績で推移しています。令和6年度も、事業所の状況に応じた保険料徴収対策を着実に実施したことにより、収納率が向上しています。

(1) 収納率の目標達成に向けた取り組み

計画

- 公正かつ公平で安定的な保険料収納を確保するため、法定猶予制度などを適用しつつ、新型コロナウイルス感染症拡大前(令和元年度)の徴収実績(99.1%)への回復を見据え、前年度からの収納未済額の圧縮を図り、前年度と同等以上の収納率の水準を確保する。
- 進捗管理を徹底するとともに、機構本部と年金事務所による合同徴収対策会議などを実施し、機構本部と年金事務所が一体となった取り組みを推進する。

取り組み状況

●法定猶予制度の適用を図りつつ目標収納率を確保

公正かつ公平で安定的な保険料収納を確保するため、事業所の状況に合わせて、適切に納付計画を立て法定猶予等を適用することなどを通じ、収納率の目標達成に取り組みました。

●機構本部と年金事務所の連携を強化

機構本部と年金事務所が連携して進捗管理を行うとともに、合同徴収対策会議などを通じて機構本部と年金事務所が一体となり、収納率の目標に向けて取り組みました。

●前年度を上回る収納率を達成

■厚生年金保険料収納率

令和6年度の厚生年金保険料の収納率は98.9%となり、前年度を0.2ポイント上回りました。

■健康保険料収納率

令和6年度の全国健康保険協会管掌健康保険料の収納率は97.9%となり、前年度を0.2ポイント上回りました。

■厚生年金保険料収納率の推移

| 年 度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|------------|------------|
| 徴収決定額 | 35兆6,336億円 | 36兆7,719億円 |
| 収納額 | 35兆1,702億円 | 36兆3,545億円 |
| 収納率 | 98.7% | 98.9% |

■健康保険料収納率の推移

| 年 度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|------------|------------|
| 徴収決定額 | 11兆6,627億円 | 11兆8,863億円 |
| 収納額 | 11兆3,911億円 | 11兆6,378億円 |
| 収納率 | 97.7% | 97.9% |

(2) 滞納事業所に対する納付指導、法定猶予制度の適用および滞納処分

計画

- 滞納事業所の状況に応じた対策を立て、早期に納付指導を行い、滞納の長期化を防ぐ。納付期限を過ぎても保険料の納付がなかった事業所に対しては、集約コールセンターによる納付督促を確実に実施する。
- 滞納事業所から納付困難の申し出があった場合は、事業所の実情をていねいに確認したうえで、法定猶予制度を適用し、適切に納付計画を策定する。法定猶予制度の適用には、国税徴収法などの法令に則った運用を行う。
- 適正な納付計画の策定に向けた納付協議に応じず、法定猶予制度の適用が困難な事業所や、納付計画の不履行を繰り返す事業所に対しては、滞納整理関係事務処理要領に基づく手順に沿って財産調査や財産の差押えなどの滞納処分を実施し、債権の保全と滞納保険料の解消を図る。

取り組み状況

●電話による納付督促で約85%の事業所の未納を解消

納付督促を行う集約コールセンターを機構本部で運営し、期限までに納付がなかった事業所267,986件に対して納付督促を実施しました。その結果、対象事業所の約85%にあたる227,227件の事業所の未納が督促指定期限内に解消されました。

●納付計画を策定し早期完納を指導

督促指定期限を超えた滞納事業所に対して、早期完納の指導を実施するとともに、納付困難な事業所には、状況をていねいに確認したうえで、事業の実情に即し、法定猶予制度の適用を進めました。その結果、法定猶予制度の適用を受けた事業所は5,409事業所となりました。また、適正な納付計画の策定に応じない事業所や納付計画の不履行を繰り返す事業所などに対しては、事業の継続性を考慮し、原則として事業の継続に影響の少ない財産から差押えを実施するなど、滞納処分を適切に実施しました。滞納事業所数は140,958事業所となり、適用事業所に占める割合は4.9%と令和5年度末より減少しました。

■法定猶予制度の適用状況

| 年 度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|----------|
| 納付の猶予 | 6事業所 | 6事業所 |
| 換価の猶予* | 11,289事業所 | 5,403事業所 |
| 合計 | 11,295件 | 5,409件 |

*保険料を一時に納付することにより事業の継続が困難になる恐れのある場合、申請等に基づいて財産の換価(売却)が猶予される制度のことです。

■滞納事業所数

| 年 度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|------------|------------|
| 滞納事業所 | 142,119事業所 | 140,958事業所 |
| 適用事業所に占める滞納事業所の割合 | 5.1% | 4.9% |

(3)徴収が困難な事業所に対する徴収対策の徹底

計画

- 徴収の困難性が高く、滞納期間が長期となっている事業所や滞納額が高額となっている事業所については、機構本部の特別法人対策部の所管とし、迅速かつ適切に徴収対策を実施する。
- 財産を隠匿するなどの悪質な滞納事業所については、滞納処分などの権限を国税庁に委任する仕組みを引き続き活用する。

取り組み状況

●徴収の困難性が高い事業所の収納未済額の削減

徴収の困難性が高い事業所は機構本部の特別法人対策部が所管し、407事業所、収納未済額229億円の滞納整理に取り組みました。その結果、収納未済額は33億円削減されました。

■滞納事業所数

| 特別法人対策部の所管事案 | 令和6年度所管分 | | | 令和6年度末 |
|--------------|-----------|----------|--------|--------|
| | 前年度からの継越分 | 令和6年度移管分 | 合計 | |
| 所管事業所数 | 205事業所 | 202事業所 | 407事業所 | 189事業所 |
| 収納未済額(延滞金含む) | 152億円 | 77億円 | 229億円 | 196億円* |

*年度途中で移管終了した事業所の収納未済額を含みます。

●国税庁への滞納処分などの権限委任を活用

国税庁への滞納処分などの権限委任について、国税局との打ち合わせを定期的に実施しました。すでに委任を行っている事案についての発生保険料の追加委任173件に加え、財産の隠匿の疑いがあるなどの悪質な滞納事業所について、新たに24件の権限委任を行いました。

計画

- 制度と実務に通じた、高い専門性を有する職員を育成するため、職務と経験に合わせた研修を実施する。

取り組み状況

●徴収職員のスキルを高める研修を実施

公正かつ公平な運用を行うための研修を実施し、徴収職員の育成に取り組みました。国税局や機構本部の特別法人対策部などの専門性を有する職員を講師とした実践的な研修や、法定猶予制度の説明会など、徴収職員のスキルを高める研修を実施しました。

(5)徴収業務にかかるシステム化と効率化の推進

計画

- 滞納事業所全体の債権管理および初期対応からの一連の事務処理が効率的に実施できるシステム化を推進する。

取り組み状況

●システムに収録されている法人登記情報を滞納整理業務に利用

徴収業務に用いる支援ツールの機能改善を継続的に取り組みました。また、令和6年8月より、適用業務支援システムに収録されている法人登記情報を滞納整理業務に利用できるようにしました。10月には、決裁書などの作成補助シートを全国の年金事務所に展開し、高齢任意加入被保険者などの保険料に関する事務処理の効率化を図りました。

令和6年度の取り組み

(6)口座振替の利用促進

計画

- 新規適用事業所を含め、口座振替による保険料納付の利用促進を図るとともに、口座振替による保険料納付の実施環境の整備に向けて取り組む。

取り組み状況

●機構ホームページや機構公式Xで口座振替の利用を促進

機構ホームページや機構公式X(旧Twitter)を活用して、口座振替の利用促進を実施しました。あわせて、新規適用事業所に対する電話やチラシによる利用勧奨を継続し、適用事業所が大幅に増加している状況下で、口座振替実施率が前年度と同等程度となりました。

■口座振替実施率(厚生年金保険料)

| 年 度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施率 | 81.0% | 81.4% | 81.5% | 81.5% | 81.8% |

(4)徴収職員の育成

計画

- 制度と実務に通じた、高い専門性を有する職員を育成するため、職務と経験に合わせた研修を実施する。

取り組み状況

●徴収職員のスキルを高める研修を実施

公正かつ公平な運用を行うための研修を実施し、徴収職員の育成に取り組みました。国税局や機構本部の特別法人対策部などの専門性を有する職員を講師とした実践的な研修や、法定猶予制度の説明会など、徴収職員のスキルを高める研修を実施しました。

年金給付業務の取り組み

年金制度を実務として適正に運用するため、お客様からの年金請求書・届書の受付、各種通知の送付、正確かつ迅速な年金のお支払いに取り組んでいます。

(1)正確な給付の実現に向けた体制強化

計画

- 質の高い窓口体制・審査体制を確保するため、職種ごとの役割整理を踏まえた体制の整備や職員の育成方法の体系化、研修内容の強化を図る。
- 年金給付業務の効率化および正確性の確保を図るため、事務センターで行っている年金給付業務(年金証書等の作成・発送など)を機構本部へ集約する。
- 令和6年6月から開始する老齢年金請求書の電子申請について、迅速かつ効率的に処理できる体制を整備する。
- 「公金受取口座登録法^{*1}」の改正に対応するため、年金事務所の体制を強化する。

*1:預貯金口座について、給付金などを受け取るための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録する制度です。改正により、年金請求手続きの際に年金受取口座として申請した預貯金口座を公金受取口座として登録申請ができるようになりました。

取り組み状況

●お客様相談室の体制を強化

年金相談の予約待ち状況や年金相談職員の必要人数の推計などを踏まえた相談ブース数の適正化および年金相談職員、年金給付専門職の登用拡大などを図り、相談体制の整備を進めました。また、新任担当職員の育成方法の標準化・スキル向上に向け、窓口業務新任担当者向け育成プログラムを策定・実施し、窓口体制の強化につなげました(127人が修了)。

●業務集約による事務処理の効率化

年金証書などの作成・発送業務を機構本部に集約するシステムを令和7年1月から稼働するとともに、外部委託(フルアウト型委託)を開始し、事務処理の効率化を図りました。

●老齢年金請求書の電子申請の処理体制を構築

老齢年金請求書の電子申請を的確に処理するため、令和6年4月に中央年金センターに処理体制を構築しました。

●公金受取口座登録法改正への対応を実施

公金受取口座登録法改正への対応として、年金受取口座を公金受取口座へ登録する意思確認を行うために年金請求書の様式変更を行うとともに、公金受取口座への登録にかかる相談・審査に適切に対応するため、年金事務所および中央年金センターの事務処理体制の拡充を図り、その準備を着実に実施しました。また、令和7年6月からの事業開始に向けて、対象者の口座情報を正しくデジタル庁へ提供できるよう、システム開発を行いました。

●令和6年分の所得税および個人住民税の定額減税への対応

令和6年分の所得税および個人住民税の定額減税について、令和6年6月の年金振込通知書(約3,900万件)で年金受給者にお知らせするとともに、定額減税の対象となった方には、令和7年1月の源泉徴収票(約500万件)にて減税額をお知らせしました。

(2)正確な給付の実現に向けた対応

計画

- 年金給付の正確性を確保するため、年金決定直後に中央年金センターで決定内容をチェックし、事務処理誤りの予防・早期対応を図る。
- 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の対象者への事後対応を確実に実施する。
- 共済組合員期間を有する方の年金決定などを迅速かつ的確に実施するため、共済情報連携システム改善後の状況を把握・検証する。

取り組み状況

●年金決定時チェックの着実な実施

年金事務所などで実施した年金の決定内容の正確性を担保するため、年金決定直後に中央年金センターにおいて、事務処理誤りが生じやすい要件に該当したものの決定内容を適切にチェックし、事務処理誤りの予防・早期対応を行いました。

●「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の確実な実施

「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において、対象者の特定が可能な事象については順次必要な対応を実施し、その結果を毎月公表するとともに、令和5年度の事務処理誤りの点検・分析を行い、令和6年9月に公表しました。また、事務処理誤りの再発防止策として、届書の管理機能の強化等のシステム機能を導入しました。

●共済情報連携システムを改善

共済組合員期間を有する方の年金決定などを自動化した共済情報連携システムの改善後の検証を行い、さらに機能改善を加えて業務の効率化および適正化を図りました。

(3)障害年金業務の適正かつ安定的な運営

計画

- 医学的な総合判断を要する事例については、障害認定の公正性を一層確保するため、複数の認定医が関与する仕組みを着実に実施するとともに、認定医に対して認定事例や認定基準の考え方などを共有し、認定業務の一層の標準化を図る。
- 業務の効率化を図るため、障害年金業務支援システムと年金給付システムを連携したシステム開発に着手する。
- 年金相談窓口における障害年金の相談対応を充実させるため、障害年金ヘルプデスクにおいて年金事務所および市区町村からの照会に適切に対応する。

取り組み状況

●認定業務の一層の標準化に向けた対応

障害認定の公正性を一層確保するため、認定医の医学的な総合判断を特に要する事例について、複数の認定医が関与する仕組みを着実に実行しました。また、認定事例の共有や審査基準に対する意識の統一を図るために認定医会議を開催し、認定事例や障害認定基準の考え方について情報共有や意見交換を行い、認定業務の一層の標準化を図りました。

●障害年金業務を効率化するシステム開発に着手

令和8年度の稼働に向け、障害年金業務支援システムと年金給付システムを連携し、再認定後の諸変更処理を自動化するシステム開発に着手しました。

(4)年金給付業務のシステム化の推進

計画

- マイナポータル、「ねんきんネット」を活用した簡易な電子申請の対象を拡大し、周知・広報により利用を促進する。
- 年金受給者に紙で送付している通知書について、オンライン化を検討する。
- 電子申請で提出された老齢年金請求書や受取機関変更届などを正確かつ効率的に処理するため、画面審査・電子決裁などのシステム開発を進める。

取り組み状況

●簡易な電子申請の拡大と利用促進を実施

令和6年6月から老齢年金請求書の電子申請(令和7年3月に対象者を拡大)、令和7年1月からは受取機関変更届等の電子申請を開始しました。電子申請の開始にあたっては、機構ホームページへの申請手順の掲載などの周知・広報を行いました。また、令和5年度に開始した扶養親族等申告書の電子申請についても引き続き利用促進を図り、令和6年度は前年度から22万件増の48万件の申請となりました。

■電子申請対象者にかかる届書の受付件数(令和7年3月末)

| 届書名 | 開始年月 | 受付件数 | うち電子申請受付件数 ()内は電子申請割合 |
|---------------|------------------|----------|---------------------------|
| 老齢年金請求書 | 令和6年6月 令和7年3月 | 24,294件 | 2,797件(約11.5%) |
| 受取機関変更届 | 令和7年1月 | 119,439件 | 2,583件(約2.2%) |
| 65歳裁判請求書(はがき) | 令和7年1月 | 266,168件 | 25,309件(約9.5%) |
| 年金生活者支援給付金請求書 | 令和7年1月 | 2,965件 | 182件(約6.1%) |

●通知のオンライン化を推進

年金受給者に送付している通知書のうち、発送件数が多く、ねんきんネットで閲覧可能な「年金振込通知書」「年金額改定通知書」などを電子化(ペーパーレス化)対象に追加するための検討を進めました。

●年金給付の請求案内の充実

- ・年金請求の節目となる機会をとらえて、年金請求書や年金請求にかかるお知らせの送付を計画どおり実施しました。
- ・65歳になる方で受給要件を満たしていない方には、年金加入期間の確認についてのお知らせを送付し、年金記録の再確認を促しました。
- ・66歳以上の方には、毎年、縦下げ見込額をお知らせするなどにより、多様な年金受給方法の周知および請求忘れ防止を図りました。

●迅速な支給決定(サービススタンダード)の目標を達成

老齢年金・遺族年金・障害年金のサービススタンダードの達成率はいずれも90%以上を維持し、迅速な年金の支給決定に努めました。

[サービススタンダードの達成状況]

■老齢年金(令和6年度)

| 加入状況の再確認を要しない場合 (1か月以内) | 加入状況の再確認を要する場合 (2か月以内) | | |
|----------------------------|---------------------------|--------|-------|
| 平均所要日数 | 達成率 | 平均所要日数 | 達成率 |
| 23.6日 | 98.2% | 34.4日 | 94.5% |

■遺族年金(令和6年度)

| 加入状況の再確認を要しない場合 (1か月以内) | 加入状況の再確認を要する場合 (2か月以内) | | |
|----------------------------|---------------------------|--------|-------|
| 平均所要日数 | 達成率 | 平均所要日数 | 達成率 |
| 23.8日 | 98.2% | 33.2日 | 93.9% |

■障害年金(令和6年度)

| |
|--------|
| 3か月以内 |
| 平均所要日数 |
| 65.1日 |

(5)お客様サービスの向上

計画

- わかりやすい通知・案内を行う。
- 60歳、64歳(男性^{※2})、65歳および75歳到達時に老齢年金の請求案内を行うとともに、未請求の老齢年金のある66歳以降の方に対して縦下げ見込額などを毎年誕生日の前月にお知らせし、多様な年金受給方法の周知および請求忘れの防止を図る。
- 迅速な支給決定を図るため、サービススタンダード^{※3}の達成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率90%以上を維持する。

※2:特別支給の老齢厚生年金の受給権がある方を対象とします。

※3:年金の請求を受けてから、年金を決定し年金証書をお届けするまでにかかる標準的な所要日数。老齢年金・遺族年金は1か月以内(加入状況の再確認をする場合は2か月以内)、障害年金は3か月以内としています。

取り組み状況

●わかりやすい通知・案内を実施

- ・年金の統合通知書(年金額改定通知書と年金振込通知書が一体となったはがき)と年金生活者支援給付金の統合通知書を一体化し、令和6年6月に約477万件を発送しました。あわせて、統合通知書の見方を図解説明して機構ホームページに掲載しました。そのほか、老齢年金請求書の記載事項の簡略化や添付書類の表記の見直し、老齢年金請求書に同封するリーフレットの追加や統廃合を行いました。
- ・視覚障害のある方への通知書については、従来の音声コードに加え、点字を印刷した封筒による送付を開始しました。

(6)年金生活者支援給付金制度の着実な運営

計画

- 年金生活者支援給付金を受給している方について、継続して支給要件に該当するか要件判定を行い、正確な支給を行う。(継続認定の実施)
- 所得変更があった方など新たに年金生活者支援給付金が支給される見込みがある方に対して、要件判定後、速やかに請求勧奨を行い、初回の12月定期支払いに支給できるようにする。(請求勧奨の実施)

●年金生活者支援給付金受給者の継続認定の実施

年金生活者支援給付金をすでに受給している方について、7月に市区町村から所得情報の提供を受け、継続して支給要件に該当した約741万人の方に対して、12月定期支払い以降も引き続き年金生活者支援給付金を支給しました。

●新たな年金生活者支援給付金対象者へ請求手続きをご案内

基礎年金を受給している方で、所得額が低下したことなどにより、新たに年金生活者支援給付金の支給要件に該当した約46万人の方に対して、令和6年9月にはがき型の年金生活者支援給付金請求書を順次送付しました。また、請求手続きが行われていない方に対しては、複数回の請求案内を行いました。この結果、令和7年3月までに約45万人の方から請求書の提出があり、年金生活者支援給付金を新たに支給しました。

年金記録問題への取り組み

年金記録問題とは、基礎年金番号に統合されていない5,095万件の年金記録の存在等が明らかになった問題です。日本年金機構では国民の皆さまからの信頼回復に向け、継続して年金記録問題に全力を挙げて取り組んでいます。

(1)未統合記録の解明と年金記録の確認対応

計画

- 「ねんきん定期便」および「ねんきんネット」でお客様が加入状況を確認できる環境を引き続き提供し、年金記録の確認を呼びかける。
- 「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」などに未回答である被保険者に対し、未統合記録の確認を呼びかける通知を再度送付する。
- 加入状況の確認や年金請求をきっかけとするお客様からの年金記録に関する申し出などに対して、あらゆる機会を通じて年金記録の確認を引き続き徹底する。

取り組み状況

●被保険者への記録確認の呼びかけを実施

「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」などに未回答である被保険者に、再度「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付するとともに、「ねんきん定期便」に年金記録の確認の案内を記載して、年金記録に「もれ」や「誤り」がないかを呼びかけました。これらの送付の結果、約3.6万人の方から回答があり、約3.4万人の方の記録が回復しました。

●令和6年度は37万件の未統合記録が解消

計画における取り組みを実施した結果、令和6年度における未解明記録は1,676万件となり、令和5年度比で37万件減少しました。

■未統合記録(5,095万件)解明状況(令和7年3月時点)

**人数ベース 1,622万人
受給者:1,176万人 被保険者等:446万人**

解明された記録
約3,419万件

①基礎年金番号に統合済みの記録 2,114万件

②亡くなられた方などの記録 1,305万件
 └─・亡くなられたと判断される方の記録 781万件
 └─・年金受給に結びつかない記録 525万件

③現在調査中の記録(ご本人からの回答があり調査中) 0.4万件

④「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」などの対象で
未回答などのため持ち主が判明していない記録 617万件
 └─・ご本人から未回答のもの 185万件
 └─・「自分のものではない」と回答があったもの 157万件
 └─・お知らせ便の未到達のもの 37万件
 └─・その他 238万件

⑤持ち主の手がかりが得られていない記録 796万件

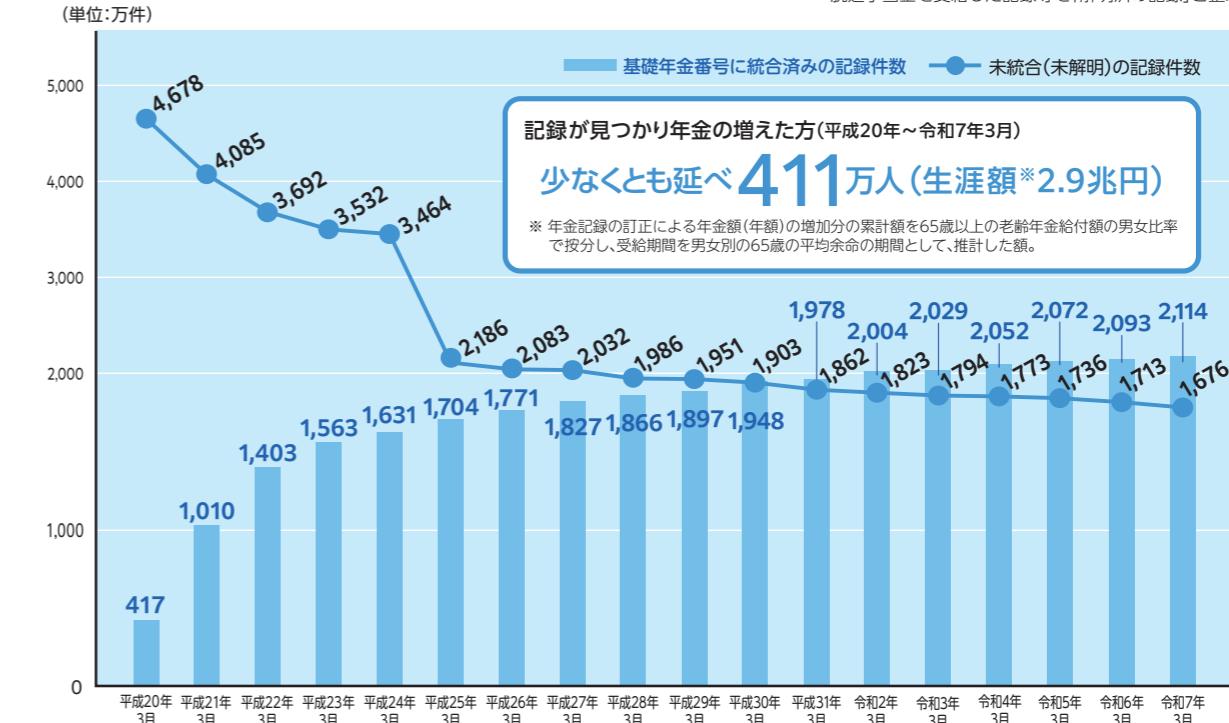
⑥③～⑤の記録と同一人と考えられる記録 263万件

解明作業中または
なお解明が必要な記録
約1,676万件

令和5年度比
約37万件減少

■未統合記録(5,095万件)解明状況件数推移(令和7年3月時点)

※平成24年6月から集計方法を変更(死者に関する記録や脱退手当金を受給した記録等を「解明済の記録」と整理)



記録が見つかり年金の増えた方(平成20年～令和7年3月)
少なくとも延べ411万人(生涯額*2.9兆円)

* 年金記録の訂正による年金額(年額)の増加分の累計額を65歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、受給期間を男女別の65歳の平均余命の期間として、推計した額。

ねんきんネットの「持ち主不明記録検索」でぜひご確認ください!

「ねんきんネット」では、年金記録のうち、基礎年金番号に統合されていないため、現在持ち主がわからなくなっている「持ち主不明記録」をスマートフォンやパソコンで検索できます。亡くなられた方の記録をご家族等が検索することもできます。



「ねんきんネット」の
ご利用登録は
こちらの
二次元コードから

(2)再発防止および年金記録の正確な管理の実施

計画

- 基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行う取り組みなどにより、年金記録の適正な管理を実施する。

取り組み状況

●基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けを推進

市区町村、事業主およびご本人への協力依頼や個人番号等登録届の提出勧奨など、あらゆる機会を通じたマイナンバーの紐付けを徹底する取り組みを進めました。1号被保険者は約2.9千件、2号被保険者は約1.2千件、3号被保険者は約0.4千件、年金受給者は約2.4千件の基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行った結果、機構が年金記録を管理する被保険者・受給者全員の紐付け率は、令和7年3月末時点での99.82%となりました。

■基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行った件数

| | |
|--------|--------|
| 1号被保険者 | 約2.9千件 |
| 2号被保険者 | 約1.2千件 |
| 3号被保険者 | 約0.4千件 |
| 年金受給者 | 約2.4千件 |

年金相談の充実に向けた取り組み

お客様一人ひとりの立場に立ち、効率的で正確な年金相談サービスを安定的に行うため、年金相談窓口の体制を整備するとともに、予約相談の拡充や、年金相談業務の効率化を進め、お客様をお待たせしない窓口相談体制の維持に取り組んでいます。さらに、さまざまな研修を実施して年金相談担当者のスキルアップを図り、お客様に満足していただける年金相談を目指しています。

(1) 年金事務所での相談

計画

- 安定的な相談窓口体制を維持するため、正規職員・無期雇用の年金相談職員・社会保険労務士により構成される年金相談窓口体制を引き続き確保するとともに、効果的な研修を実施し、相談対応の質の向上を図る。
- 老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げにより、令和6年度および7年度は相談件数の減少が予測されるが、8年度には再び増加することが見込まれるため、安定的な年金相談体制を維持するために必要な相談ブース数を確保する。
- 年金相談の予約率90%以上および待ち時間30分未満を維持する。
- 遠隔地などの相談対応について、引き続きテレビ電話相談サービスを行うとともに、オンラインでの文書相談の実施に向けて環境整備を行う。

取り組み状況

● 正規職員などによる安定した相談対応体制を維持

年金相談業務に精通した職員による安定的な相談対応体制を維持するため、引き続き無期雇用の年金相談職員の確保に取り組みました。その結果、全国の年金相談ブースの正規職員・無期雇用の年金相談職員・社会保険労務士の割合は96.4%となり、9割以上を維持しました。また、相談窓口を担当する職員への研修を延べ2,382人に実施し、実務力の向上に努めました。

● 令和8年度を見据えてブース増設、全国1,694ブース

老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げにより、令和6年度は相談件数の減少が予想されましたが、安定的な年金相談体制を確保するため、令和5年度の常設相談ブース数を維持しました。さらに、令和8年度以降は再び相談件数が増加することを見込んで、令和7年度に向けては予約の取り組みを先行して6ブース追加し、全国で1,694ブースを確保しました。

● 相談の予約制を広め、待ち時間を短縮

予約相談の周知・広報を引き続き行い、平均予約率は全国平均で91.9%となりました。また、予約のないお客様にも平均待ち時間30分未満で対応し、お待たせしない窓口相談体制を維持しました。さらに、予約相談の事前準備を確実に行い、相談対応の質の向上を図りました。

● インターネットからの相談予約の利便性を向上

お客様の利便性を高めるため、機構ホームページから年金相談の予約サイトへアクセスする方法に加えて、ねんきんネットからも予約ができる機能を追加しました。あわせて、ねんきんネットで保有している情報の活用により、ネット予約時に入力いただく項目を減らすなどの機能改善を実施しました。

● オンラインによる年金相談を開始

遠隔地などの相談ニーズをとらえて、テレビ電話相談サービスを引き続き行うとともに、海外にお住まいの方や身体などに障害のある方の相談に対応するため、ねんきんネット上で相談内容を入力いただき、それに 対して機構が回答するサービスを開始しました。

■ 年金事務所のご紹介



年金相談の相談窓口(東京都 新宿年金事務所)



待合スペース(東京都 新宿年金事務所)



年金相談用テレビ電話 ※下記はテレビ電話相談が可能な拠点
新潟県 佐和田行政サービスセンター／
長崎県 岩城市役所芦辺庁舎／長崎県 五島市役所



年金相談記載台と掲示板(東京都 新宿年金事務所)

(2) 街角の年金相談センター*での相談

*「街角の年金相談センター」は、全国社会保険労務士会連合会が運営しています。なお、街角の年金相談センターでは窓口における年金相談のみ行っており、お電話による年金相談は行っていません。

計画

- 質の高い相談サービスを提供するため、全国社会保険労務士会連合会との連携強化を図る。
- お客様の利便性を考慮し、街角の年金相談センターの適正配置などの見直しを進める。

● 全国社会保険労務士会連合会との連携による研修の充実

全国社会保険労務士会連合会と連携し、当機構の職員がお客様対応に関する研修を実施し、年金相談員の質の向上を図りました。

● 利便性を考慮した年金相談センターの適正配置

令和8年度の相談件数増加を見据え、年金相談センターの設置場所やブース数などの見直しについて検討を開始しました。

取り組み状況

(3) コールセンターでの相談

計画

- 相談の目的別・内容別のコールセンターボード体制の維持と、コールセンター間の連携を密にした機動的で効率的な運営を維持する。
- 相談内容を分析して機構ホームページなどを充実させ、入電数を減らす。
- 「お客様の声」の分析やお客様満足度調査などを行い、結果を基に応答品質の向上を図る。
- マルチランゲージサービス^{※1}については、令和5年度の利用状況などを踏まえ、利用時間の拡大や対応言語数の見直しを検討する。
- 上記の施策を実施して、コールセンター全体の応答率70%以上の実績の維持を目指す。

※1:年金事務所やコールセンターなどにおいて、外国人のお客様から相談を受けた場合に、電話を利用した通訳サービスを提供するものです。

取り組み状況

●目標値を超える応答率の水準を維持

令和6年度の計画に基づき取り組んだ結果、コールセンター全体の応答率は前年度を2.8ポイント上回る79.6%となり、目標値である70%を超える水準を維持しました。

●相談目的別の専用ダイヤルで効率よく対応

多様なお客様ニーズに効率的に応えるため、「ねんきんダイヤル」「予約受付専用電話」「ねんきん加入者ダイヤル(国民年金・厚生年金保険・市区町村別)」など、相談目的別・内容別に対応するコールセンターの運営を維持・整備するとともに、特に入電が増加する各種通知書の発送時期において、コールセンター間の協力連携体制や増席によるオペレーターの受電体制を強化しました。また、「予約受付専用電話」において、お客様の利便性向上およびネット予約の利用促進を図るため、ネット予約サイトのURLを記載したSMS(ショートメッセージサービス)を送信するサービスを開始しました。

●入電数の減少に向けて機構ホームページを充実

お客様の相談内容を分析し、よくあるお問い合わせ内容を機構ホームページの年金Q&Aやチャットボットに反映するなど、入電数を減らす取り組みを行いました。

●「お客様の声」の収集・分析、お客様満足度調査を実施

相談内容や「お客様の声」の収集・分析やお客様満足度調査を実施し、その結果をオペレーターへ周知するとともに、オペレーターの個別指導や研修を行い、年金相談の応答品質向上を図りました。

●11か国語に対応したマルチランゲージサービスを提供

電話を利用した多言語通訳サービスの対応言語について、これまでの10か国語から、令和6年10月からはミャンマー語を追加し、11か国語^{※2}による通訳サービスを開始しました。市区町村の国民年金窓口でも利用でき、サービスを利用できる市区町村は増加を続け、令和7年3月末時点で全国723市区町村となりました。

※2:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語。

■マルチランゲージサービス利用状況(令和7年3月末時点)

| 年 度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--------|--------|
| 利用件数 | 6,406件 | 7,275件 |

■コールセンター全体^{※3}の対応状況推移

| 年 度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|------------|------------|------------|
| 入電総呼数 | 8,962,327件 | 8,634,029件 | 7,978,611件 |
| 応答呼数 | 6,540,936件 | 6,632,698件 | 6,349,211件 |
| 応答率 | 73.0% | 76.8% | 79.6% |

※3:「ねんきんダイヤル」「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」「予約受付専用電話」「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」「ねんきん加入者ダイヤル」など。

公的年金制度に対する理解促進への取り組み

日本年金機構は、公的年金制度への理解促進と普及のため、「地域年金展開事業」に取り組んでいます。全国の年金事務所が主体となって、地域・企業・教育などの関係機関との連携・協力のもとに、さまざまな場において地域に根ざした活動を行っています。

計画

- 年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、地域・企業・教育などのさまざまな場において、年金制度の普及・啓発活動を推進する。
- 制度改革を含む公的年金制度の理解を深めるため、教育関係機関や企業などにおける年金セミナーや説明会を実施し、結果を検証してさらなる実施内容を充実させるとともに、参加者の拡大を図る。
- 年金委員活動に必要な情報をタイムリーに発信するとともに、研修の充実を図るなど、年金委員に対する活動支援を強化する。

取り組み状況

●正しい知識と理解を深める年金セミナー・説明会を開催

大学や高校などの学生・生徒を対象とした年金セミナーと、企業や自治会などを対象とした年金制度説明会を全国で開催しました。Web会議ツールを利用したオンラインセミナーやDVD動画の提供なども取り入れて、より多くの方への情報提供を行いました。年金セミナーは小・中学生向けも実施し、令和6年度の参加者数は目標の17万人を上回りました。

●若手職員を中心としたセミナー講師の育成

より効果的で質の高い年金セミナーを目指して、さまざまな研修を実施し、若手職員を中心とした講師の育成に努めました。

●「ねんきん月間」「年金の日」に年金制度の周知活動を実施

「ねんきん月間」(11月)、「年金の日」(11月30日(いいみらい))に合わせ、全国の年金事務所において、地域の教育機関(大学・専門学校・高等学校など)や企業などに出向き、またはWeb会議ツールを利用して、年金セミナーや年金制度説明会などを行いました。令和6年度の「年金の日」は土曜日でしたが、すべての年金事務所を開所して年金相談を実施しました。

●「わたしと年金」エッセイ受賞作品のアニメーション動画を作成

「わたしと年金」エッセイ受賞作品のアニメーション動画を作成し、機構ホームページに掲載しました。また、機構公式X(旧Twitter)を活用し、年金制度の基本事項について発信しました。

●各都道府県で地域年金事業運営調整会議を開催

地域に根ざした年金制度の周知・広報を推進するため、各自治体や関係団体(社会保険労務士会・教育委員会・年金受給者協会・ハローワークなど)と連携し、地域年金事業運営調整会議を各都道府県で開催し、効果的な連携方法などについて意見聴取を行いました。

■年金セミナーおよび年金制度説明会の実施状況

| 内容 | 実施回数 | 参加者人数 |
|---------|----------------------|--------------------------|
| 年金セミナー | 3,460回(令和5年度:3,156回) | 176,322人(令和5年度:164,105人) |
| 年金制度説明会 | 3,793回(令和5年度:1,965回) | 138,214人(令和5年度:82,324人) |

お客様サービス向上の取り組み

(1)「お客様へのお約束10か条」の取り組み

日本年金機構は、平成22年1月の設立にともない、お客様サービスの基本方針として「お客様へのお約束10か条」を作成しています。これは、お客様へのメッセージであり、サービス精神の礎です。業務の実施状況をお客様にチェックしていただく意味も込めて、このポスターを目立つ場所に掲示しています。

「お客様へのお約束10か条」のポスターを各年金事務所の目立つ場所に掲示しています

お客様へのお約束10か条～私たちはお約束します～

① わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。

全国の年金事務所・街角の年金相談センターに来訪されたお客様に対する「お客様満足度アンケート」の「窓口の説明はわかりやすく、充分でしたか」の質問について、「満足」「ほぼ満足」の合計は88.1%でした。

② 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。

お客様より、「ていねいに対応してもらった」「高年齢雇用継続給付金の注意事項を教えてもらった」などの多くのお褒めの言葉をいただいている。

③ 電話は3コール以内に出ます。

当機構では、電話は3コール以内に出ることを常に意識し、実行するよう取り組んでいます。

④ 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。

その場でお答えできない場合には、速やかに確認のうえ、2日以内に確認の状況をご連絡します。

全国の年金事務所・街角の年金相談センターに来訪されたお客様に対する「お客様満足度アンケート」の「来訪される前の不安や疑問は解消されましたか」の質問について、「解消した・おおむね解消した」とお答えいただいたお客様の割合は98.0%でした。

⑤ ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。

混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。

窓口の体制整備や予約制の拡充、改善事例の共有など、待ち時間短縮への取り組みを推進しました。

⑥ お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。

機構内のお客様向け文書審査チームによる審査や一般のお客様をモニターとした会議を定期的に行い、お客様目線でよりわかりやすい文書・書面を提供できるよう改善に努めています。

⑦ お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

各年金事務所に設置した「ご意見箱」や機構ホームページ上にある「日本年金機構へのご意見・ご要望」コーナーなどから、「お客様の声」の収集に努め、サービス改善に努めています。

⑧ 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。

年金請求書を受け付けてから証書がお客様に届くまでの標準的な日数(サービススタンダード)を設定し、達成率を継続的に確認しています。

⑨ お誕生日の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。

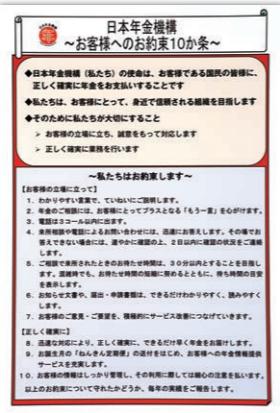
「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンで24時間いつでも年金記録照会や年金見込額試算など、さまざまなサービスをご利用いただけます。

⑩ お客様の情報はしっかり管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

研修や自己点検を通じて、個人情報保護、情報セキュリティに対する職員の意識の向上と徹底を図っています。誤送付などの事務処理誤りの根絶にも努めています。

お客様の立場に立つて

正しく確実に



(2) CS(お客様満足)推進の取り組み

計画

- 「サービス推進の手引き」を活用した研修の内容を充実させて実施し、職員のCS意識向上を図る。
- 全国の年金事務所において個別課題の把握に努め、現場での改善指導、フォロー研修などを実施する。

取り組み状況

●職員のCS意識を高める研修を実施

「サービス推進の手引き」を活用して、全職員を対象に職場内CS研修を実施しました。サービス実践リーダーに向けた研修や、新入構員に向けたお客様対応研修も実施し、すべての職員のCSに対する意識醸成を図りました。

●「サービス巡回指導」でサービス実施状況を確認・改善

機構本部職員による無予告での「サービス巡回指導」をすべての年金事務所に対して実施し、サービス実施状況を確認するとともに、必要な改善指導を行いました。また、「お客様満足度アンケート調査」の結果等から各事務所の課題を把握し、個別指導や研修などのフォローを行いました。

(3) お客様の声の収集と業務改善に向けた取り組み

計画

- 各年金事務所の「ご意見箱」や機構ホームページの「日本年金機構へのご意見・ご要望」などから「お客様の声」を日々収集し、「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析し、必要な改善策を検討して実施する。
- 機構が作成するお客様向けの文書をお客様目線で見てわかりやすい文書とするため、職員による「お客様向け文書審査チーム」、お客様も参加する「お客様向け文書モニター会議」「アンケートモニター」からの意見を反映する。
- 機構のサービスに対するお客様の評価や満足度を把握するため「お客様満足度アンケート調査」を実施し、その結果から課題を把握・分析したうえで、必要な改善策を検討し実施する。

●「お客様の声」を収集・分析して改善を実施

各年金事務所に設置した「ご意見箱」や、機構ホームページ上の「日本年金機構へのご意見・ご要望」のコーナーなどから、「お客様の声」を収集しました(9,788件)。「お客様の声」は「お客様対応業務システム」を活用して管理・分析を行い、必要な改善策を検討し、改善に取り組みました。

●モニターからのご意見を集め、お客様向け文書を改善

職員で構成する「お客様向け文書審査チーム」による審査・改善活動に加え、一般モニターと文書デザイナーが参画する「お客様向け文書モニター会議」、若い世代を含めた「アンケートモニター」からもご意見をいただき、お客様目線で、よりわかりやすい文書となるよう改善を図りました。

●お客様満足度アンケートを実施

全国の年金事務所を対象に「お客様満足度アンケート調査」を実施しました。アンケートでは、前年度よりも「解消・おおむね解消」「満足・ほぼ満足」の割合が増加となりました。この調査結果に基づき、さらなるお客様サービスの向上に向けて課題を把握・分析したうえで、満足度の高い年金事務所での好取り組みの共有、満足度の低い年金事務所への個別指導や研修などを行いました。

■令和6年度アンケート調査結果

調査対象件数:177,684件／回答件数:80,845件

不安や疑問の解消

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|
| 解消・おおむね解消 | 97.3% | 98.1% |
| 解消しなかった | 2.7% | 1.9% |

職員のビジネスマナーや接客態度

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|
| 満足・ほぼ満足 | 87.2% | 89.4% |
| やや不満・不満 | 2.1% | 1.7% |

窓口での説明

| | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|
| 満足・ほぼ満足 | 86.4% | 88.2% |
| やや不満・不満 | 2.9% | 2.3% |

内部統制システムの有効性確保に向けた取り組み

安定的に国民の皆さまの信頼に応えられる組織の実現に向けて、リスク管理とコンプライアンスの確保に注力しながら、公的年金業務を確実・正確かつ迅速に遂行するためのさまざまな取り組みを行っています。

(1)事務処理の正確性の確保のための取り組み

計画

- 日報や事務処理誤り報告などの日々のモニタリングを精緻に行い、事務処理誤りの早期発見・早期対応を実施する。
- 事務処理誤りを発生させた部署は、リスク部門などへの早期報告、関係部署との連携による早期対応を行い、機構本部・拠点共同で発生原因の調査・分析および再発防止策を策定する。
- 事務処理誤りの発生原因の分析結果に基づき、再発防止・未然防止に向けた研修や指導などの取り組みを実施する。

取り組み状況

●事務処理誤りの早期発見

日報や事務処理誤り報告などのモニタリングを通じて事務処理誤りを早期に発見し、関係部署が連携して速やかに対応しました。

●事務処理誤り発生時の対応

事務処理誤りを発生させた部署は、リスク部門など関係部署に直ちに報告するとともに、関係部署と連携して早期に対応し、機構本部・拠点共同で発生原因の調査・分析および再発防止策を策定しました。

●事務処理誤りの削減に向けた取り組み

事務処理誤りの発生原因の調査・分析結果を踏まえ、機構内報「リスク対策通信」による事務処理誤り事例の周知や「業務手順に関する一問一答」の出題によるルールの徹底を図りました。また、研修の実施、事務処理手順の見直しによる業務処理マニュアルの改正およびシステム改修などによる再発防止・未然防止に向けた取り組みを実施しました。

■事務処理誤りの発生状況(令和7年3月末時点)

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 917件 | 722件 | 650件 | 528件 | 348件 |

(2)リスク管理とコンプライアンス確保の取り組み

計画

- リスク管理の三線防御体制※の確立に向け、より実効性・効率性を高めるための施策を検討する。
- 「事務リスク」「システムリスク」「情報セキュリティリスク」「災害その他リスク」の各セグメントに応じ、リスクを把握し、発現を防止する。
- コンプライアンス確保のための研修・自己点検・意識調査を継続的に実施する。

※: 機構においては、三線防御体制を以下のとおり位置づけています。

第三線…第二線に対するリスク管理体制の整備・運用状況の有効性に関する監査を行う部署(監査部)。

第二線…第一線のリスク管理のルールを定め、ルールの遵守状況をモニタリングし、リスクへの対応を行う部署(リスク統括部、業務品質管理部、調達企画部、情報管理対策室、システム企画部、コンプライアンス部等)。

第一線…リスクオーナーとして、事業を行う部署(年金事務所、事務センター、機構本部事業担当部署)。

取り組み状況

●リスク管理

業務の適正性確保に向け、各セグメントに応じてさまざまな取り組みを行いました。また、それらの取り組みにあわせて、リスク管理の三線防御体制の実効性・効率性を高めるための取り組みを行いました。

【事務リスク】

拠点からの日報や事務処理誤り報告などのモニタリングにより、事務リスクの早期把握、早期対応に引き続き取り組みました。また、本部現業に関する事務リスクの状況把握を行うため、本部現業部署からの日報や管理ツールを使用したモニタリングを継続して実施し、機構本部内での情報共有を行いました。さらに、進捗管理対象業務の拡大や遅延判断基準の精緻化を行うことで、モニタリングの高度化を図りました。

【システムリスク】

システム障害の発生原因や傾向などを分析し、効果的な再発防止策を共有するとともに、それらに基づくシステム障害の未然防止に努めました。

【情報セキュリティリスク】

外部の専門家による情報セキュリティリスクの分析・評価および脆弱性診断を実施し、改善が必要な事案については適切に対応しました。

【災害その他リスク】

非常時における年金支払いに関する対策について、被災時を想定したシミュレーションに基づく年金支払い訓練やマニュアルの改善を行うなど、業務継続体制の実効性向上に取り組みました。また、最近増加している、当機構の職員を装った不審な電話などについて、機構ホームページなどで注意喚起を行いました。

*三線防御体制

より実効性・効率性を高めるため、第三線である監査部内と第二線担当部署間において、定期的にリスクに関する情報共有を実施しました。

●コンプライアンスの確保

役職員にコンプライアンスや倫理に関する研修を行うとともに、コンプライアンスに関する自己点検および意識調査を実施しました。制裁処分については、職員制裁規程に基づき適切に実施・公表するとともに再発防止に努めました。

(3) 内部監査の高度化への取り組み

- 高リスク領域の業務を把握し、リスクベース監査を確立する。
 ●監査の専門人材の確保、監査部門の職員の育成などにより、監査体制の充実を図る。
 ●監査手法のさらなる高度化を検討する。

●業務プロセスを把握してリスクベース監査を確立

業務プロセスの把握とリスク評価を行う仕組みにより、リスクの高い業務プロセスを把握して重点監査テーマとし、機動的に監査を実施しました。

●より充実した監査体制に向けた人材育成を実施

監査体制の充実を図るため、監査に資する知見をもつ人材を外部から採用しました。また、新任者を中心としたOJTの実施、外部機関の勉強会への参加、外部専門講師による研修の実施などにより、監査部門の職員の育成を図りました。

●監査手法の高度化を幅広く検討

内部監査人のキャリアパスの構築について、また監査のためのデータの収集方法、リモート監査が可能な項目の洗い出しなど、監査手法の高度化に向けて幅広く検討を行いました。

(4) 契約の競争性・透明性の確保およびコスト削減のための取り組み

- 調達の性質に応じた適正かつ合理的な契約方法を採用する。
 ●見積額の妥当性の検証、調達案件の厳正な審査・点検を実施し、契約の競争性・透明性の確保を図ることを徹底するとともに、業務品質の確保・向上およびコスト削減に努める。
 ●電子入札システムの運用開始に向けて、手順を整理するとともに、システムの利用促進を図る。

●契約の競争性・透明性の確保を徹底

競争性・透明性の確保を図るために、原則的に、競争性のある契約については一般競争入札方式で実施しました。

●調達に精通した人材を育成

調達に関する諸規程などの適正な取り扱いの徹底のため、事業担当部署への研修を定期的に実施しました。また、調達実務に精通した人材育成のため、外部機関が実施する専門研修にも積極的に参加しました。

●電子入札システムの運用を開始

電子入札システムの運用開始に向けて、効率的な運用となるよう手順を整理し、令和6年10月に運用を開始しました。また、事業者に対する利用促進を図りました。

●調達委員会による事前審査を実施

一定額以上の調達案件の事前審査として、調達委員会を20回開催し、399案件について、入札方式・参加資格・調達単位・コンティンジェンシープランなどの審査を行いました。また、調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、少額の随意契約の場合も入札に準じて機構ホームページに見積公告を掲載するなど、調達業務における競争性・透明性の確保および業務の正確性とサービスの質の向上を図りながら、コスト削減に努めました。令和6年度の総合評価落札方式を適用するものを除く競争性のある契約では、年間調達計画額(25,682百万円)からの削減額は7,778百万円、削減率は30.3%となりました。

●複数年契約など合理的な契約形態の活用

業務の効率化および業務品質の維持・向上のため、複数年契約を積極的に活用し、建物賃貸借、業務委託およびシステム関係の保守業務など、令和6年度は940件の複数年契約を締結しました。また、調達単位を適切に分割するなど、事業者が受託しやすい契約となるよう努めました。

計画

取り組み状況

計画

取り組み状況

日本年金機構のホームページをご紹介

二次元コードから簡単アクセス!
 日本年金機構 検索
<https://www.nenkin.go.jp>



2

日本年金機構のホームページ

機構ホームページでは、公的年金の制度や手続きに関するさまざまな情報を掲載しており、ご利用者別・シーン別のメニューから必要な情報をスムーズに探すことができます。年金請求書の記載方法など各種動画も掲載していますのでぜひご覧ください。

トップページのご案内

スマートフォン画面



PC画面



- 1 年金の制度・手続き、申請・届出様式、年金Q&Aなど主要なカテゴリから目的の情報を探すことができます。
- 2 事業や取り組みに関する情報、時期に応じたご案内などを表示しています。
- 3 事業主の方、国民年金に加入の方などご利用者の属性別に6つのメニューを設けています。
- 4 20歳になったとき、就職・結婚・退職などシーン別に年金に関する手続きを探すことができます。

日本年金機構
ホームページは
令和8年春ごろに
デザインの
リニューアルを
予定しています。

個人情報の保護に関する取り組み

お客様の大切な個人情報を確実に保護し、適切に管理するために、継続的に情報セキュリティ体制の強化を図り、情報セキュリティ対策を組織面・技術面・業務運営面から着実に行ってています。

(1) 情報セキュリティ対策

計画

①組織面の対策

- 情報セキュリティ対策を一元的に管理するための「日本年金機構情報管理対策本部」、その下で情報セキュリティ対策を実施する「情報管理対策室」「機構CSIRT」※を十分に機能させ、情報セキュリティ対策に必要な体制を引き続き確保する。
※情報セキュリティインシデントに対処するための組織(Computer Security Incident Response Team)。平時はインシデント情報などの収集・分析とそれに基づく対応方針・手順の策定にあたり、インシデント発生時には緊急対応を担います。
- 情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、新たな脅威に対応するため、高度な専門的知識を有する者(機関)による業務支援体制を引き続き確保する。

②技術面の対策

- 外部専門家が行うリスク分析評価および脆弱性診断などについて、引き続き外部からの脅威に加え、内部の脅威に対応する視点でも実施する。
- 「ねんきんネット」および機構ホームページのセキュリティレベルをより高度化するため、攻撃手法の動向を踏まえたセキュリティ対策の強化と監視ルールの精緻化を図る。また、オンラインビジネスモデルの推進および機構のICT基盤の再構築は、セキュリティ対策を確保したうえで進める。

③業務運営面の対策

- 情報セキュリティに関する諸規程について、政府機関の統一基準などの動向を踏まえ、実効性のある規程の改正を行う。
- インシデント発生時に、職員が各自「情報セキュリティインシデント対処手順書」などに従い、迅速かつ適切な対応ができるよう、実践的な訓練や研修などを実施する。

取り組み状況

①組織面の対策

●情報管理対策本部を中心に対策強化を推進

情報管理対策本部において、機構の情報セキュリティの方針決定や進捗確認を繰り返し行ったほか、外部機関による監査などで判明した課題への対応策をまとめるなど、情報セキュリティ対策の継続・強化を推進しました。

●高度な専門的知見に基づく支援体制を維持

最高情報セキュリティアドバイザーおよび情報セキュリティ対策支援業者による業務支援体制を維持し、専門的・技術的な知見に基づく助言を受けることにより、情報セキュリティ対策の強化を図りました。

②技術面の対策

●外部専門家によるリスク分析評価と脆弱性診断を実施

内部不正のリスクや、インターネットに接続しているシステムの脆弱性などを対象に、外部の専門家による情報セキュリティリスク分析評価、脆弱性診断およびペネトレーションテストを実施しました。

●「ねんきんネット」へのサイバー攻撃対策を強化

「ねんきんネット」については、サイバー攻撃をリアルタイムで検知する仕組みに加え、脆弱性を自動検出する仕組みを新たに導入し、サイバー攻撃対策の強化を図りました。

●機構公式Xに二要素認証を導入

世の中の動向としてSNSの乗っ取りが多くなっていることから、機構公式X(旧Twitter)に二要素認証を導入しました。

●個人情報を他のシステム領域から遮断して管理

年金個人情報などを管理する専用共有フォルダについて、引き続きインターネット環境および共通事務システム領域からの遮断を徹底し、情報システムの独立性・完全性を確保しました。

③業務運営面の対策

●政府機関の統一基準の動向を踏まえて規程を改正

令和6年7月に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改定されたことを踏まえて、情報セキュリティポリシーおよび情報セキュリティに関する諸規程について必要な改正を実施しました。

●全職員に研修と理解度テストを実施

情報セキュリティに関する規程および情報セキュリティの重要性への理解と適切な情報セキュリティ水準の維持を図るため、全職員を対象に研修と、研修の成果を検証する理解度テストを実施しました。

(2) 外部委託先における個人情報の管理

計画

- 外部委託管理ルールを着実に実行するとともに、委託先の事業者ごとに、調達企画段階から履行終了までの業務プロセスにおけるリスクに応じて、必要な対応を的確に行う。
- 履行開始前における履行体制および履行方法などの検査、履行中における業務管理・検品・検査や履行後検査などを実施し、委託業務ごとのリスクを把握したうえで組織的な管理を行う。
- 外部委託業務において改善を求めた不適事項については、発生要因などを検証し、規程・要領改正などの必要な見直しを行う。

取り組み状況

●情報セキュリティ体制の遵守状況を確認

履行開始前検査や履行中検査などの各種検査を実施し、委託先事業者において情報セキュリティ体制が適切に遵守されているかを確認しました。また、各種検査の実施状況を機構本部内で共有し、組織的な外部委託業務管理を行いました。

●新規事業者の情報セキュリティ対策を早期に確認

新規事業者に対しては、契約締結後の早い段階で現場の情報セキュリティ対策の確認を行い、不適事項がある場合は速やかな改善を指示し、履行開始前検査で改善結果を確認するなど、一層のリスク対策に取り組みました。

令和6年度の取り組み実績 (主な業務実績指標)

日本年金機構では、厚生労働大臣が定めた中期目標の達成に向けて、中期計画および年度計画を定め、その達成のためにさまざまな取り組みを実施しています。また、業務実績の評価は、日本年金機構法に基づき、事業年度ごと、中期目標期間ごとに厚生労働大臣から評価を受けることになっています。令和6年度の主な業務実績に対する厚生労働大臣の評価についてご紹介します。

※「日本年金機構の令和6年度の業務実績の評価」については、厚生労働省のホームページに掲載されています。

◎厚生労働大臣による個別評価の評語

S:年度計画を大幅に上回っている。

A:年度計画を上回っている。

B:年度計画をおおむね達成している。

C:年度計画をやや下回っている。

D:年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

| 項目 | 主な業務実績指標 | | | | | | 厚生労働大臣による個別評価 | | | | | 主な評価の理由 | |
|----------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | | |
| 国民年金収納 | 国民年金保険料 現年度納付率 | 71.5% | 73.9% | 76.1% | 77.6% | 78.6% | A | A | A | S | S | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度分保険料の現年度納付率は、前年度実績を上回る78.6%(対前年度比+0.9ポイント)と目標を達成し、13年連続で上昇した。 令和5年度分保険料の過年度1年目納付率は84.0%(対前年度比+1.2ポイント)と目標を達成した。また、令和4年度分保険料の最終納付率は84.5%(対前年度比+1.5ポイント)と目標を達成し、12年連続で上昇した。 口座振替およびクレジットカードの納付実施率の合計は41.5%(対前年度比+0.1ポイント)と目標を達成した。 <p>参考:令和6年度予算執行額^{※2}:約353.2億円(適用関係約103.2億円含む)</p> | |
| | 国民年金保険料 最終納付率 ^{※1} | 平成30年度分 保険料 77.2% (+9.0ポイント) | 令和元年度分 保険料 78.0 % (+8.7ポイント) | 令和2年度分 保険料 80.7% (+9.2ポイント) | 令和3年度分 保険料 83.1% (+9.2ポイント) | 令和4年度分 保険料 84.5% (+8.5ポイント) | | | | | | | |
| 厚生年金保険適用 | 新規適用事業所数 | 120,898事業所 | 133,305事業所 | 134,726事業所 | 153,857事業所 | 143,712事業所 | A | A | A | A | A | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度行動計画を策定し、当該計画に基づき適用対策を実施した。文書・電話を中心に、国税源泉徴収義務者情報とあわせ、その他の情報も有効に活用するなど進捗管理を徹底しながら取り組んだ結果、加入指導による適用事業所数は約8.3万事業所(目標7.5万事業所)と目標を上回った。 数値目標や具体的なスケジュールを含めた令和6年度行動計画を策定し、当該計画に基づき適用対策を実施した。事業所調査は約12.1万事業所(目標10.0万事業所)に対して実施、被保険者調査は約647万人(目標498万人)に対して実施し、目標を上回った。 <p>参考:令和6年度予算執行額:約284.0億円</p> | |
| | 適用対策を 講じた結果、 適用した事業所数 | 99,682事業所 | 104,225事業所 | 96,120事業所 | 94,548事業所 | 83,270事業所 | | | | | | | |
| 厚生年金保険徴収 | 厚生年金保険 保険料収納率 | 97.5% | 98.3% | 98.5% | 98.7% | 98.9% | A | A | A | A | A | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度行動計画を策定し、厚生年金保険料の収納率は98.9%(+0.2ポイント)、全国健康保険協会管掌健康保険料の収納率は97.9%(+0.2ポイント)となり、前年度と同等以上という目標を上回った。 徴収の困難性が高く、滞納が長期間または高額となっている事業所については特別法人対策部が所管し、令和7年3月末時点の所管事業所に対する収納未済額は196億円となり、年度当初より33億円を削減した。 <p>参考:令和6年度予算執行額:約73.8億円</p> | |
| | 厚生年金保険 口座振替実施率 | 81.0% | 81.4% | 81.5% | 81.5% | 81.8% | | | | | | | |
| 年金給付 | サービス スタンダード ^{※3} (年金のお支払い期間の目標) | 老 齢 年 金 | 97.4% | 97.9% | 93.3% | 95.9% | 94.5% | B | A | A | A | B | <ul style="list-style-type: none"> 老齢年金、遺族年金および障害年金について、サービススタンダードの達成率90%以上を維持した。 障害年金の認定にかかる一連の報道や国会における議論を踏まえ、令和6年度障害年金の認定状況について調査を実施することになった。 調査報告書では、審査書類をていねいに記載することの徹底や理由付記文書の改善、職員による等級案の廃止など、より客観的かつ公平な認定に向けた改善を行うこととされた。また、過去の不支給事案等について点検を行うことにより、必要なものは処分を取り消し、改めて支給決定を行うこととなった。 <p>参考:令和6年度予算執行額:約127.5億円</p> |
| | | 障 害 年 金 | 75.4% | 95.7% | 94.8% | 95.7% | 95.1% | | | | | | |
| 年金記録問題 | 統合済み の記録 | 2,029万件 (令和3年3月時点) | 2,052万件 (令和4年3月時点) | 2,072万件 (令和5年3月時点) | 2,093万件 (令和6年3月時点) | 2,114万件 (令和7年3月時点) | B | B | B | B | B | B | <ul style="list-style-type: none"> ねんきん定期便および「ねんきんネット」等を活用した年金記録の確認の呼びかけやお客様からの年金記録に関する申し出への対応等の取り組みによって、約37万件の未統合記録の解明が進み、年金記録の正確な管理と年金記録の確認等が行われた。 基礎年金番号とマイナンバーの紐付けに関し、資格取得時の確実な確認のほか、マイナンバー未収録者については、市区町村、事業主への協力依頼や本人に対する「個人番号等登録届」の提出勧奨に取り組んだ結果、令和7年3月末時点で、被保険者および受給者全体の紐付け率は、99.82%となり、年金記録の正確な管理が行われた。 |
| | 解明作業中または なお解明を要する 記録 | 1,794万件 (令和3年3月時点) | 1,773万件 (令和4年3月時点) | 1,736万件 (令和5年3月時点) | 1,713万件 (令和6年3月時点) | 1,676万件 (令和7年3月時点) | | | | | | | |

※1:国民年金の保険料は、2年さかのぼって納付できるので、当年度保険料の最終的な納付率は2年後に確定します。()は現年度納付率からの伸び幅です。

※2:予算執行額は、一定の前提で整理したものであり、また、正規・准職員の人事費は含んでいません。

※3:迅速かつ正確な年金給付のため、年金請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書がお客様に届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして設定しています。ここで老齢年金は、加入状況の再確認を要する場合で約2ヶ月以内に、障害年金は3ヶ月以内に設定しています。

| 項目 | 厚生労働大臣による個別評価 | | | | | | 主な評価の理由 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | | |
| 年金制度改革等への対応 | A | A | A | A | A | | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月から新たに適用対象となる可能性のある事業所(約5.4万事業所)について、事業所訪問による制度説明やヒアリングを行い、同月の施行前に完了した。また、対象となる可能性がある事業所に対して、リーフレットの送付、専門家活用支援事業による説明会・個別相談を行いつつ、算定基礎届、納入告知書、SNS、市区町村向け情報誌、インターネット広告を活用し、幅広い周知・広報を行った。 令和6年10月以後には、届出が適切に行われていることを確認するため、適用拡大の対象となった約5.1万事業所のうち、約7割である約3.6万事業所に調査を実施し、確実な適用に向けて取り組んだ。 個人番号カードと健康保険被保険者証の一体化については、事務処理の整備やシステム開発などの取り組みを行い、令和6年12月からの円滑な施行を適切に行うことができた。 |

II 業務運営の効率化に関する事項

| | | | | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|--|--|
| 効率的効果的な業務運営 (ビジネスプロセス改革) | B | B | B | B | B | | <ul style="list-style-type: none"> 総合戦略室が主体となりチャネル戦略の企画・検討を行い、10年後に到達すべき各チャネルの姿(ビジョン)の実現に向けた取組方針等を策定し、社会保障審議会年金事業管理部会等へ報告した。 健康保険被保険者の資格にかかる届書について、繁忙期である4月においても標準的な処理期間の目標を達成した。 拠点の管理職の負担軽減および拠点全体の業務効率化を図り、国民年金・厚生年金保険における適用・徴収業務に注力できる環境整備のため、年金事務所における決裁権限を見直した。 令和6年度は、一般管理費は令和5年度比で4.2%(目標は令和10年度までに15%削減)、業務経費は令和5年度比で2.7%(目標は令和10年度までに5%削減)に相当する額の削減を行った。 |
| 外部委託の活用と 管理の適正化 | B | B | B | B | B | | <ul style="list-style-type: none"> 業務の内容に応じて外部委託を活用し、業務の効率化を進め、外部委託の有効な活用を図った。 委託先事業者の履行体制や、情報セキュリティ体制の遵守状況等が適切であるかを確認するため各種検査を実施し、適切に遵守されているかを確認するなど、年金個人情報を取り扱う外部委託の適正な管理を行った。 |
| 社会保険 オンラインシステムの 運用・改善・開発 | B | B | B | B | B | | <ul style="list-style-type: none"> フェーズ1への対応:経過管理・電子決裁システム等について、制度改正とともに届書の追加等のシステム開発、事務処理の効率化を図るためのシステム開発を進めた。 フェーズ2への対応:令和5年度より着手した本格開発について、政府最大級の公的年金システムを安全かつ確実に移行させることを最優先として、必要な見直し方策も含め開発作業を進めた。発注者側の体制として、職員のITスキルに応じた研修等を行い、本格開発の実施体制の整備に取り組んだ。 現行システムへの対応:適切な運用保守・管理により、社会保険オンラインシステムの安定的な稼働を維持しつつ、制度改正や業務改善等とともにシステム開発を行った。 |
| ICT化の推進 | A | A | A | A | A | | <p>〈事業所に対する取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要7届書の全事業所被保険者ベースの電子申請利用割合について、73.9%の電子申請割合となり、目標の前年度以上の電子申請割合を達成した。 被保険者51人以上事業所の電子申請利用割合は令和5年度の84.1%から、2.7ポイント増加し、86.8%となった。また「資本金1億円超の事業所」と合わせた電子申請利用割合は88.3%まで上昇した。 <p>〈個人に対する取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族等申告書の簡易な電子申請サービスについて、各種利用勧奨の取り組みを実施した結果、前年度を3.4ポイント上回り、前年度以上の電子申請割合を達成した。 国民年金保険料控除証明書等の電子送付サービスの利用促進の取り組みを実施した結果、控除証明書、源泉徴収票の電子送付希望者は前年度比+約50万人、ねんきん定期便のペーパーレス化の登録者は前年度比+約117万人となり、大幅に增加了。 |

III 業務運営における公正および透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

| | | | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|---|--|---|
| 内部統制システムの 有効性確保 | B | B | B | B | B | | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から令和6年度の発生件数は減少しているが、発生件数を累積ではなく当該年度分の発生件数でみると、事務処理誤りの当該年度分の発生件数は、令和5年度324件、令和6年度348件となり、令和5年度末時点から24件の増となった。 事務処理誤り発生時には、直ちに関係部署に情報提供を行い、事務処理誤りの発生原因の調査・分析の結果を踏まえて、マニュアルの改正およびシステム改修等の再発防止策の策定等に取り組んだ。 調達委員会の審査を経た調達計画額のうち競争性のある契約にかかる年間調達計画額について削減率が30.3%となり、目標(20%以上)を達成した。 |
| 個人情報の保護 | B | B | B | B | B | | <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策の強化について「情報セキュリティ対策推進計画」に基づく組織面・技術面・業務運営面それぞれの取り組みが、維持・継続して実行された。また、これらの取り組みを自律的に維持・継続するため、PDCAサイクルの運用を確実に行った。 |
| 文書管理および 情報公開 | B | B | B | B | B | | <ul style="list-style-type: none"> 文書の適正管理については、経過管理・電子決裁システムで処理する届書について、電子データを正本として保管することを検討したうえで実現し、年金記録や年金額に関係する文書の保存期間を見直し、規程を改正。 情報公開の推進については、法令や諸規程に基づき、事務処理誤りの公表、業務運営に関する情報の公表、年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表など、必要な情報公開を適切に実施。 |

外国人のお客様への さまざまな対応をご紹介

公的年金制度は、日本に住む20歳以上60歳未満(厚生年金保険については70歳未満)のすべての方は、国籍にかかわらず、日本の公的年金制度(厚生年金保険または国民年金のどちらか)への加入が義務となります。機構ホームページ等においてわかりやすい日本語や多言語を用いたリーフレット等を活用して、公的年金制度の概要、具体的な保険料の納付方法や納付が困難な場合に利用できる免除等の制度についてご案内しているほか、年金事務所の窓口等において、多言語通訳サービスを用いた年金相談を行っています。

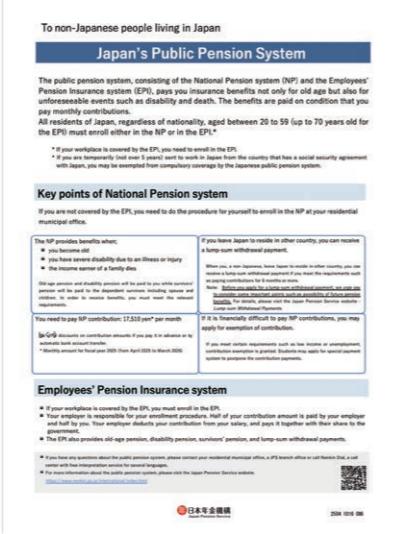
多言語(15か国語)による公的年金制度の周知

機構ホームページでは、年金に関する説明やお知らせをわかりやすい日本語や英語で読むことができます。また、いろいろな国の言葉(英語をはじめとする15か国語)やわかりやすい日本語で書いた制度案内のリーフレット等も掲載しています。

●わかりやすい日本語による国民年金に関する案内



●公的年金制度のご案内(英語)



通訳サービス(11か国語)を利用した年金相談

外国人のお客様からの年金相談に円滑かつ適切に対応するため、年金事務所等の窓口や電話にて、11か国語の通訳サービスを利用した年金相談を行っています。

対応言語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

対応言語

【英語のみ】月曜日(週の第1営業日) 8:30~19:00
火曜日から金曜日 8:30~17:15
第2土曜日 9:30~16:00
【英語以外】月曜日から金曜日 8:30~17:15

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日~1月3日は通訳サービスを利用できません。



第3章

日本年金機構と 公的年金制度

機構組織と年金制度の基礎

公的年金の一連の運営業務を担う私たち日本年金機構の「組織」と「業務」を中心にご紹介します。また、日本の公的年金制度について、その「仕組み」をご説明します。



日本年金機構について

概要

| | |
|----------|--|
| 名称 | 日本年金機構(にっぽんねんきんきこう)(Japan Pension Service) |
| 本部所在地 | 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 |
| 電話番号(代表) | 03-5344-1100 |
| 組織 | 非公務員型の公法人(特殊法人) 本部、年金事務所(全国312か所) |
| 設立年月日 | 平成22年1月1日 ※同時に社会保険庁を廃止 |
| 理事長 | 大竹 和彦(おおたけ かずひこ) |
| 職員数 | 正規職員約11,000人(令和7年4月1日時点) ※上記のほか、特定の業務に従事する特定業務(契約)職員および補助的な業務に従事するアシスタント(契約)職員等を配置。 |
| 業務内容 | 国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金の一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など)を担う。 |

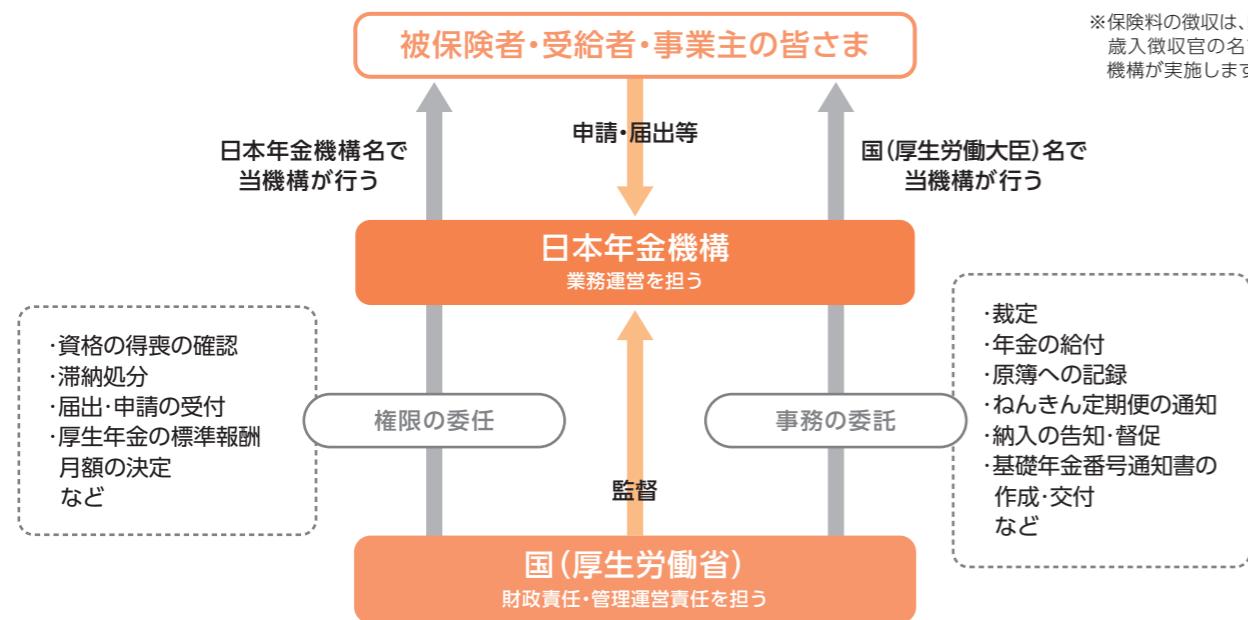


シンボルマーク(平成21年6月25日決定)

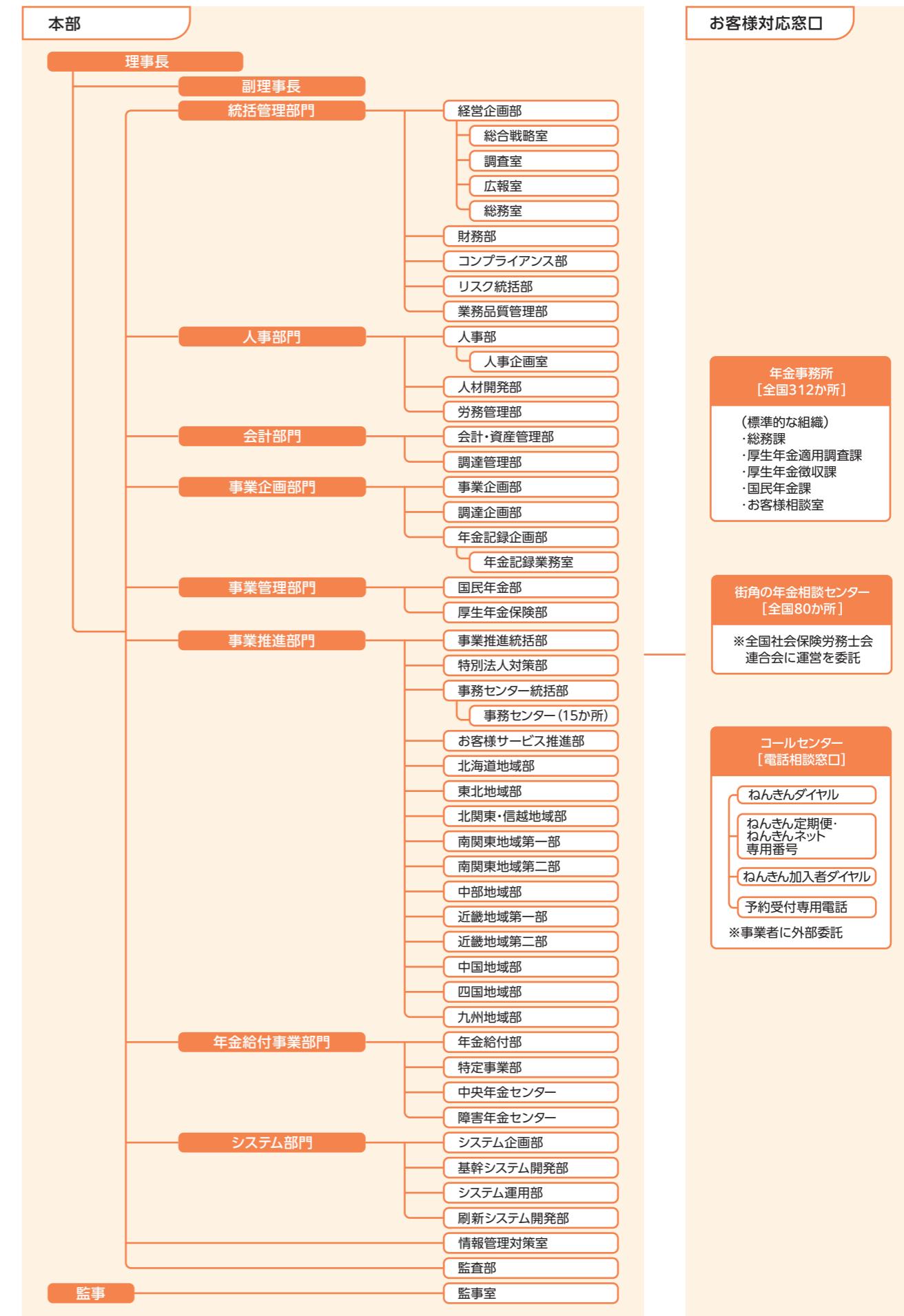
日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の上に「年」の一文字をシンボライズすることで表現。

位置づけ

- 国(厚生労働省)が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は当機構に委任・委託されます。
- 国(厚生労働大臣)の権限を委任された業務(資格の得喪の確認、届出・申請の受付など)については、日本年金機構の名で当機構が実施し、国(厚生労働大臣)から事務の委託を受けた業務(裁定、給付など)については、国(厚生労働大臣)の名で当機構が実施することとなります。



体制(令和7年4月1日時点)



日本年金機構について

基本理念と運営方針

実務を正確かつ迅速に行うことが第一と考えます。

当機構では、以下の「基本理念」、「運営方針」を掲げ、業務の適正な運営と国民の皆さまから
の信頼確保を目指しています。

基本理念

機構の基本理念は、日本年金機構法第2条に、以下のように定められています。

日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同
連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施され
るべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の
意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務
運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努
めなければならない。

運営方針

基本理念に基づいて以下の運営方針を掲げ、組織および業務の運営に取り組んでいます。

- 1 お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供します。
- 2 お客様のご意見を業務運営に反映していくとともに、
業務の成果などについて、わかりやすい情報公開の取り組みを進めます。
- 3 官民人材融合による能力・実績本位の新たな人事方針を確立し、
組織風土を変えます。
- 4 コンプライアンスの徹底、リスク管理の仕組みの構築など
組織ガバナンスを確立します。

業務

国民生活をしっかりと支えていくために、主に5つの業務を行っています。

当機構は、国(厚生労働大臣)^{*}の監督の下、公的年金に関する幅広い業務を行っています。

*国(厚生労働大臣)は、公的年金の財政責任・管理運営責任を担うとともに、機構への指導・監督を行います。

適用業務

▶公平公正に年金制度に加入していただくための業務

国民年金・厚生年金ともに、一人ひとりの資格取得(加入)手続きが適正に行われる
よう業務を行っています。国民年金では、日本国内に住所がある20歳以上60歳未
満の方のうち、加入すべき方全員の加入手続きを速やかに行っています。厚生年
金保険では、未加入の事業所に対して加入指導を行うなど加入促進に努めています。

徴収業務

▶お客様に保険料を納付していただくための業務

個人の方、事業主の方ともに、きちんと保険料を納付していただけるよう、さまざま
な対策に取り組んでいます。例えば、国民年金では、納付督促、強制徴収、免除などの申
請案内、また、厚生年金保険では、事業所に対して納付指導・滞納処分を行っています。

給付業務

▶お客様に正確に年金をお支払いする業務

お客様からの年金請求書の受付、年金証書のお届け、そして正確かつ迅速な年
金のお支払いに取り組んでいます。

記録管理業務

▶お客様の年金記録を管理する業務

お客様の年金記録を正確に管理するとともに、「ねんきん定期便」や「ねんきん
ネット」(インターネットでのサービス)により、お客様が年金加入記録を簡単に確
認できる仕組みを提供しています。

相談業務

▶お客様のご相談にていねいにお応えする業務

年金に関するお客様のご質問やご相談などに、きめ細やかに対応できるよう、窓
口、電話、文書などさまざまな方法で迅速にお応えしています。

公的年金制度について

公的年金制度を支える土台

3つの土台で国民生活を支えています。

「公的年金制度」とは、老後はもちろん、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときなど、いざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えに基づいてつくられた仕組みです。公的年金制度は3つの土台の上に成り立っています。

公的年金制度

国民皆年金

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する義務があります。この「国民皆年金」により、社会全体で国民生活を支えることが実現できるのです。

社会保険方式

社会保険方式は、あらかじめ拠出した保険料を財源として年金の給付を行うものです。原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。

世代間扶養

現在の現役世代が納めている保険料によって年金受給者へ年金が支給される「世代と世代の支え合い」という「賦課(ふか)方式」により運営されています。

公的年金制度の構造

ライフスタイルに合わせた構造になっています。

公的年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する「国民年金」と、会社員や公務員などの方が加入する「厚生年金」の2階建て構造になっています。会社員・公務員などの方は「国民年金」「厚生年金」の2つの年金制度に加入していることになります。また、それぞれのライフスタイルに合わせて第1号から第3号に区分され、保険料の支払い方法や手続きなどが異なります。



年金の種類

「老齢」「障害」「遺族」の3つの種類があります。

年金は高齢者のためだけのものではありません。若くても万が一のときは「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができます。高齢者のみならず、現役世代や若い人の暮らしも支えている重要な制度です。

1 老齢年金

国民年金から「老齢基礎年金」を生涯受け取ることができます。また、厚生年金保険に加入していた人は、「老齢厚生年金」が上乗せされます。国民年金、厚生年金保険ともに、保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。年金の受け取りは原則65歳からとなります。60歳から65歳までの間に繰り上げて受け取ったり、66歳から75歳までの間に繰り下げて受け取ったりすることができます^{*1}。

*1: 繰り上げにより減額され、繰り下げにより増額されます。なお、生年月日が昭和27年4月1日以前の方は、繰り下げできる年齢の上限が70歳までとなります。

*2: 昭和31年4月2日以後生まれの方にかかる令和7年度の年金額です。昭和31年4月1日以前生まれの方は、月額約69,100円となります。

■支給の例

| 本人 | 配偶者 |
|--------------------------------------|--|
| 老齢厚生年金 月額 約94,200円 [40年加入の標準例] | |
| | 老齢基礎年金 月額 約69,300円 ^{*2} [40年納付] |
| 夫婦合計 月額 約232,800円 | |

2 障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されたようになったとき、障害の程度に応じて受け取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師等の診療を受けたときの年金加入状況などによって、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」のいずれか、または両方の年金を受け取ることができます。

重い

障害の程度

軽い

■支給の例

| 厚生年金 (2階部分) | 1級障害 障害厚生年金(1級) 配偶者の加給年金 ^{*1} | 2級障害 障害厚生年金(2級) 配偶者の加給年金 ^{*1} | 3級障害 障害厚生年金(3級) | 障害手当金 |
|----------------|--|--|---|---|
| 基礎年金 (1階部分) | 障害基礎年金(1級) 月額 約86,600円 ^{*2} | 障害基礎年金(2級) 月額 約69,300円 ^{*2} | 子の加算(第1・2子) 各月額 約19,900円 ^{*3} | 子の加算(第1・2子) 各月額 約19,900円 ^{*3} |

*1: 配偶者の加給年金は、配偶者の年齢が65歳未満であること、老齢厚生年金(計算の基礎となる加入期間が240か月以上)や障害年金などを受給することができないことがあります。

*2: 昭和31年4月2日以後生まれの方にかかる令和7年度の年金額です。昭和31年4月1日以前生まれの方は、1級が月額約86,400円、2級が月額約69,100円となります。

*3: 令和7年度の子の加算額です。第3子以降は各月額約6,700円となります。子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害の状態にあることが条件となります。

3 遺族年金

一家の働き手の方や年金を受け取っている方が亡くなったとき、一定の要件を満たす配偶者や子などご家族に対して支給される年金です。亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金を受け取ることができます。

■支給の例

| 子どものある配偶者の例 |
|--|
| 厚生年金 (2階部分) |
| 遺族厚生年金 |
| 基礎年金 (1階部分) |
| 遺族基礎年金 月額 約69,300円 ^{*1} |
| 子の加算(第1・2子) 各月額 約19,900円 ^{*2} |

*1: 昭和31年4月2日以後生まれの方にかかる令和7年度の年金額です。昭和31年4月1日以前生まれの方は、月額約69,100円となります。

*2: 令和7年度の子の加算額です。第3子以降は各月額約6,700円となります。子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、または20歳未満で1級・2級の障害の状態にあることが条件となります。

公的年金制度について

歴史

日本の公的年金制度は、昭和17(1942)年の労働者年金保険の創設に始まり、昭和36(1961)年に国民皆年金が整いました。その後、公的年金制度は社会経済情勢の変化に応じて何度も見直され、今日の制度に至っています。

- 労働者年金保険法の全面施行
(保険料徴収開始)

●基礎年金制度の創設

それぞれ独立して運営されていた年金制度体系の中で、財政基盤が不安定になる可能性や制度間格差などが生じていたため、全国民を対象とする基礎年金制度が発足。国民年金を基礎年金支給の制度とし、さらに厚生年金などの被用者年金制度を上乗せし、公的年金制度を2階建ての仕組みに再編、統合しました。

●第3号被保険者制度スタート

- 労働者年金保険法を厚生年金保険法に改称、女子の加入拡大
- 厚生年金の保険料徴収開始

- 国民年金法制定
- 福祉年金の支給開始

- 国民年金加入受付開始

- 高度経済成長に対応した給付水準の引き上げ

- 在職老齢年金制度を、賃金の増加に応じて賃金と年金額の合計が増加する仕組みへ変更

- 厚生年金保険法の改正
(報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げ:
開始は平成25(2013)年)

- 学生納付特例制度の導入

- 厚生年金(定額部分)の支給
開始年齢引き上げ開始

- 65~69歳の在職者に対する在職老齢年金制度の創設

- 若年者納付猶予制度の導入

●多段階免除制度の導入

- 厚生年金の報酬比例部分の分割(離婚分割)制度の創設

●在職老齢年金制度などの見直し

- ・65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度の導入
- ・70歳以上の被用者に対する在職老齢年金制度の適用

- 基礎年金の国庫負担割合1/2の実現

●国民皆年金50年

- マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し
(キャリーオーバー制度の創設)

●年金生活者支援給付金制度の開始

消費税の引き上げ分を活用し、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金それぞれで要件を満たす対象の方に対し、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給する制度が開始されました。

- 受給開始時期の選択肢の拡大
(繰り下げ上限年齢の引き上げ)

- 在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入

- 短時間労働者の厚生年金保険適用拡大
・被保険者数101人以上の企業等

- 短時間労働者の厚生年金保険適用拡大
・被保険者数51人以上の企業等



●国民年金の保険料納付開始

国民皆年金体制のスタート

厚生年金保険に加え、昭和36(1961)年から自営業者や農林漁業者などを対象とした国民年金が始まり、国民皆年金体制が実現しました。

- 昭和48(1973)年を「福祉元年」と位置づけ、年金の給付水準の大幅な引き上げを含む社会保障の大規模な制度拡充を実施
- 物価スライド制の導入

●基礎年金番号の導入

国民年金や厚生年金、共済組合など、加入する制度ごとの番号で記録の管理が行われていましたが、すべての年金制度に共通した基礎年金番号が導入され、1人に1つの番号となったことにより、制度間の情報交換や加入者への連絡、各種相談などにも迅速に対応

●JR共済、JT共済、NTT共済の三共済を厚生年金に統合

- 厚生年金保険法の改正
(定額部分の支給開始年齢の引き上げなど)

●社会保険庁廃止、1月1日、日本年金機構設立

正しく確実に業務を行うことはもちろん、お客様一人ひとりの安心を支え、お客様との絆をつなぐ年金サービスを目指し設立されました。

- 年金額の改定ルールの見直し
(賃金スライドの徹底)

- 老齢基礎年金などの受給資格期間を10年に短縮

- 納付猶予制度の対象年齢について
30歳までから50歳までに拡大

- 短時間労働者の厚生年金保険適用拡大

- 被用者年金制度一元化法により
共済年金を厚生年金に統一

- 国民年金保険料の申請免除などの
遅延承認期間を過去2年分まで拡大

- 老齢基礎年金などの年金額の特例水準
(本来より2.5%高い)を3年間で解消

年金制度の理解を深める 地域における年金運営の 展開事業をご紹介

年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、地域、企業、教育等のさまざまな場において年金制度の普及・啓発活動を行う「地域における年金運営の展開に関する事業」(略称: 地域年金展開事業)を平成24年度から実施しています。

主な取り組み

地域連携事業

- 職員が自治体や民間企業、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員向けの年金制度説明会を実施。
- 市区町村の広報誌や行事等を通じ年金制度や当機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。



年金セミナー事業

- 職員が、大学や専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。
- 大学での年金相談や学生納付特例制度の申請窓口の開設や、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。



地域相談事業

- 年金事務所から遠方の地域住民や利便性などのニーズに応えるため、市区町村や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。



年金委員活動支援事業

- 年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシ等、活動に役立つ情報を提供。



地域年金事業運営調整会議

- 公的年金制度の普及・啓発等についての検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関等を委員として都道府県単位に設置。



資料編

日本年金機構や年金についてのさまざまなデータをご紹介します。また、「数字で見る年金」や「わたしと年金」エッセイの令和6年度受賞作品もご紹介します。



日本年金機構のデータ

1 役員の紹介(令和7年11月時点)

| | | |
|--|---|---|
| 理事長 大竹 和彦 おおたけ かずひこ | 副理事長 樽見 英樹 たるみ ひでき | 理事 人事・会計部門担当 立田 英人 たてだ ひでと |
| 主な経歴 農林中央金庫 代表理事専務 コーポレート本部長／(株)農林中金総合研究所 取締役会長／協同住宅ローン(株) 取締役会長 | 主な経歴 厚生労働省 医薬・生活衛生局長／内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長／厚生労働事務次官 | 主な経歴 日本年金機構 未来戦略室次長／日本年金機構 事業推進統括部長／日本年金機構 人事部長 |
| 理事 事業企画部門担当 和田 康紀 わだ やすのり | 理事 事業管理部門担当 駒木 賢司 こまき けんじ | 理事 事業推進部門担当 草刈 俊彦 くさかり としひこ |
| 主な経歴 厚生労働省 大臣官房付(併:内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付))／(併:内閣府本府 地域医療水河期二期支援加速化事業推進室参事官)／(合:内閣官房 社会保険改革担当室参事官)／(合:内閣官房 孤独・孤立対策担当室参事官)／厚生労働省 年金局国際年金課長／国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター企画戦略局長／(役員出向) | 主な経歴 厚生労働省 年金局事業企画課長／厚生労働省 社会・援護局総務課長／厚生労働省 大臣官房地域保健福祉施策特別分析官／(役員出向) | 主な経歴 日本年金機構 再生プロジェクト推進室長／日本年金機構 人事部長／日本年金機構 理事(人事・会計部門担当) |
| 理事 年金給付事業部門担当 渡辺 理恵 わたなべりえ | 理事 システム部門担当 鳶内 博美 しまうち ひろよし | 理事 特命担当 安藤 誠 あんどう まこと |
| 主な経歴 日本年金機構 北関東・信越地域第二部運営グループ長／日本年金機構 北関東・信越地域第二部長／日本年金機構 相談・サービス推進部長 | 主な経歴 日本年金機構 基幹システム開発部長／日本年金機構 システム運用部長／日本年金機構 情報管理対策室長 | 主な経歴 日本年金機構 コンプライアンス部長／日本年金機構 監査部監査監／日本年金機構 監査部長 |
| 理事(非常勤) 山宮 慎一郎 やまみや しんいちろう | 理事(非常勤) 辻廣 雅文 つじひろ まさふみ | 理事(非常勤) 大島 真彦 おおしま まさひこ |
| 主な経歴 弁護士(TMI総合法律事務所パートナー)(現職)／ERIホールディングス株式会社社外取締役(現職)／ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社社外監査役(現職) | 主な経歴 株式会社西武ホールディングス 社外取締役(現職)／帝京大学経済学部経営学科教授 兼 帝京大学短期大学現代ビジネス学科長(現職) | 主な経歴 株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取、副会長／アレス・マネジメント・アジア・ジャパン株式会社 代表取締役会長(現職)／Ares Asia パートナー(現職)／トヨタ自動車株式会社 取締役(現職)／株式会社TBSホールディングス 社外監査役(現職) |
| 理事(非常勤) 吉永 みち子 よしなが みちこ | 監事 工藤 政和 くどう まさかず | 監事(非常勤) 矢崎 ふみ子 やざき ふみこ |
| 主な経歴 BPO青少年委員会委員長(現職)／民間放送教育協会 会長(現職) | 主な経歴 (独)地域医療機能推進機構内部統制・監査部長／日本年金機構 監査部監査アドバイザー | 主な経歴 税理士(矢崎ふみ子税理士事務所)(現職)／北野建設株式会社 社外取締役(現職) |

2 役員の報酬

| 役職・氏名 | 令和6年度における報酬等の総額 |
|--------------------------------|-----------------|
| 理事長 大竹 和彦 | 1,896万円 |
| 副理事長 樽見 英樹 | 1,786万円 |
| 理事 立田 英人 | 1,579万円 |
| 理事 和田 康紀 | 1,616万円 |
| 理事 駒木 賢司 (令和6年11月1日就任) | 701万円 |
| 理事 草刈 俊彦 | 1,596万円 |
| 理事 渡辺 理恵 | 1,688万円 |
| 理事 鳶内 博美 | 1,605万円 |
| 理事 安藤 誠 | 1,571万円 |
| 理事 岩井 勝弘 (令和6年10月31日退任) | 890万円 |

| 役職・氏名 | 令和6年度における報酬等の総額 |
|-----------------------|-----------------|
| 理事(非常勤) 山宮 慎一郎 | 38万円 |
| 理事(非常勤) 辻廣 雅文 | 35万円 |
| 理事(非常勤) 大島 真彦 | 35万円 |
| 理事(非常勤) 吉永 みち子 | 24万円 |
| 監事 工藤 政和 | 1,356万円 |
| 監事(非常勤) 矢崎 ふみ子 | 149万円 |

◎報酬等の総額には、報酬(給与)・その他を含みます。

◎役員報酬は日本年金機構役員報酬規程に基づき決められています。

役員の退職手当(令和6年度中の支給分)

| 役職・氏名 | 退職年月日 | 退職手当額 |
|-------------------|--------------|---------|
| 理事長 水島 藤一郎 | 令和5年12月31日退任 | 1,573万円 |
| 理事 入澤 俊行 | 令和5年12月31日退任 | 231万円 |
| 理事 田浦 美香 | 令和5年12月31日退任 | 231万円 |

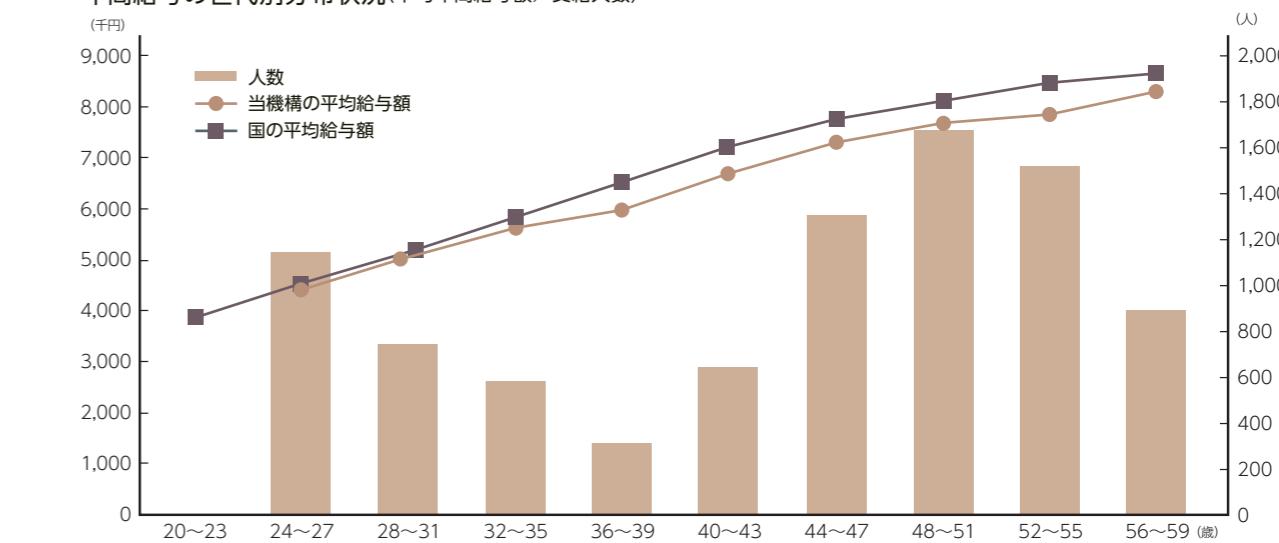
| 役職・氏名 | 退職年月日 | 退職手当額 |
|-----------------|--------------|-------|
| 理事 江藤 友保 | 令和5年12月31日退任 | 231万円 |
| 監事 石原 亨 | 令和5年12月31日退任 | 499万円 |

3 職員の給与(令和6年度)

| 区分 | 平均年齢 | 年間給与総額(平均) |
|------|-------|------------|
| 正規職員 | 44.0歳 | 693万円 |

◎年間給与総額には、賞与・その他を含みます。
◎国家公務員との比較指標である「ラスパイレス指数^{※1}」は94.9となり、令和5年度から0.7ポイント上昇となりました。
※1:「ラスパイレス指数」とは、法人の年齢階層別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を当てはめた場合の給与水準を100とした比較指標で、毎年公表が義務づけられているものです。

年間給与の世代別分布状況(平均年間給与額／支給人数)



退職手当の平均支給額

| 退職手当額 | 2,186万円 |
|-------|---------|
|-------|---------|

◎令和6年度に機構が支給した平均額(勤続20年以上)です。

4 人事・労務関連データ(令和6年度)

| 1か月あたりの時間外勤務(令和6年度) |
|-------------------------------------|
| 一般職:7時間53分 管理職:13時間32分 |
| 年次有給休暇の平均取得日数(全職員)(令和6年度) |
| 14.8日 |
| 女性管理職比率(令和7年4月) |
| 19.1% |
| 障害者の実雇用率 ^{※3} (令和6年6月1日時点) |
| 2.91% |

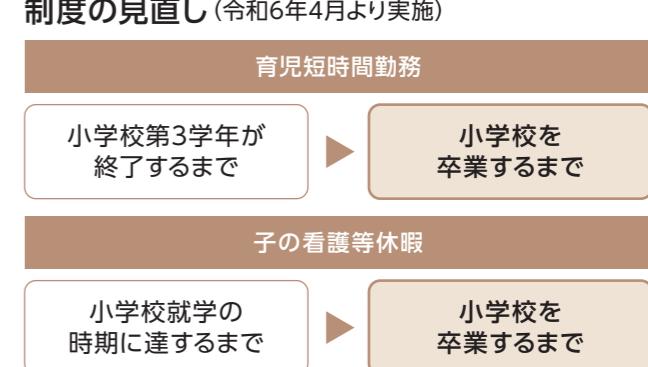
※3:常用雇用労働者に占める障害者である労働者数の割合

正規職員の育児休業取得状況(令和7年4月)

| 育児休業取得率 ^{※2} | 男性 75.90% | 女性 101.12% |
|-----------------------|------------|------------|
| 育児休業平均取得日数 | 男性 135.43日 | 女性 476.47日 |

※2:育児休業取得率=育児休業を取得した職員数／本人(配偶者)が出産した職員数 分母が当該年度の出産者数、分子が当該年度の育児休業の取得者数として集計しているため、出産した年度と育児休業を取得した年度にずれが生じることがあります。

制度の見直し(令和6年4月より実施)



5 財務関連データ (令和6年度)

(1) 財務の状況

① 損益計算書の要約

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| 科目 | 金額 |
|-----------|-------|
| 経常費用 | 3,030 |
| 業務経費 | 2,833 |
| 職員人件費 | 687 |
| その他人件費 | 391 |
| 通信費 | 360 |
| 業務委託費 | 919 |
| その他 | 475 |
| 一般管理費 | 195 |
| 職員人件費 | 84 |
| 業務委託費 | 34 |
| 修繕費 | 13 |
| その他 | 64 |
| 財務費用 | 2 |
| 経常収益 | 3,280 |
| 運営費交付金 | 3,037 |
| その他 | 243 |
| 経常収益一経常費用 | 250 |

◎単位:億円

◎端数整理のため、合計が一部不一致の場合があります。

◎億円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

◎財務の状況は、「財務諸表」として機構ホームページに公表しています。

◎機構は利益の獲得を目的としない法人であり、民間企業のような営業収益ではなく、機構における経常収益は、国から受け入れる交付金が主なものとなっています。

② 経常費用のセグメント別内訳

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| 科目 | 金額 | 内訳 | | |
|----------------|-------|-----------|----------|------------------|
| | | 保険料 財源 | 国庫 財源 | 国庫財源 (支援給付金分) |
| 経常費用 | 3,030 | 2,011 | 971 | 48 |
| 業務経費 | 2,833 | 2,009 | 776 | 48 |
| 保険事業 | 850 | 850 | - | - |
| オンラインシステム事業 | 691 | 691 | - | - |
| 年金相談等事業 | 469 | 469 | - | - |
| 年金生活者支援給付金支給事業 | 33 | - | - | 33 |
| 年金記録問題対策事業 | 0 | - | 0 | - |
| 職員人件費 | 791 | - | 776 | 14 |
| 一般管理費 | 195 | - | 194 | 1 |
| 職員人件費 | 97 | - | 96 | 1 |
| 内部管理事務経費 | 98 | - | 98 | - |
| 財務費用 | 2 | 2 | 0 | 0 |

(2) 予算・決算の概要

① 収入の内訳

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| | 予算額 | 決算額 | 差引増減額 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 運営費交付金 | 3,308 | 3,308 | - |
| 運営費交付金 | 1,033 | 1,033 | - |
| 事業運営費交付金 | 2,220 | 2,220 | - |
| 年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金 | 54 | 54 | - |
| その他の収入 | 3 | 6 | 3 |
| 合計 | 3,311 | 3,314 | 3 |

◎単位:億円

◎端数整理のため、合計が一部不一致の場合があります。

◎億円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

◎予算・決算は、「決算報告書」として機構ホームページに公表しています。

◎差引増減額は、決算額から予算額を引いた金額を記載しています。

③ 資産・負債の状況

貸借対照表の要約

(令和7年3月31日時点)

| 資産の部 | 金額 |
|----------------|-------|
| 現金および預金 | 550 |
| 保管納付受託証券 | 4 |
| 有形固定資産 | 1,027 |
| 投資その他の資産 | 907 |
| その他 | 503 |
| 資産合計 | 2,991 |
| 負債の部 | 金額 |
| 未払金 | 238 |
| 保険料等預り金 | 12 |
| 保険料等預り保管納付受託証券 | 4 |
| 退職給付引当金 | 907 |
| その他 | 676 |
| 負債合計 | 1,837 |
| 資本金(政府出資金) | 1,000 |
| 資本剰余金 | △217 |
| 利益剰余金 | 372 |
| 純資産合計 | 1,155 |
| 負債および純資産合計 | 2,991 |

6 業務関連データ (令和6年度)

次のデータでは基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の運用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および日本私立学校振興・共済事業団の情報を含みません。

(1) 被保険者および事業所の加入状況

① 厚生年金保険・船員保険(令和6年度末時点)

| 厚生年金保険 | 被保険者数 | 4,279万8,128人 |
|--------|-------------|--------------|
| 適用事業所数 | 287万7,081か所 | |

| 船員保険 | 被保険者数 | 5万1,233人 |
|---------------|---------|----------|
| 適用事業所数(船舶所有者) | 3,947か所 | |

② 全国健康保険協会管掌健康保険^{*1}(令和6年度末時点)

| 加入者数 | 被保険者数 | 2,572万1,070人 |
|-------|--------------|--------------|
| 被扶養者数 | 1,397万5,063人 | |

| 適用事業所数 | 275万6,729か所 |
|--------|-------------|
|--------|-------------|

※1: 健康保険組合に加入していない事業所の従業員を対象とした健康保険は、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)といい、全国健康保険協会が運営しています。

③ 国民年金(令和6年度末時点)

| 第1号被保険者数 ^{*2} | 1,368万482人 |
|------------------------|------------|
| 第3号被保険者数 | 640万8,070人 |

※2: 任意加入被保険者を含みます。

(2) 保険料の収納状況

① 厚生年金保険(令和6年度)

| 徴収決定済額 | 収納済歳入額 | 不納欠損額 | 収納未済歳入額 | 収納率 |
|------------|------------|-------|---------|-------|
| 36兆7,719億円 | 36兆3,545億円 | 285億円 | 3,889億円 | 98.9% |

② 船員保険(令和6年度)

| 徴収決定済額 | 収納済歳入額 | 不納欠損額 | 収納未済歳入額 | 収納率 |
|--------|--------|-------|---------|-------|
| 418億円 | 410億円 | 1億円 | 7億円 | 98.1% |

③ 全国健康保険協会管掌健康保険(令和6年度)

| 徴収決定済額 | 収納済歳入額 | 不納欠損額 | 収納未済歳入額 | 収納率 |
|------------|------------|-------|---------|-------|
| 11兆8,863億円 | 11兆6,378億円 | 170億円 | 2,315億円 | 97.9% |

④ 国民年金(令和6年度)

| 現年度分(令和6年度分) | | 過年度分 | |
|--------------|---------|-------|---------------|
| 納付月数 | 納付対象月数 | 納付率 | 最終納付率(令和4年度分) |
| 7,170万月 | 9,127万月 | 78.6% | 84.5% |

◎国民年金保険料の納付期限は、納める保険料の月の翌月末です。

現年度分の保険料納付状況は、令和6年4月～令和7年3月分までの納付状況を令和7年4月末時点でみたものです。

◎過年度分の納付率(令和4年度、令和5年度)については、令和4年度分および令和5年度分の保険料の令和7年4月末時点の納付率です。なお、令和4年度分の納付率が令和6年度における最終納付率になります。

(3) 年金の受給および支払いの状況

① 厚生年金および国民年金の受給者数(令和6年度末時点)

| 厚生年金受給者 | | |
| --- | --- | --- |
| 老齢給付 | 障害給付 | 遺族給付 |

<tbl_r cells="1" ix="1" maxcspan="3" maxrspan="1"

数字で見る年金

公的年金制度の規模や役割の大きさを示す
主な数字をご紹介します。

公的年金加入者数(令和5年度末) 6,745万人

公的年金(国民年金、厚生年金保険)に加入している方のことをさします。日本の人口は約1億2,400万人^{*1}ですので、日本の人口の半分以上に相当します。【出典】厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』(令和5年度)

公的年金加入者全体で、保険料を納付している方の割合(令和5年度末)

■保険料の納付状況(令和5年度末)



未納者^{*5} 79万人

日本の公的年金制度は、納めた保険料に応じて年金が支給される社会保険方式なので、保険料を納めていない方がいても、将来の公的年金財政を揺るがし、制度を崩壊させるようなことはありません。国の制度ですから、国が存続する限り破綻することはありません。

国民年金第1号被保険者の令和5年度分の現年度納付率は77.6%ですが、厚生年金などを合わせた公的年金加入者全体の約99%の方が保険料を納付しています。実際に保険料を納めていない方は全体の1%ほどです。

【出典】厚生労働省・日本年金機構『令和5年度の国民年金の加入・保険料の納付状況について』・厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』(令和5年度)

保険料収入(令和5年度末)

41兆7,509億円

国民年金・厚生年金保険で納められた保険料は、41兆7,509億円であり、厚生年金保険では、事業主も保険料の1/2を負担しています。【出典】厚生労働省『公的年金制度の財政収支状況 令和5年度(単年度収支状況)』

国庫負担分・年金積立金の運用収入などをプラス

年金支給額(令和5年度末)

54兆991億円

保険料徴収に国庫負担と年金積立金の運用収入を追加して支払われている年金支給額は54兆991億円であり、日本の名目GDP^{*6}の約1割となっています。

【出典】厚生労働省『公的年金各制度の財政収支状況 令和5年度(単年度収支状況)』

年金受給権者数(令和5年度末)

3,978万人

日本の人口は約1億2,400万人ですので、国民の約3割が、老齢年金、障害年金、遺族年金の受給権者^{*7}となっています。【出典】厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』(令和5年度)

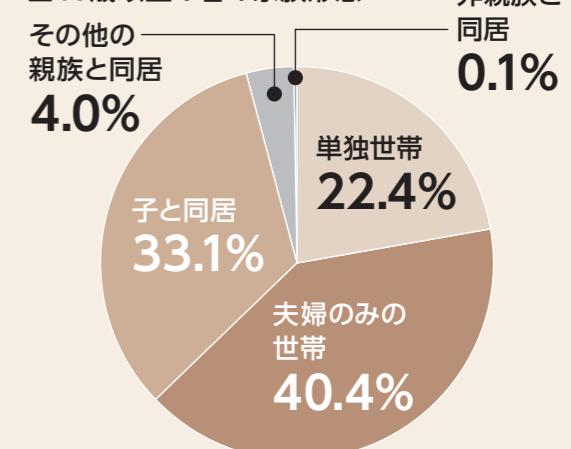
65歳以上の人口(令和6年10月) 3,624万人

■65歳以上の人口推移



高齢者の人口は平成元年(1,431万人)から約2.5倍に増えています。【出典】総務省『人口推計』

■65歳以上の者の家族形態



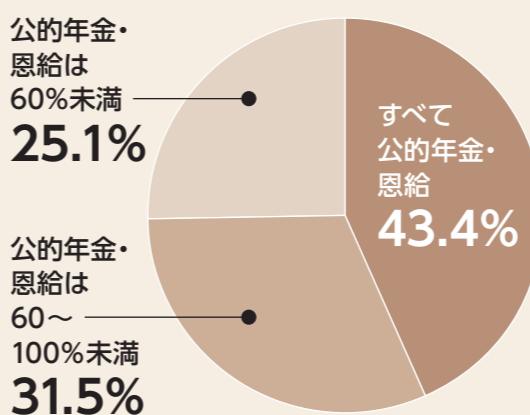
高齢者の家族形態をみると、「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方または一方が65歳以上)の者が1,628万4千人(65歳以上の者の40.4%)で最も多く、次いで「子と同居」の者が1,334万6千人(同33.1%)、「単独世帯」の者が903万1千人(同22.4%)となっている。

【出典】厚生労働省『令和6年国民生活基礎調査』

所得のすべてが 公的年金・恩給の高齢者世帯^{*8}

43.4%

■公的年金・恩給が総所得に占める割合



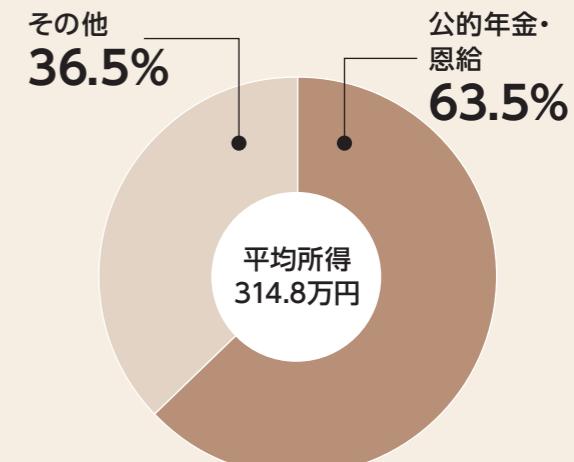
公的年金を受給している高齢者世帯の約4割の方が公的年金と恩給だけで生活しています。

【出典】厚生労働省『令和6年国民生活基礎調査』

高齢者世帯の公的年金・恩給額

200.0万円

■高齢者1世帯あたりの平均所得金額の構成



公的年金と恩給額は平均200.0万円であり、これは高齢者世帯の平均所得の63.5%を占めています。

【出典】厚生労働省『令和6年国民生活基礎調査』

◎端数整理のため、合計が一部不一致の場合があります。

*1: 総人口は翌年度4月1日現在の総人口(確定値)(総務省統計局 人口推計月報)です。

*2: 人数は、令和5年度末の数値です。第1号被保険者には、任意加入被保険者(21万人)を含みます。

*3: 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことです。

(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含みます。)

*4: 保険料を免除または猶予されている人を含みます。

*5: 未納者とは、24か月(令和4年4月～令和6年3月)の保険料が未納となっている人です。

*6: その年に生産されたモノやサービスの合計額を、市場の価格で算出したものをいいます(GDPとは国内総生産のことです)。

*7: ここでは重複のない公的年金の実受給権者のことをいいます。

*8: 高齢者世帯とは65歳以上の人のみで構成するか、またはこれに18歳未満の人が加わった世帯のことをいいます。

「わたしと年金」エッセイ

令和6年度 受賞作品

すべての受賞作品(全文)を、機構ホームページに掲載しています。
わたしと年金エッセイ 審査結果

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/20241129.html>



厚生労働 大臣 賞

石川県
室田律子 様(40代)

「キャーッ！」私の叫び声が近所中に響き渡った。突然、夫が白目になって意識を失い倒れたのだ。近所の人達に見守られながら、彼は救急車で病院に運ばれた。持病もなく健康体そのものだったのに…

病名は原因不明の脳炎だった。主な症状は痙攣、発熱、頭痛、意識障害だが、現在でも死亡する人もいる。元通りの状態になる人もいれば、記憶障害や高次脳機能障害などの後遺症のために、社会復帰が困難となる重い病気だ。

私は深く、深く、絶望した。人工呼吸器を着けて眠る夫の横で泣きに泣いた。彼が倒れた日は、ちょうどお腹の子が生まれる予定日の1か月前のことだったのだ。子供に会う日をあんなに楽しみにしていたのに、この人は助かるの？助かったとしても、私達の事が誰かわかるの？どうやって今後生活をしていくべきなの？色々な思いがグルグル頭を巡った。神様はなんて意地悪なのと何度も何度も思った。夫の意識が戻らないまま、私は男の子を出産した。夫は13歳の時に父を亡くしていて、いつも父親のいない子供の気持ちは自分が一番解ってると言っていた。だからこそ私達をおいていくはずがないと思えた。私が夫と子供を守っていくしかないと強く決心した。

夫が目を覚ましたら何とかなるという期待は虚しく、彼の後遺症は予想以上に重く、私が誰かわからなくなっていた。もちろん子供の事も。言葉も忘れてしまい、会話も出来ない状態だった。作業療法士、理学療法士、言語聴覚士によるリハビリが始まった。だが回復の兆しはなく、大人用と子供用のオムツを抱えながら、私は心が折れないよう、踏ん張るのが精一杯だった。そして入院から415日経った日に夫は退院した。息子は既に1歳になっていた。私は家族を養えるよう、専門職に就こうと決めた。ファイナンシャルプランナーの勉強中に年金という分野に出会い、社会保険労務士を目指すことにした。その知識のおかげで路頭に迷わず、本当に救われた。

夫は会社員だったので傷病手当金を申請し、1年半後に障害年金を請求した。障害年金1級の証書を受け取った時、私はその場で握り締めながら泣き崩れた。彼の症状は重いと判断された事はやはりショックだった。だが、これで私達の生活は当面は守られると安心出来たのだ。そして病気で退職したため、失業保険の延長手続きをして、傷病手当金受給後には特定求職者として通常よりも長い期間受給が出来た。出産費用は出産育児一時金で賄えた。高額療養費制度で長期間の入院費はかなり助けられた。そうやってあらゆる社会保険制度のおかげで、私達家族はずっと守られたのだった。

あれから17年経った今、夫は長いリハビリの甲斐があり、社会復帰し、働いている。赤ちゃんだった息子は、高校2年生になった。そして私は社会保険労務士になった。この素晴らしい社会保険制度に携わる仕事に誇りを持っている。あの時助けられた私が、次は困っている誰かの一助になればと思っている。それが私に出来る恩返しだ。年金の仕事もしている。家族が病気でどうしたらいいかと落ち込んでいる人や、大事な人が亡くなっているから生活に困っている人達に社会保険制度が守ってくれるから安心してと伝えたい。もちろん、「保険」なので加入しないと保証はされない。自分は健康だから関係ないと思っている人も、いつ病気になるかもわからないし、事故で障害を負うかもしれない。だから関係ないなんて絶対に思わないで欲しい。「年金制度が破綻する」など誤った情報に惑わされないよう、制度をしっかりと伝え、必要な人に、必要な制度を届けられるよう、これからも私は励み続けるでしょう。

最後になりますが、私達家族を守ってください心より御礼申し上げます。あの時、障害年金を受給出来たおかげで、夫は社会復帰出来て、息子は立派に成長し、私は社会保険労務士になれました。



毎年募集
しています。
ご参加
ください!

当機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、さまざまな取り組みを行っています。「ねんきん月間」の期間中は、皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開する予定です。この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思いますので、ふるってご応募ください。

なお、当機構からの教育機関等における周知・協力依頼に関しては、学校教育活動の状況に十分配慮のうえ、実施します。また、本エッセイ募集は、厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会および全国都道府県教育委員会連合会の後援を得ています。



日本年金機構 理事長 賞

香川県
重田雪妃 様(高校生)

私の母は昨年から年金を受給しています。「年金」という言葉を聞いたことはありました。高齢者の生活を支えるためのものという認識でした。その制度について何も知りませんでした。ですので、まさか四十代の母に関係のある制度だとは思いもよませんでした。

母は私が生まれたころに夜間の見え方に不安を感じたようで、眼科を受診し、網膜色素変性症という難病の診断を受けました。五十歳頃には失明してしまうという診断に、当時の両親はショックを受けたようです。

しかし、この時に適切に診断を受けていたことが、現在の私たちの暮らしを支えています。といいますのも、約四年前、新型コロナ感染症の大流行により、我が家家の暮らしは大きく変わってきました。父は何年も単身赴任で結婚式の仕事をしていましたが、コロナの流行で結婚式が行われなくなり、毎年百万円ずつ収入が減少してゆきました。父は単身赴任先を引き上げ、別の職種に変わりましたが、何百万も激減した収入は今でも元には戻っていません。その頃、小学校から中学校にあがった私は自分の家庭が経済的に厳しいのだろうと感じていたので、周りの友達が塾に通い始めましたが、自分も塾に通いたいとは言い出せませんでした。むしろ、高校へ進学することは許されるのだろうか、という不安が勝っていました。同じ頃、母も何か仕事がないだろうかと求人を探そうとしたそうですが、パソコンの操作ができないことに気づきます。画面上のアイコンの位置がわからない、マウスポンタの位置がわからない、視界から文字が抜けたり欠けたりして読めない、と視覚障害の症状がひどくなっていたのです。母は、医療費がもったいないからと受診を拒んでいましたが、父から説得を受け、十五年ぶりに眼科を受診しました。

目の障害は、身体障害者二級相当だと判明し、ただでさえ生活が困窮しているのに障害が進んでしまって、この先どのように暮らしていくのかと両親は打ちひしがれました。ところが、十五年前の母は会社員で厚生年金をしっかり払い込んでおり、当時の診断書もきっちり残っていたので、障害年金の受給資格が整っていたのです。お医者さんも障害年金申請用の書類をすぐに作成してください、翌月には年金の受給が開始となりました。

年金のお陰で生活に苦しむことが無くなったように見えたので、私は県内でもトップクラスの進学校へ通いたいと両親に話すことにしました。母の目の病気は遺伝子異常が原因らしいので、遺伝子のどの部分に異常があるのか突き止め、iPS細胞を利用して正常網膜の再生ができるか、研究してみたいのです。そのためには大学への進学も希望しています。両親は金策に目途がついたためか、大学までの進学を後押ししてくれることになりました。現在、私は研究者を目指して大学進学を夢見ています。

このように私たちの家庭を支えてくれる年金制度に本当に感謝しています。両親は、年金の事をただ「取られる」もののように思い、その制度をきちんと知ろうとしたことはなかったそうです。こんなにも身近で私たちの生活を「守ってくれる」制度です。日本に住む私たちはこの素晴らしい制度を自分事と捉え、もっと学び、知ろうとすべきだと思います。年金は人生の保険です。車だって保険を掛けずに乗らないでしょう。人生を歩み進めるなら年金という保険をしっかり払いたいですね。

ちなみに母は障害年金を受けています。保険料の免除が適用できますが、適用を申請していません。理由は、いつの日か治療法が見つかり障害状態でなくなるかもしれないからだそうです。障害が無くなれば障害年金は受給できなくなるので、その時の自分の為に払い続けるのだそうです。そしてその治療法は私に見つけて欲しいそうです。じゃあ、学費にちょっと年金を借りるかもしれないけれど、待っていてくださいね。

年金相談のインターネット予約のご案内

当機構では、全国の年金事務所および街角の年金相談センターでの来訪相談について、インターネットからの年金相談予約を受け付けております。

受付時間

土日祝日を含め毎日／8:00～23:30

翌々営業日以降の相談日から予約可能！

※システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。

インターネット予約のながれ

1. 予約の申し込み

案内に従って 1. 相談内容 2. 希望日時 3. 来訪する年金事務所 4. お客様情報をご入力いただくことにより予約の申し込みができます。

●予約にあたり以下が必要です。

- ・基礎年金番号（基礎年金番号通知書または年金証書をご確認ください）※配偶者がいる場合は、配偶者の基礎年金番号も必要です。
- ・受信可能なメールアドレス

2. 仮予約の完了

日本年金機構から「仮予約申し込み受付」というメールが届きますので、メールに記載された手順に従って手続きを進めてください。

※この時点では、まだ予約確定ではありませんのでご注意ください。

3. 予約完了

ご希望の予約枠の空き情報を確認のうえ、予約成功または予約失敗のメールが送信されます。予約成功のメールが届きましたら予約完了です。

※予約失敗のメールが届いた場合は、別の希望日時で再度お申し込みをお願いします。

4. 予約した年金事務所等の窓口で相談

相談当日は、予約された年金事務所等にお越しください。窓口でお待ちしております。

※年金相談の際には、運転免許証等本人確認できる書類が必要です。



予約サイトへのアクセス方法

**スマートフォン
・携帯電話**



[https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/
RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do](https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do)

パソコン

日本年金機構 予約相談

[https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/
RA01/W_RA0101SCR.do](https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do)

[年金についてのお問い合わせ先]

年金のお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

『ねんきんダイヤル』 年金について的一般的なお問い合わせ

0570-05-1165 050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6700-1165

受付時間 月曜日(月曜日が休日の場合は、翌日以降の平日の初日)／8:30～19:00 ◎第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。
火～金曜日／8:30～17:15 第2土曜日／9:30～16:00

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ

0570-05-4890 050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6631-7521

受付時間 月～金曜日(平日)／8:30～17:15 ◎土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

ご相談の窓口は、全国にございます。

年金についてのご相談は、年金事務所および街角の年金相談センターでお受けしています。

月曜日(月曜日が休日の場合は、翌日以降の平日の初日)／8:30～19:00 火～金曜日／8:30～17:15 第2土曜日／9:30～16:00
◎第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。◎一部の街角の年金相談センターは17:15以降および第2土曜日はご利用できません。

加入に関する一般的なお問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ！

国民年金加入者向け

0570-003-004 050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6630-2525

事業所・厚生年金加入者向け

0570-007-123 050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6837-2913

受付時間 月～金曜日／8:30～19:00 第2土曜日／9:30～16:00 ◎第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは下記専用番号へ！

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号』へ

0570-058-555 050で始まる番号などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は
(東京)03-6700-1144

受付時間 月曜日(月曜日が休日の場合は、翌日以降の平日の初日)／8:30～19:00 ◎第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。
火～金曜日／8:30～17:15 第2土曜日／9:30～16:00

「ねんきんネット」を活用して年金記録の確認や年金見込額の試算をしてみませんか？

○24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金記録を確認できます！

- ・国民年金の加入月数や納付状況を確認してみませんか？
- ・会社にお勤めの場合、厚生年金保険の加入期間を確認してみませんか？

○将来の年金見込額の試算ができます！

- ・「働きながら年金を受け取る場合」や「年金の受給開始を遅らせた場合」など、さまざまな条件で年金見込額を確認してみませんか？

○年金振込通知書や公的年金等の源泉徴収票などの年金の支払いに関する通知書を確認できます！



スマートフォン
でのご利用登録は
こちらから

詳しくは
WEBで！ https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット

